

第一類 第五號  
衆議院 第百四十二回國會 大藏委員會

10

五月十三日 納税者の権利憲章の制定に関する陳情書(徳島県板野郡土成町大字土成字丸山一)の一土成町議会内三原忠次郎(第二二九号)  
恒久的所得減税等に関する陳情書外一件(岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根南町二二の一金ヶ崎町議会内高橋篤外一名)(第一二六七号)  
景気回復のための十兆円減税の早期実施に関する陳情書外六件(広島県尾道市久保一の一五の  
一尾道市議会内木曾勇外六名)(第二二六八号)  
消費税減税 恒久的な所得税減税などによる不況対策の推進に関する陳情書(奈良県生駒郡平群町吉新一の一の一平群町議会内北川義一)(第一二六九号)  
は本委員会に参考送付された。

○村上委員長 これより会議を開きます。

参考人出頭要求に関する件

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第八六号)

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案(内閣提出第八七号)

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案(内閣提出第八八号)

法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第八九号)

金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案(内閣提出第八九号)

○海江田委員 恐縮でございますが、そのポイント、ボイントによろしくございます、御自分の頭の中で今理解をされておる証人喚問の中身についても、ボイント、ボイントは承知いたしております。

○松永国務大臣 文字どおりある程度、新聞等で見ました。詳細なことは見ておりませんけれども、ボイント、ボイントは承知いたしております。

○村上委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○村上委員長 御異議なしと認めますので、順次これを許します。海江田万里君。

○海江田委員 民主党の海江田でございます。

大蔵大臣、連日大変御苦労さまでござります。今も息きを切つて本委員会に駆けつけたということで、本当に御苦労がよくわかるのでございます。

さて、昨日、予算委員会で山一証券の前社長三木淳夫さんですか、この方の証人喚問があつたわけですが、その証人喚問の内容がどんなんものであつたかということは、大臣、ある程度は認識をしておられますね。いかがですか。

○松永国務大臣 特定資産の流動化に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案、特定目的会社に関する法律の整備等に関する法律案及び金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案の各案を議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお詫びいたします。

各案審査のため、本日、参考人として日本銀行副総裁山口泰君、日本銀行理事安藤隆君及び日本銀行理事引馬滋君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○村上委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

五月十三日 納税者の権利憲章の制定に関する陳情書(徳島県板野郡土成町大字土成字丸山一の一土成町議会内三原忠次郎)(第二二九号) 恒久的所得減税等に関する陳情書外一件(岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根南町二二の一金ヶ崎町議会内高橋篤外一名)(第一二六七号) 景気回復のための十兆円減税の早期実施に関する陳情書外六件(広島県尾道市久保一の一五の一尾道市議会内木曾勇外六名)(第二二六八号) 消費税減税 恒久的な所得税減税などによる不況対策の推進に関する陳情書(奈良県生駒郡平群町吉新一の一の一平群町議会内北川義一)(第二六九号) は本委員会に参考送付された。

○村上委員長 これより会議を開きます。

参考人出頭要求に関する件

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第八六号)

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案(内閣提出第八七号)

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第八八号)

金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案(内閣提出第八九号)

定資産の流動化に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案、特定目的会社に  
関係法律の整備等に関する法律案及び金融機関等  
が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案の  
各案を議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお  
詰りいたします。

各案審査のため、本日、参考人として日本銀行  
副総裁山口泰君、日本銀行理事安藤隆君及び日本  
銀行理事引馬滋君の出席を求め、意見を聴取いた  
したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 御異議なしと認めます。よって、  
そのように決しました。

○村上委員長 質疑の申し出がありますので、順  
次これを許します。海江田万里君。

○海江田委員 民主党の海江田でございます。

大蔵大臣、連日大変御苦労さまでござります。  
今も息せきを切つて本委員会に駆けつけたという  
ことで、本当に御苦労がよくわかるのでございま  
す。

さて、昨日、予算委員会で山一証券の前社長三  
木淳夫さんですか、この方の証人喚問があつたわ  
けでございますが、その証人喚問の内容がどんな  
ものであつたかということは、大臣、ある程度は  
認識をしておられますね。いかがですか。

○松永国務大臣 文字どおりある程度、新聞等で  
見ました。詳細なことは見ておりませんけれど  
も、ポイント、ポイントは承知いたしております  
ままで、二つ三つ、ここでお話ししていただきたい  
す。

○海江田委員 恐縮でございますが、そのボイイン  
ト、ボイントでよろしゅうございます、御自分の  
頭の中で今理解をされておる証人喚問の中身につ  
きまして、二つ三つ、ここでお話ししていただきたい

と思ひます。

○松永國務大臣 要するに、当時の松野証券局長と三木元社長とが証券局長室で会った。そのときの話の内容が、松野氏の委員会における証言の内

○海江田委員 ありがとうございました。  
まさに一番のポイントはその点ではなく、だらう  
客と、それからきのうの三木元社長の証言の内容  
とに食い違がある。松野氏としては何かを示唆  
したということはないというのが松野氏の証言の  
内容ではなかつたかというふうに記憶いたしてお  
りますが、きのうの三木社長の証言は示唆を受け  
たという形の証言ではなかつたかなという私の認  
識であります。

○松永国務大臣 今御質問に対する直接の答えにはならないかもしませんけれども、この問題については大蔵省としても松野元局長に確認もし、また後任の局長に何らかの事務引き継ぎがあつたかどうかという点の問い合わせもしたわけであります。松野元局長の言い分は、国会において証言したとおりであるということであり、それから後任の局長は、この山一との関係での引き継ぎ等は受けていないということであつたわけでござい

○海江田委員 もし、証券局長——まだ局長になつておられませんね。何と言うのですか。心得

いるというのが現状なわけでございますが、実は、ここに一人、その場に居合わせた当時の証券局の方がおられるわけですね。これは、三木証人もあるいは松野元証券局長も同じように、証言をしたり、あるいは参考人としての発言をしているわけでございます。

いうことを知るために、もう一方、いたい  
うことは、これは事実なんです。松野さんもそう

いうふうに言つてゐるので。だれだかはわから  
ないけれどもといふことを言つてゐるので。

しかも、この問題というのは、松野元局長がそういうような飛ばしの示唆をしたということだけ

ではありません。新聞なんかにはいろいろな見出  
しもござりますけれども、大蔵省がこれは大変強

く閥与をしたということで、松野元局長一個人の問題ではなしだ、大蔵省の問題ということになつ

ているわけですから、大蔵省はその場に居合わせたのがだれなのかと「う」とをお調べになつても

当然だろうと思いますが、そういうお調べはしたのかどうなのか、教えてください。

○山本(晃)政府委員 お答えいたします。

松野元証券局長の証言、また昨日の山一の三木、当時は副社長であったかと思いますが、この証言、いずれももう一人いたのではないかという

その点につきまして、私どもひとたしまして  
実は当時の関係者、まさに業務課の補佐、あ  
ことでございます。

るいは各課の課長以上、そういうたの方々に聞き取りをさせていただきました。ところが、我々が調

査をした範囲では、その一人がだれであるかといふことは実は特定ができないなかつたというのが実態でござります。

○海江田委員 大変おかしな話でございますね。一応調査をしたけれども、それがだれだか特定で

きなかつたということですが、では具体的に、こういう方々について調査をしたのかどうなのか。今一番可い先生がらへこまつしてらうますよ。

一昔前からあると聞かれておりましたのは  
証券局業務課の当時課長補佐をやつておりました  
堀屋公男さんですね。この方は今民間の証券会社

にもう天下りといいますか転職をされておりますが、この方については聞き取りをしたのかどうな

それから、当時の課長補佐というのは随分有名な方がいらっしゃるのですね。あの例の宮野敏男

さんでありますとか、それから柳原隆さんでありますとか、この方たちも全部畠田業務課長の下で

課長補佐をやつておられたのですが、こういう  
人々について聞き取りをやつたのでしようか、ど  
うなのでしょうか。

○山本(晃)政府委員 今お話をありました塩屋につきましては聞き取りをしております。また、当

時の業務課の総括補佐である厚木にも聞き取りをしております。榎原と宮野につきましては、今御車印のような状況であります、まことにかつ旦當ト

○海江田委員 厚木さん、確かにこれは総括課長でございますので、しております。

補佐で、あと塩屋さんが担当、一番の直結ですか  
ら、その二人についてはそういう事実がないとい

うことを言っているのですね。そうなりますと、これは非常に重要なんです

よ。全く一人だけだったら水かけ論になるわけですが、それとも、もう一方いたわけですから、これは場合によつては、予算委員会なりあるいは当委員会でもよろしいわけございますが、真相解明のためにその方の意見を聞くということは大変大事でござりますから、やはり一日も早く、一体だれなのかということを、当然大蔵省は究明をしてしかるべきだと私は思うのです。

そういうことをさらに努力をして、あと一名がだれであるかということを今後引き続き一生懸命にやつて究明する努力をするというようなおつもありがあるかどうか、教えてください。

○山本(異)政府委員 いずれにいたしましても、本問題は今裁判等もあるわけでございます。そういったこともあり、私どももいたしましても、決していいかげんな聞き取り調査をしたわけではございません。もちろん、今後も必要に応じ調べていただきたいとは存じますけれども、何分裁判の段階に入つていてるということでもございますので、それを私どもとしては見守つてしまいりたいというふうに考えております。

○海江田委員 大臣、今お聞きになつていただいたように、きちと、だれがその第三者、第三番目のザ・サードマンであるか、第三の男であるか、女性かもしれないけれども、これについてはまだ大蔵省の少なくとも事務方の方は、これをできるだけ早くはつきりさせるということは言つていられないわけですね。

それから、裁判とおっしゃつていましただけれども、確かに、宮野さんと榎原さんは裁判を抱えています。それから、もちろん三木さんも裁判を抱えていますが、私が今お話をした証券局長の部屋でどういう話があつたかということなんかについては裁判に何も関係ありませんよ。これからもし松野さんが偽証などで告発をされればまさにそれは裁判になつてきますけれども、今現在、あそこでのやりとりが何か裁判に関係していますか。どなたが裁判に関係しているのですか、あそこのやりとりが。

関係していないからこそ三木さんは、きのうあの予算委員会に来て、御自分の記憶をたどりながらあれだけ正確に話を述べたわけですよ。御自分が裁判に関係をしておつたら、あんなところで話ができるはずがないですよ。弁護士さんもちゃんと脇にいたわけですから、とめるわけですから。あれだけ言えたということは、これはまさに三木さんの裁判には関係ないのですよ。裁判ということは言いわけでして、これは一切通用しないと思いますが、いかがでしょうか。何が裁判に関係するのですか。

○松永国務大臣 三木氏是有価証券報告書虚偽記載罪ということで起訴されて裁判中なわけですよが、このときのことは怒らしく時効にかかるといふものだから起訴の対象になつていないのでじやなかるのです。

うか、こう思います。

かと思ひますが、そういう意味では三木氏の裁判と全く無関係か、あるいは継続したものになつてゐるのか、これはわかりませんが、いずれにしろ、当時の大蔵省の局長の言い分と三木氏の言い分とが食い違つてゐるということであれば、今までのところは食い違つたままでどれが眞実かといふことはわからないままになつておりますけれども、委員御指摘のように、だれかそこにいた人がいれば、そしてその人の記憶が、六年前でありますけれども、ある程度定かな記憶があれば、それは真相解明に役立つもの、こういうふうに思ひます。

そこで、その人間がだれなのか、特定できるようになつてゐる者についていろいろ聞くのは聞きにくいい点もありますけれども、いずれにせよ、だれだったのかということは判明するように調査をしてみたい、その努力をしたい、私自身はそう思っています。

うことをやつていただきたい、できるだけ早く、それは特定をしていただきたいと思うのですね。それは何もその場に立ち会つただけじゃなくて、これまでの証言でも明らかなように、まさにその人がキーパーソンになつて山一証券と何度も連絡をとり合つてゐるのですよ。

それから、これはきょうの朝日新聞の社説でござりますけれども、「疑問つのる松野証言」といふことである書いてござります。この後段のこところを読みますけれども、「三木、松野会談に同席した大蔵省の役人を見られる人物を特定し、事情をきく努力も続けるべきだろう。証券局長と大手証券の首脳との話し合いの場に立ち会うような官僚は限られるのではないか。局長室でのやりとりの内容を突き止めるため、大蔵省も国会に協力すべきだ。」こういうふうに書いてあるわけですが、いますね。

○松永国務大臣　国会の審議には協力するという  
のが本旨であろうと思いますので、努力をしてみ  
ます。

ただ、六年前だという困った問題が一つあると  
いうことは御理解願いたい。そのことも念頭に置  
きます。

○山口二郎議員　大臣の声だらうと思ひますので、これはぜひ、恐縮で  
ござりますが、大臣、重ねて、この点はなるべく  
速やかに調査をして、そしてそれを国会に報告を  
するということをお約束いただきたいと私は思は  
ます。

きながら努力をしてみます。

べたか、夕飯に何を食べたかという話ならば、大臣おっしゃるよう、それは記憶もおぼろげになつりますよ。ところが、これだけ大きな問題になつて、そしてそれが今、そうすれば当然記憶を思い出しますよ。これはわかるはずですよ。それはどうですよ。いや、わかりますよ。しかもその人は一人しかいないわけですから。

それから、この社説にも書いてありますけれども、そんなに何百人もいて、あるいは何千人もいる

て、その中から一人を特定するのではなくて、私は二三名詩の二、三種類の戯劇の記録を持っています。

はここに当時の大蔵省の職員の配置録を持ってありますけれども、これで当たつていけばいいわけですよ。銀行局の人なんか立ち会つていないのですから。これは正券局ですかう。正券局、當時で

何人ですか。何十人ですよ。しかも、普通の係長以下がそこに立ち会うはずもないわけですから、課長補佐なのか審議官なのか、そのあたりのクラスなわけですから、これは十人にも当たればわから

るわけですよ。

ということを言ひませんと、これはやはり今後の証券行政とも大変大きくかかわってくる問題です。だから、大蔵大臣、ぜひそういう認識を持つていただきたい。もう一回、たび重なつて恐縮ですが、前向きに調査する、わかれれば発表する、わからせることであります。

○松永国務大臣 今事務の方に聞きましたら、別  
の事件で、すなわち収賄罪で起訴されている二  
人、これ以外の人についてはいろいろ話を聞いた  
んだそうです。しかし、この二人は、この事件と  
は関係ないナレッジも、別のことまで逮捕、起訴さ

○海江田委員 実はまだその話を聞いていない一人だそうでありますので、この二人について、急いで話を聞いちゃうよりはまず、そしてその様子を、本委員会というよりはまず委員の方にお知らせするという形に持つていかな、こう思つております。

ども、社内に調査委員会をつくりて、そして立派な報告書を書いているわけですね。もちろん、そ

の報告書には、きのう三木証人が証言をした内容

ですから書かれておるわけにござりますが本來でしたら、大蔵省の中にこの問題の調査委員会ぐらいつくつて、もちろん、接待の問題で調査委員会をつくつたり、接待の問題で聞き取りをやるもの、これも重要でござりますけれども、それと同様に、いろいろな事項を調査する機関を設けるべきであることは、これは間違ひございません。

じくらいにあるいはそれ以上に私はこの間題をはつきりさせるということは、今後の金融行政、あるいは今後の証券行政を行っていく上で大変重要だと思うのですね。ですから、そういうような調査委員会なども発足をさせるというようないふつゝへまへばさへようか。

○山本(異)政府委員 山一証券のいわゆる飛ばしにかかる問題につきましては、既にいろいろな国会における質疑あるいは監視委員会の調査などによりまして明らかになつた事実もあるわけでございます。こういったことを踏まえつつ、私ども

としても、当時の処理を振り返って、行政上反省すべき点、あるいは教訓とすべき点、これは多々あるのではないかというふうに思つております。そういう観點に立ちましても、私ども、いわゆる従来の事前予防型の行政といふものを事後

チエック型の透明な行政手法に転換をしていかなければいけないということも、またこの問題の教訓として重く受けとめて、今後、行政運営に遺漏がないように、また大蔵省、さまざまなる批判を浴びているわけでござりますけれども、私どもの行動

○ 海江田委員 そのものも国民からの信頼というものを損なわないよう頑張つてまいりたい、かように考えております。

関係法に関係した質問に入らせていただきま  
が、ただ、先ほど来お話ををしておりますように、  
この松野さんの行政指導の問題も、これは実は士  
きな関係がもちろんあるわけでございます。  
今こういう御時世でござりますから、こういう

御時世というのは、要するに景気が悪くて、人々の収入なども実質可処分所得などが減つておるわ

けでござります。そうなると、これは私の周りで実際に起きた話でございますが、いろいろな保険に入つておる。恐らく大臣もいろいろな関係などもあって保険に入つておるのでないだろうかと思われます。が、収入も余りふえないから、しかも、毎月の払いありますとか半年ごとの払いでありますとなかなか厳しいから、これを何とかもう払うのをやめてしまいたい。ところが、払うのをやめてしまった場合、実は、これはやめ方には一通りあります。払うのは、もうこれからはお金を払いたくないけれども、せつかくこれまで積んできたんだ。しかも、これからの時代というのはまだまだ不確実な時代ですから、不安な時代ですから、やはり自分にもし何かあつたときのために保障だけは残しておきたい。例えば、一千万円ぐらいの保障でありますとか、二千万円ぐらいの保障でありますとか、保障だけは残しておきたいといふケースが結構あるわけですね。

そうしたときに、やり方が一通りあります。一つのやり方といふのは、これまでの例え一般の生命保険、満期保険もあるし、死亡のときの保険金もあるといふような一般的の保険から、今度は死亡のときだけの保険に乗りかえをする。これまであつたこの保険を一たんそこで解約をして、そして新規に死亡保障だけのついた保険に、乗りかえといいますけれども、乗りかえをするという方法が一つあるのです。

それからもう一つは、乗りかえをやりませんで、これまで払つていた保険を、もう新規に保険料を払わないけれども、払い済み保険にするというやり方があるのです。これは契約自体は切らないわけですね。だから解約はしないわけです。前者の方が、解約をして保障だけの保険にまさに乗りかえをする。車の下取りなんと同じです。下取りに出して新しいものに契約をし直す。それからもう片一方は、解約をしないで保障だけを残すということ。実は、このどちらをとるのかといふことは、ま

けでござります。それはその契約者の選択なわけですけれども、ただ、一つ言えますことは、払い済み保険に入つておる。恐らく大臣もいろいろな関係などもあって保険に入つておるのでないだろうかと思われます。が、収入も余りふえないから、しかも、毎月の払いありますとか半年ごとの払いでありますとなかなか厳しいから、これを何とかもう払うのをやめてしまいたい。ところが、払うのをやめてしまった場合、実は、これはやめ方には一通りあります。払うのは、もうこれからはお金を払いたくないけれども、せつかくこれまで積んできたんだ。しかも、これからの時代というのはまだまだ不確実な時代ですから、不安な時代ですから、やはり自分にもし何かあつたときのために保障だけは残しておきたい。例えば、一千万円ぐらいの保障でありますとか、二千万円ぐらいの保障でありますとか、保障だけは残しておきたいといふケースが結構あるわけですね。

そこが、素人ですから、払い済みという言葉はわからなかつた。保障だけを残したいというこそで保険会社に行つた。そうしたら、保険会社に行きましたら、保険会社から、すぐに営業所から外交員の方が飛んできて、そして、わかりました。では、こういうふうに全部書いてくれるわけです。ここだけ判こを押してください、ここだけ判こを押してくれれば、そういう手続ができますからと言つて、それで、この人は実際には判こを押さなかつたわけです。判こを押さなかつたからよかっただけですが、そのまま判こを押していたらどういうことになるかといふと、払い済み保険ではなしに、まさに保険を解約して、そして新規の保険に乗りかえをさせられるわけです。いろいろな保険の種類がありまして、この人の場合は、先ほどお話をした払い済み保険にすれば死亡時の保障が大体千四百万円ぐらいあつた。ところが、こういうふうな事例といふのはお聞きになつていますか。どうでしようか。

ところが、そのところでは、保険会社はまさに今言つたようなやり方をしているということがあるわけですから、大蔵当局の方は、そういうふうな事例といふのはお聞きになつていますか。どうでしようか。

○福田政府委員 具体的な事例の御指摘でございますが、乗りかえそのものについて、いろいろ誤解を招くような募集行為が時折あるといふような話は伺つたことはございますが、具体的に今のような直接該当するような例は私はまだ聞いたことがございません。

○海江田委員 これは大臣、お話をわかるでしょ。でも、最後のところでわからぬような顔をしておる。では、これから質問しますけれども、保険会社の方とすれば、特に保険の外交員の方たちといふのは、新規の契約をとつて彼らの世界ですね。そうすると、今までの払い済み保険では新規の契約はとれないわけですよ。だから、どうしてもやはり外務員の人たちは、勢い、乗りかえにした方が有利ですから、乗りかえをしたがるのですよ。基本的にそういう仕組みになつていて、これはさなかつたわけです。判こを押さなかつたからよかっただけですが、そのまま判こを押していたらどういうことになるかといふと、払い済み保険ではなしに、まさに保険を解約して、そして新規の保険に乗りかえをさせられるわけです。いろいろな保険の種類がありまして、この人の場合は、先ほどお話をした払い済み保険にすれば死亡時の保障が大体千四百万円ぐらいあつた。ところが、こういうふうな事例といふのはお聞きになつていますか。どうでしようか。

特に質問はありませんけれども、今のお話を大体わかりますね、どうしてそういうことが多くなるというか、どうしてそういうふうになるかといふことは、この委員会といふのは逆質問といふのが、なしだですから、これはやるわけにはいきませんが、はつきり言ってそういうことがあるのです。それが、おわかりをいただけだと思うわけですから、今言った違うというのも、私がお話をすれば大臣も

一般の人は知らないわけですよ。

ですから、そういう意味においては、これはむしろ本当に厳しく一々調べていって、この間、そ

ういう乗りかえのケースなどは非常に多いはずな

んですね。これも、もしそういうケースがあれば後でちよつとお尋ねをしたいと思いますけれども、そういう一つ一つについて、あなたはその乗りかえでよかつたのですかということを聞いてみれば、いや、私はそんなつもりじゃない。あるいは、もう一つこういうようなやり方もあるのですよ。もうこれ以上保険料を払いたくないから、だから保険料を払わないで、しかも保障だけは残したい、これは現代人のニーズなわけですよ。そう

いうニーズに合うためにはこういうやり方もあるのですよ、あるいはこういうやり方もあるのですよ、こっちの特徴はこれですよ、こっちの特徴はこれですよといふことを言って、そして本当に契約をさせれば、そこで初めていわゆる契約者の利益といふものは守られるわけですから、今やはりそういうふうになつていいことですね。このことは、苦情として出てきたのが少ないからとか少なくないからということではないに、かなり広範に存在をする、私はそういう認識を持つておるのでですね。

その乗りかえの件数があつていてるとかふえていないとかいうデータは、保険部長、お持ちですか、どうですか。

【委員長退席、井奥委員長代理着席】  
○福田政府委員 申しわけございません。今手元にございません。  
○海江田委員 それは調べようと思えばもうデータはあるわけですか、それともデータとして全くないですか。保険の契約の数というのはわかるわけですけれども、乗りかえの件数というのを把握をしておられるのですか、しておられないのですか。

○福田政府委員 今現在把握しておりません。

それで、そのような計数がとれるかどうかを含めて、きょうの段階ではお答えを差し控えさせて

いたただきたいと思います。

○海江田委員 わかりました。

それでは、ぜひそういうデータも少し調べてくれださい。

だから、今私がお話をしましたのは、今まで保険のお話をしましたけれども、保険ですとか金融というのは、そういう意味では大変専門性の高いものなんですね、証券もそうですけれども、そういうときに、いわゆる契約者保護でありますとかあるいは預金者保護でありますとか投資家保護というものを、基本的な認識として一体どういう形で保護をしていかなければいけないかということは、かなり基本的な哲学がなければいけないと私は思うのですね。

片一方は専門的な知識を持つたいわゆる企業の、あるいは保険会社でありますとか証券会社でありますとか銀行でありますとか、そういう人と一人一人のいわば契約者でありますとか預金者との間に、その判断をするための情報量でありますとか、それから知識の蓄積でありますとか、そういう人が発想からスタートをして、それでどうやってそれが守つていかなければいけないかということを守つておられるのですか。

あるいは投資家でありますとか預金者でありますとかあるいは投資家でありますとか、こういうもの

ず考へるべきではないだろうか、そういう基本的な認識を持つておるのでですが、これは銀行局長にお尋ねをしましようか。山口銀行局長、どういう認識を持つておられるか、お話しください。

早速私どもとしても、いろいろ今研究会をやつておりますが、何せ業法の体系が物すごい広範囲にわたり、各省庁、随分絡み合つてているといふことで、非常に難しい問題であります。真剣に取り組んでおるところでございます。

その際、非常に難しい問題として、これからはやや私見にわたるわけでございますが、今、業法の歴史でもつてそれぞれの業態に一番適した形のエンフォースメントをやつてあるわけでございます。何か困った事態に陥らないように、どういうふうなやり方でそれを担保していくかということをそれぞれの業法が考へているわけです。それが

例えば、銀行法、これは銀行のあるべき姿はどういうものか、健全性を確保するためにどういう

ことをすればいいのか、あるいは適正な業務運営はどういう指導でもつて実現すればいいのかとい

う考え方。もう一つ、保険について申し上げますと、これはまた保険業法というのがあります。

また今おっしゃった、もとで言うと募取法のよう

なや取引法的なものを入れてあるということ。

半ば業法的、半ば取引法的なものが混在をしていました。そういうときには、証券もそうですね、証券もそうですね、証券もそうですね、証券もそうですね。

ますとかあるいは預金者保護でありますとか投資家保護というものを、基本的な認識として一体どういう形で保護をしていかなければいけないかということは、かなり基本的な哲学がなければいけないと私は思うのですね。

片一方は専門的な知識を持つたいわゆる企業の、あるいは保険会社でありますとか証券会社でありますとか銀行でありますとか、そういう人と一人一人のいわば契約者でありますとか預金者との間に、その判断をするための情報量でありますとか、それから知識の蓄積でありますとか、そういう人が発想からスタートをして、それでどうやってそれが守つていかなければいけないかといふ

うに推察するわけでございます。そのとき、相手ちらかと言ふとそれをやや取引法的に、横断的に眺めて、何か取引に共通するルールといふものが必要ではないかといふ御指摘ではありますか。

先生がおっしゃるような考え方というのは、どちらかと言ふとそれをやや取引法的に、横断的に

商品取引所法等、すべて金融商品を扱つていても

信託法、商品ファンド法、特定債権法、不動産特定共同事業法、投資顧問業法、金融先物取引法、

商品取引所法等、すべて金融商品を扱つていても

これがそれらの業法の形あるいは取引法の形でこれまで発展してまいつたわけでございます。

先生がおっしゃるような考え方というのは、どちらかと言ふとそれをやや取引法的に、横断的に

商品取引所法等、すべて金融商品を扱つていても

法律はそれだけではございませんで、あと投資

の高いものなんですね、証券もそうですね、証券もそうですね、証券もそうですね、証券もそうですね。

ますとかあるいは預金者保護でありますとか投資

家保護というものを、基本的な認識として一体どういう形で保護をしていかなければいけないかといふ

うに推察するわけでございます。そのとき、相手ちらかと言ふとそれをやや取引法的に、横断的に

商品取引所法等、すべて金融商品を扱つていても

信託法、商品ファンド法、特定債権法、不動産特

定共同事業法、投資顧問業法、金融先物取引法、

商品取引所法等、すべて金融商品を扱つていても

法律はそれだけではございませんで、あと投資

う考え方。あるいは、全部自主規制機関をつくりませてやつたらいいのか。例えば銀行におきましては、自主規制機関というのはないわけですね。ところが、証券取引においては自主規制機関があるわけ

でございます。そういういろいろ、ばらばらになつております。

しかし、問題点としてはそういうふうな意識を持ちながら、今回の法改正でもその点を考慮させていただきます。銀行法としては私としてはちょっと異例な考え方だと思うのでございますが、顧客への説明義務というのを入れさせていただきました。

そのほか、預金者保護、投資家保護のためにはディスクロージャーにつきましては、この委員会でのいろいろな御意見も踏まえましてこれも

で、ディスクロージャーにつきましては、この委員会でのいろいろな御意見も踏まえましてこれも

それから、銀行などから証券会社とか、それだけではない、今もうビッグバンの時代ですから、垣根が外れていいろいろな会社もできるわけですかね。しかし、基本的な発想として、そういう人たちが押しながら、自分たちは金融サービスを提供する人たちは、ちだよ、そういう金融機関を利用する人たちは押しなべて、自分たちは金融サービスの受け手であるよ、消費者であるよという認識に立つと、本当にこれは整理がしやすいのですね。けれども現状はそういうふうになつてない。そういうふうになつてないから、ここは預金者でここは契約者でと、大臣も答弁するのに一々大変でしようけれども、一々そういう煩雑なことをやらなければいけない。

しかも、今局長がおっしゃったのは、それそれに歴史もあっていろいろな保護のされ方が違う。はつきり言えども、銀行法と証券業法と保険法でいえば、一番細かく書いているのはどちらかと言えばやはり証券法ですよ。次は保険法なのですよ。証券には取引業法もある。それから、保険法については取引業法はないけれども、保険法でもつて大体カバーをしておるということですから、投資家の保護の点でいうと今言つた順番で、証券業法が一番詳しくて、その次が保険法ですよ。それから銀行法が一番少ないわけですね。

そういうふうにそれぞれ、保護の歴史も違つからどこで線を引つたらしいのかということもなかなか難しいというようなことも恐らくおっしゃりたいのだろうと思ひますが、それならば、保護の観点からいえば、一番事細かに書いております証券業法で線を引けばいいわけですよ。

そして、これは一つ大きな問題ですが、確かにおっしゃるように今度の新しいこの法案の中で、「預金者等に対する情報の提供等」ということで、銀行法第十二条の二関係でそういう項目が盛り込まれておるのであります。ただ、ここで書いてありますのは、あくまでも預金者等に対する情報の提供ということで、銀行とのつき合いというのは実は預金する立場だけではありませんよ。借り手の立場

もあるわけですね、ローンを借りるということは融資を受ける。今度の改正法でもこの借り手の立場というのが全く抜け落ちているわけですね。

それで、確かに、これも予算委員会で議論をしましたと思うのですが、我が国には幽靈を取り締まる法律はない。これはそうですね。それは何でないのかといえば、幽靈が実存しないからないのでありますよ。銀行法も今までそういう意味では、預金者保護ですかそれから借り手の保護とかいうことは、まさに銀行が倒産をすることはない、それから銀行が悪いことをやつて過剰な融資をすることもない、そういう前提に立つていましたから、わざわざそのときに銀行のそういう融資だとあるいは預金に対して法律をつくったら、それはまさに幽靈を取り締まる法律と同じような法律になってしまうということでつくらなかつたわけです。

ところが、この間、その幽靈がまさに出でてしまったわけですよ。そうなつたときに、これはまさに幽靈ではなくなつて、現実に銀行が倒産をするとし、それから貸している場合だつて異常な貸しき付けだとかという例があるわけですよ。そういうときにはこれまでと同じような認識でいいのかどうか。とりわけ貸し手に対しては、片一方では貸金業者に対しては非常にきつい縛りをやつしていくわけですよ。あるいはカードを使った融資などについても、これは厳しい縛りをやつっているわけですよ。けれども、同じ貸し出し行為、同じ融資行為でありながら、今度銀行法、銀行の行う貸し出しに対して一切言及がないということはどういうことなんですか。お尋ねをします。

○山口政府委員 確かに、消費者が運用者となる場合は先ほどのお話を、今度は調達者といいますか借り手側、つまり信用保護という観点からの御指摘でございます。それも大変重要な点だと思います。

今のお尋ねの、例えば貸金業法と恐らく割賦販売法を指しておられると思いますが、それと比べて銀行法が随分違うねということですけれども、銀行法の体系がもともと、厳しい参入条件をつけ

て免許制、しかも数年に一回は必ず当局の厳しい検査があつて、しかも行政命令が出るというような、しかもそういう厳しいチェックがいつもなされるというものと、貸金業法のように、登録制で課しておりまして、それに違反すればすぐ警察に検挙される、こういう法体系のものと若干考え方方が違う。銀行法の場合、したがつて、銀行そのものがそういうことをやることすら許されない存在なのだという前提に立つていると思うのですね。

ただ、先生がおっしゃいますように、銀行が完全無欠な存在であればそれはそれで成り立つ議論ではござりますけれども、では、はてそうかということ。当委員会でもいろいろ変額保険等の話を挙げられまして御批判もございました。私どもも謙虚に受けとめ、それは注意喚起をしているわけですがございますけれども、この借り手の保護といふことについては、いろいろな観点がありますが、できるものから手を打つていいこうというような考え方でありますまして、まず第一に考えるべきことは、約款で縛っている部分、銀行の約款というものをやはり早急に見直してもらう必要があるということで、これは法律マターではありませんが、早速やっておるわけでござります。

それと、もう一つ難しいのは、最近よくありますのは、信用情報がよく漏れてしまう。これは別に銀行の情報だけではありませんが、どうも、ある人が銀行に行って断られたというとノンバンクから一斉にダイレクトメールが来たという話を最近聞いたことがありますて、一体どうなつているんだというような、そういう信用情報が非常に漏えいしがちであるということ、こういうのが緊急の課題としてありますて、早速取り組もうとしておりますが、いろいろこれも法律的な立て方の難しさというものを考えますときに、早急に結論が出ればいいのでござりますけれども、やや頭を悩ませつつも、こういう問題に取り組んでいくべき時期だなどということを痛感しているのが現状で

○海江田委員 今私がお話をしました借り手に対する保護ということが特に銀行については全く抜け落ちているというのは、私はこれは今回の法案の一つの大きな欠点ではないだらうかという気がするのですね。

まさに、今局長からもお話をありましたけれども、これからはまさにビッグバンで銀行の活動というのが非常に活発になっていくわけですから、そういうときにやはり何らかの形で、しかも消費者保護をうたってそして銀行法の改正をやるわけですから、そのときに一言でも借り手に対する保護の考え方、もちろん、先ほどもお話をしましたけれども、トータルな金融サービス法、これは金融サービスを提供する側もそれから受ける側も、そのサービス法にのつとつたところで、それを一つのルールとして自由な取引をやりなさいといふことで、それができるのが一番いいわけですけれども、今お話がありましたように、それができないといふことであれば、ファーストステップとして今回の法改正をどういうふうにするかといふことを考えて、できるだけやはりファーストステップで次のステップにつながるようについて考えて、今私たちの党でもいろいろな議論をしているところでありまして、何も反対だといふことでなしに、できるだけいいところを見ていくということをここで議論をしているのです。

けれども、それにしてもやはり私は、貸し手、貸す側あるいは借り手、そういう金融サービスを受ける側のとりわけ銀行の融資を受ける立場について全く触れていないといふのは大変大きな瑕疵だというふうに思うわけでござります。これは大蔵大臣に、今の話を聞いておりまして感想なり御意見なりをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松永国務大臣 私は、海江田先生の博識といふものを前から知つておきましたけれども、今保険の話等も聞きまして、なるほど博識な方だな、こう思いました。

実は私も三十年ぐらい前に、これはもう選挙をやる初めのころでございました。ある保険会社の勧説業をやっている人が、この保険に入つてくれれば応援するから、こう言うものですから、そこで生命保険に入つたことがあります。その後、掛金を払うのが嫌になつてしまつて、売つてしまつたのがあります。今どうなつてゐるか知りませんけれども。その後といふものは、勧説員が来た場合でも全部女房任せにしておりますから、さて、生命保険に私が入つてゐるかどうかすら私はわかりません。

現在入つてゐるのは、ホール・イン・ワンをした場合の保険があります。それには、友達がそれが切れたときにまた勧説に来ますので、それは入つております。それからまた、私の友人が火災保険の代理店をやつていて、自宅と事務所の火災保険は入つておりますけれども、そのほかには保険は入つておりません。ただ、国会に団体生命保険というものが入つていて、それは入つているようになります。いずれにせよ、海江田先生の博識には、今さらのごとく感銘をしたような次第でございます。

今の話を聞いておりまして私が感じましたことは、ちょっと話にも出でおりましたけれども、貸し手責任ということの中に、あの人には当銀行は幾ら融資しているよ、こういつたことが外に漏れたりには、その融資を受けている人は大変な迷惑をこうむるかもしれません。あるいはまた、あの人の預金残高はこの程度だなどといふことも外に漏らしてもらっては、漏らされた人は迷惑をこうむるかもしれません。そういう意味で、それを法律で禁止するか、あるいはモラルとして守るべきものとするのか、いろいろ検討すべき点はあろうかと思ひます。

いずれにせよ、消費者といいますか、あるいは借り手といいますか、さらには、場合によつては消費者が同時に投資家といふ立場にもなるわけでありまして、その場合の投資家保護あるいは消費者保護、借り手保護、こういったものは必要最小

限、法律として必要ではなかろうか。  
先ほどの局長の話によりますと、それぞれの業法の中でそれはおおよそは整備されているということありますけれども、もし足らざる点があれば、これは検討を加えて補充すべきことであろう、こういうふうに思います。同時にまた、金融サービス法という一つの法律で、金融に関する消費者、投資家あるいはまた借り手、こういった者に対する保護規定というものを一本の法律でつくるべきという意見が随分出しております。  
ただしかし、金融サービス業の中にいろいろ業種があるわけでありまして、それぞれで保護の仕方もいろいろあるでしょうから、そのためには、役所の方もほかの役所との関係もあるものですから、関係者で今盛んに勉強を始めているというところでありますので、その勉強の成果が早くまとまって、そして必要なならば統一した金融サービス法というものの制定に向けて努力する必要があるというふうに思います。  
ただ、物は考えようで、一つ一つ業種が違いますから、一本の法律でやるのが妥当なのか、あるいはそれぞれの業種の特色に応じて、消費者あるいはまた投資家、契約者、それぞれに保護規定を設けるのが本当は正しいのか、いろいろ議論をもうと思いますけれども、いずれにせよ、自由に金融商品の売買がなされるという状態が来ることを想定すれば、消費者保護、投資者保護あるいは契約者保護、こういったものは整備する必要があるというふうに考えます。

○海江田委員 私は、別に大臣の保険の契約の現状をお尋ねしたわけではございませんが、つまびらかにしていただきましてありがとございました。

ただ、やはり問題なのは、大臣、今度のこの法案も大変不自然なんですね。それは、御案内のように、税法まで入れますと二十四本の法律の改正案を出して、そしてそれを一つの議論でやつておるわけですが、この二十四の法律案一つ一つを事細かにやつていつたら、とてもではありませんけ

れども、こんな短時間でできるはずもありませんし、やはり等という字一つとっても、ここ等とかに聞いていこうとすれば、幾らだつて時間もかかるわけのございまして、やはりそれは、まさに今やるものとしてこういうことを、かなりこれはこのピッグバンの時代に、そういう意味では、本当を言うと無理があるのですよ。

それが、やはり本当は一つの法律にしてしまえば、その一つの法律案を出してそれを議論をしてしまつて、そしてそれで新しい時代の到来だといふことを、やはり私どももそういう認識を持つし、それから、そういう法律をつくることによって業界にもそういう認識が行き渡るし、それを通じてやはり金融サービスの受け手の側にもそういう情報が伝わっていくということで、私は、今回こういう形で、二十二一本プラス租税と地方税法を入れて二十四本、これをまさに金融システム改革のための関係法というくくりでもつてやるところに、実はまだまだ我が国の金融システムというものが果たして本当に変わったのだろうかどうなんだろうかという疑念をやはり持つてしまうのですね。

まさに一番いい時期でありまして、しかも、もううそういう業法で縛られなくなっているわけです、子会社もできるし、垣根が取り崩れるしというところで。そういう時代なのに、もう既にピッグバンは始まつておつて、そういう時代が進んでいるのもかかわらず、やはり今回こういうような形で、それぞれの業法の手直しをやって、これは本当にまたやらなければならぬことになると思いますよ。

しかも、それが、例えば損保の料率の算定なんかもう外れるからいつ幾日までにやらなければいけないとかいう、そちの方から事態の進展に後追いをしている話でしよう、今のこの議論というのは。これはやつたところで、これで法案を、あしたかいつかわかりませんけれども、通したところで、すぐまた、七月一日とか十二月一日まではそれで間に合うけれども、そこから先というのは

事態の変化に応じて法案の議論をやつていかなければいけない、法案の改正作業をやつていかなければいけない。

大蔵省だつて、これは大変な、まさにさいの河原の石積みのような努力をやつてゐるといふような認識を私は持つております。時間もおおよそ来たようでござりますから、もうこれ以上の申述べませんけれども、そういう意味では、やはり一日も早く金融サービス法というような法律をつくつていただきて、これはもうつとに御案内だらうと思いますけれども、平成九年六月十三日の大蔵省の金融システム改革のプランの中ではつきりと書いてあるわけですね。金融サービス法等の検討ということで書いているわけですけれども、その検討から、これは去年の六月ですから、もう一年たとうとしているわけですから、やはりこの金融サービス法というものを私は一日も早くつくつていただきたいという切なる思いがありますので、なるべく早くつくるというような御発言を、局長でもよろしくございますし、大臣でもよろしくございます、いただけるものなら、それを最後に私の質問を終えたいと思います。

○山口政府委員 努力させていただきます。

○海江田委員 簡單ですね。ありがとうございます。

○井奥委員長代理 次に、藤田幸久君。

○藤田(幸)委員 昨日に続きまして、G-7からお帰りになりました大蔵大臣、それから、けさ外国からお帰りになつたというふうに伺つておりますけれども、日本銀行の山口副総裁を中心的に質問をさせていただきたいと思います。

きのう私が主に質問をさせていただきましたのは、日本の行政あるいは近代国家としての統治能力に対する信用ということをベースにお話をさせさせていただいたわけですが、それとも、結局、世界最大の債権国の金融とか財政というものがなぜ破綻してしまつたんだろうか。市場経済というものは、その分配の最適のシステムであるべきところが最も悪の分配になつてしまつた。書生っぽい話になる

かもしませんが、アメリカの独立宣言とか日本国憲法の十三条などいろいろなことも申し上げまして、生命、自由、幸せの追求、こういう自明の理というようなことも申し上げたわけでござります。

それから、私はずっと、沖縄の銀行とか北海道の銀行とか不良債権の問題についてお話をしまりまいたけれども、結局、その際に、会計原則ということを政府の方もおっしゃるわけですが、その基本になっておるところの真実性の原則とか明瞭性の原則あるいは継続性の原則といったことも申し上げまして、その延長上でのう質問を始めたのが、企業における危機対応能力を示す基準が自己資本比率といふことになるんだろうというところまでいたわけでございます。

最近、昨年からいろいろな意味での政策の失敗といいますが、今日の不況に至つたいろいろな流れがあるわけですが、その過程の中で、いわゆる自己資本比率といふものが諸悪の根源であるかのような言われ方をしてきているわけでございます。つまり、自己資本比率を満たすために公的資金導入云々というような議論も随分きたわけですけれども、その自己資本比率をカバーするかどうかといふことの議論、あるいは問題が出てきた原点をさかのばりますと、株の含み損が我が国の金融機関の経営を脅かしているわけです。

そもそも、バーゼル合意というものが一九八七年十二月に合意されたわけですけれども、株式の含み益といわゆるBIS基準についてお尋ねをしたいと思うわけであります。

つまり、銀行の信用創造能力が後退したまま今日の貸し渋りに至つて、御承知のとおり、非常に自殺者もふえたりというようなことも起つておるわけですから、この金融機関の含み損を考える上で重要なのは、BIS基準が、自己資本のいわゆるティア1ではなくてティア2の補完的項目の中に、株式など保有有価証券の含み益を四-five%も算入しているわけです。実は、この八七年五月も算入しているわけです。実は、この八七年の合意に至るプロセスにおいて、日本側の方から

この四五%の含み益といふものをティア2に加えるということを主張したということになつておるのですが、BISというのは中央銀行の集まりでございますから日本銀行が参加をしておられるわけですので、まずその事実関係について、お帰りのところ恐縮でございますが、山口副総裁の方からお答えをいただきたいと思います。

○山口参考人 お答えいたします。

当時、日本銀行がBISという場におきまして、国際的な自己資本についての考え方、ルールをつくっていくという議論に参加しておりましたけれども、その場合、私どもいたしましては、株式のいわゆる含み益といふものを広い意味での主張し、また各国の理解を得られるように努力しました。そういう経緯がございます。

なお、一言だけ加えさせていただきますと、BISという組織そのものは各國中央銀行が集まつてつくっている組織でございますが、この中に幾つかの委員会がございまして、今委員御指摘のバーゼル銀行監督委員会という組織につきましては、これは中央銀行だけではございませんで、政府の銀行監督に携わっている当局も一緒になつて参加しております、そういう委員会でございません。

○藤田(幸)委員 この際に、きのういたいた資料ですけれども、その前の、一年前になるのでござつて、BIS基準では有価証券含み益の七〇%を算入し得ることとされていたといふことがあります

が、この点についてもあわせて御説明をいただければ幸いです。

○山口参考人 ただいま御指摘の有価証券含み益の七〇%を自己資本に算入するという規制、これは八六年五月以降、我が国の国内における基準としてそういう比率が採用されておったというふうに理解しております。

○藤田(幸)委員 そういうことがございましたか

ら、ということは、その七〇%を例えゼロにするということではなくて、せめて四五%ぐらいまで下げて、含み益といふものをこのティア2に入れることが、先ほども御答弁の中にありましたように、広い意味での資産の一部だということで合意をしたということでございます。

当時、日本の都市銀行その方から、七〇%をゼロにするのではなくて、イギリスとアメリカの間でこういった動きがあつたということもあります。つまり、日本銀行がBISといふ場におきまして、国際的な自己資本についての考え方、ルールをつくっていくという議論に参加しておりましたけれども、その場合、私どもいたしましては、株式のいわゆる含み益といふものを広い意味での主張し、また各国の理解を得られるように努力しました。そういう経緯がございます。

なお、一言だけ加えさせていただきますと、BISという組織そのものは各國中央銀行が集まつてつくっている組織でございますが、この中に幾つかの委員会がございまして、今委員御指摘のバーゼル銀行監督委員会という組織につきましては、これは中央銀行だけではございませんで、政府の銀行監督に携わっている当局も一緒になつて参加しております、そういう委員会でございません。

○山口参考人 民間の金融機関の中からもそのような強い要望がございました。当時の我が国の金融機関の自己資本とというのを見てみると、有価証券の含み益といふものを全く度外視いたしました場合には、もともと資産に対する自己資本の比率が非常に低い水準にございました。したがいまして、含み益算入なしといふことで国際的な統一基準といふものができました場合には、当時我が国は金融機関が国際的な業務展開を行う上で非常に大きな制約がかかる、国際業務の広範な展開といふこと自体が恐らくかなり難しくことになつていたのではないかというふうに思われました。

民間金融機関の主張といふのもそういうことを踏まえた主張だったと思いますし、当時の我が国は踏まえた主張だったと思いますし、当時の我が国は踏まえた主張だったとしても、そういうことも念頭に置きましたし、冒頭申し上げましたような考え方を国际的な場で述べておったといふことです。

○藤田(幸)委員 民間の業界の方から働きかけがあつた。

それから、BISそのものは中央銀行の集まりであるけれども、バーゼルの委員会は大蔵省の方でかかわっておられたということですが、銀行局

もかかわっておられたということですが、今か

長、やはり大蔵省も民間の銀行からのそういう訴えにかんがみて、日本銀行に対してといいますか、あるいはバーゼルの委員会において、その含み益をティア2に加えるといふようなことについて積極的な発言あるいは動きをされたのでしょうか。

○藤田(幸)委員 この問題につきましては、民間からのお要請、希望ということもあったとは思いますが、加えて、我が国における保有有価証券のウエートといいましょうか、そういうものの実情が諸外国と大分違つておるという現状にあつたわけでござります。したがつて、それがかなりの含みを持つておる、また売却すれば損失の処理にも活用できるわけでござりますから、どうしてもそれがかなりの含みを持つておる、また売却すれば損失の処理にも活用できるわけでござりますから、どうしてもそれが当然入れてもらるべきであるという主張を我國としてはやつたようになります。

○藤田(幸)委員 一九八七年五月に、当時全国銀行協会の会長行であつた三井銀行が、自己資本比率についてのアメリカとイギリスの共同提案について論評しております。この中で、金融機関が保有する有価証券含み益を自己資本として算入することというのを一つ。それから第二として、金融機関が保有するほかの機関の株式等自己資本調達手段を自己資本から控除することに反対すること。それから第三点として、担保つき貸し出し、特に不動産担保つき貸し出しのリスクウエートを低くすること。この三点を申し入れておるわけでござります。

今副総裁と局長の方から御説明がありまして、二つの理由を挙げていただいたわけですね。確かに、国際展開の問題とか、それから売れば損失の処理になるというような理由もおっしゃっていただけだいたわけですが、とはいって、三井銀行、当時の銀行協会の会長行さんがこの三つの点を主張されたわけですが、その当時の民間業界がパブルに浮かれていたと言つてはなんですか、やはり出でてきたのではない。そういう時点で行政の方で見通しがきかなかつたのかということが、今か

ら考えてみますと残念である気がするわけでござります。

私がきのうからこの問題を取り上げておりますのは、やはり将来に対する教訓を生かすという意味で、ここでどういう要因あるいはプロセスで意思決定がされたのかということを明らかにしてお聞しているわけです。

それで、例えば八七年以降どういうことが起つたかということをちよつと調べてみたわけですが、それとも、そもそもリスクアセットは八九年三月段階で八七年に比べて約四十一兆円になっています。それから、九二年三月には二二%の六十二兆円もふえているわけです。ですから、非常に投機的な、ぬれ手にアワのような利益が既に八七年以降、こういうバーゼル合意の後起こっているわけですね。それで、このBIS規制を用いた銀行のいわゆるバブル時代における利益の急増というものが、結局一たん株価が下がり始めるどんでん返しになるということが後に起こつてくるわけです。したがつて、含み益を自己資本に算入することによって信用供与額をふやしたわけですが、この信用取縮メカニズムが実は起つてしまつたということがですからこのバーゼル合意といふのが最初に当たるのだろうと思うのですね。

それから、システム上、政策当局の方でその辺が、先ほど、売却をすれば損失の処理になるといふふうにおっしゃつたわけですが、それとも、私もいろいろ調べてみると、含み益が幾ら多くても自己資本のティア1の方を超えて補完的項目には算入できないことがあるわけです。

ということは、バブル時代の銀行でござりますので、これは増資をした方がいいということになるわけですね。つまり、銀行が増資を通して例えばコア項目を一億円拡大しますと、自己資本に未算入となつていていた含み益が存在しているならば、それを補完項目、つまりティア2に入れることが可能になるわけですから、一億円だけ増資したにも

かかわらず、自己資本は合計で二億円の増加といふことになるわけです。

したがつて、銀行はこの一億円の増資で二億円の自己資本の増加になるわけですから、与信能力を十二・五倍ではなくて増資の二十五倍やすることができることになります。

したがいまして、八七年のバーゼル合意の後に増資が急増したわけですね。私が調べた数字ですと、八八年度には二兆円、九〇年度には二・六兆円ぐらいの大量の株式発行が行われているわけ

であります。

ですから、こうやつて見ますと、含み益の自己資本への分類とそれから八%ルールからBIS基準が成つていてるわけですが、結果的に結構

銀行の資本政策の根源がこのバーゼル合意に結

ぶつけてしまつたのではないかということな

うですが、この辺についての認識と、こういつたことになり得るということについて、つまり、八

七年に合意ができた途端にこういつた現象が、八

八年、八九年と大量な株式発行とか出てきている

にも大蔵省にも、あるいは民間企業にもマスコミ

もされなかつたのか。もし仮に予想されなかつた

としても、いろいろな方がいらっしゃつても、国全体

としてこういつた間違いをしてしまつていうこと

を今度は避けなければいけない。どういうふうに

すればこういつた節目節目の予想もつかないよう

な事態に対応できるかということに大変関心があ

りますものですから、御質問しているわけです。

もう一度言い直しますけれども、まさにこういつた現象が合意をした途端に起つてしまつた

場合のバッファーとして機能していた、含み益が

実質的に自己資本の役割を果たしていたという事

実がまず第一にあつたということを申し上げさせ

ていただきたいと思います。

それで、こういう合意をつくった途端に、我が

国ではいわゆるバブルという現象が起きたわけ

でござりますけれども、先ほど御指摘いただきまし

たような非常に大きな株式の新規発行、増資とい

うものは、このバブルの中で株価が急速に上昇す

るというような環境があり、そのもとでそういう

ような大きな増資が可能であったのではないか、

そういう部分が大きいのではないかというふうに思

います。

○山口参考人 バーゼル銀行監督委員会というような場で、八〇年代の後半になりまして金融機関の自己資本というものについての問題意識が急速に高まりまして、国際的な合意に行き着いたわけでござりますけれども、その根底にはやはり金融機関が業務を行う上で当然リスクというものが伴うわけでござります。損失が発生する場合もあるわけでございますが、そういうものにつきましては、別の言葉で申しますと、金融機関が業務を行つて活動するところが望ましい、そうでないと、万一の場合に、これは一国の金融だけではなくて、世界的に金融市場、金融システムというのが非常に大きな動搖を来すおそれがないとは言えない、そういう理解があつたのではないかと思います。

したがいまして、私どもは、その自己資本といふもの強調していく、それも損失に対するきちんととしたバッファーとして使えるような自己資本というものを強調していくという考え方は当然のことであろうというふうに思います。

練り返しになつて恐縮でござりますけれども、含み益を算入することが適当ではないかという主張を当時いたしましたのも、我が国におきましては、それまで事実上金融機関の保有する有価証券の含み益というのが大きな金額に上りまして、それが不幸にして金融機関に損失が発生したような場合のバッファーとして機能していた、含み益が実質的に自己資本の役割を果たしていたという事実がまず第一にあつたということを申し上げさせていただきます。

それで、こういう合意をつくった途端に、我が国ではいわゆるバブルという現象が起きたわけでござりますけれども、先ほど御指摘いただきまして、あるいはそのような景気増幅的な効果と予感というのは、つくつた当時にも、我が国だけではなく、国際的にも結構ございました。含み益を算入したことによりまして、含み益の四五%でござりますが、算入が認められましたことにより効果を持つ、そういう意味で景気の変動を増幅するような効果を持ちはしないかという問題でもございまして、実はそういうような効果をあるいは持つかもしれないというような予想といいますか予感というのは、つくつた当時にも、我が国だけではなく、国際的にも結構ございました。含み益を算入したことによりまして、含み益の四五%でござりますが、算入が認められましたことによります。

その点は、実はきちんとした実証分析をしてみませんとなかなか明確なことは申し上げられませんけれども、このバーゼル自己資本合意というものの中にそのような要素が、どの程度かという程度問題は明確に申し上げられませんが、要素として含まれているという認識はござります。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

今、副総裁がおっしゃいましたことほとんど同じ感じでございますが、いずれにせよこのBISの取り決め、合意は国際的な合意でございまして、我が国だけが特例として認められているものではない。すなわち、国際的な会議で合理性があるということで認められてるものでございますので、そうした前提に立つたときに、先生がおつやつたように、それがその後のバブル期にあ

意味では増幅効果を助長したのではないかというような御指摘については、それは私も否定はすべきではないだろうと思いますが、ではそのBISのことが原因でこういうバブルが起きたのか、あるいはより増幅された主因なのかということになりますと、私はちょっと違うような感じを持つております。

それは、もう先生の御意見を尊重しながら申し上げたいと思いますが、当時地価の上昇というものが非常に大きな要因でございました。それで、資本市場におきましても含み資産株というようなものがもてはやされました。株価はどんどん上昇する。そうしますとエクイティーファイナンス、増資等がどんどん行われる。非常に安いコストで、一見安いコストで、将来にわたると重いコストになってしまふのですが、そういう安いコストで資金調達が資本市場からできるということでバルが再生産され、それまた金融機関が貸し出しをどんどんやす、また土地がどんどん上がるという、今になつてみるとそうした展開が題目に出てゐるもとだつたという反省はあるのですけれども、そういう現象が起きたのではないかと思います。私は持つております。

○藤田(幸)委員 山口副総裁の方の御答弁では予感もしましたというお話をございました。つまり、景気増幅の効果ということ。銀行局長の方では、土地の問題の方が主因であつて、このバーゼル合意といふのはむしろ誘因ではないかということでござりますけれども、一たん現象が出てきますと、主因は土地であつても、仮にそういう見方が正しいとしましても、効果上は主因でないところの方が影響が大きいということもあるのだらうと思うのです。例えば、一たん株価が急落し始めました一九九年ですけれども、含み益は八九年の三月期の三

十九兆円から翌九一年には二十二兆円、つまり二年間で半減したわけです。次の一年でさらに半減して十兆円、ことしの三月期には大手十九行のうち五行で含み益が消えまして、十九行全体で四兆八十億円、というふうに下がつてきてるわけです。

仮に、そういう土地の問題も非常に大きな要因であつたかもしませんけれども、実際にこういった現象が出でますと、つまり、そもそもの大泥棒はだれかと、泥棒という表現はどうか知りませんけれども、しかしながら、現象としてこういう状況になつてきますと、やはり対応すべき対象としてのこの含み益といふことについて、政策

当局の方で、例えば先ほど副総裁の方は予感もあつたということでおさいますけれども、これはぜひ実証分析をでき得ればしていただきたい。つまり、実証分析をすることが今後の日本全体にとつての、あるいは世界の金融全体にとっての共に有財産になると思います。

やはり、日本の場合に、特にだれが政策を決定したかというのは非常にわかりづらいわけです。

例えば、景気がよくなるということは、金融機関にとりましても収益があふれる、つまり自己資本があふれるということにつながっていくわけですが

ね。今度のビッグバンその他、きょうあるいはきのうから書生っぽい話をしていますのは、やはり

その責任の所在を明確にするためには、哲学とい

いますかルール、考え方をはつきりさせておくと

よう記憶しております。

○藤田(幸)委員 ある意味では、先ほど山口銀行

局長の方で、BIS規制よりも土地のお話をされ

ましたけれども、結局、株価にしても土地にして

も、下がるということはあり得ない、あるいは想

像をしていらっしゃなかつたのではないかとい

うことがあるのではないかという気がいたします

が、その辺はいかがでしょうか。

○山口政府委員 確かに、右肩上がりの経済を

ずっと統けておつたその延長線上で土地が

ますます高騰している、こういう現象が起きたわ

けです。それにつられた形で株価も上がつてしま

りました。つまり、資産価格がみんな上がって

いたわけでございます。そのときのみんなの心

理、私も含めてでございますが、何か日本経済は

質問でございまして、いつごろからと明確なタイミングをお示し申し上げるのは、やはりこれはきちんとした実証分析を踏まえた上でことで申し上げるべきことではないかと存じます。

先ほどちょっと、予感というような表現で申し

上げましたのは、自己資本のルールの中で景気と一緒に動いてしまう要素というのが、一つは有価

証券の含み益というところに潜んでいたのだろう

と思いますが、私の理解しているところでは、各

国の議論の中で、それ以外のところにあるいは

そういうような要素があるのかもしれないという

ような議論が当時あつたように記憶しております。

例えば、景気がよくなるということは、金融機

関にとりましても収益があふれる、つまり自己資本

があふれるということにつながっていくわけですが

いまして、もし、そのふえた自己資本を土台にし

て信用の拡張が起こりますと、これは景気の拡大

をその局面では促進するということになるわけで

す。

例えば、景気がよくなるということは、金融機

関にとりましても収益があふれる、つまり自己資本

があふれるということにつながっていくわけですが

いまして、もし、そのふえた自己資本を土台にし

て信用の拡張が起こりますと、これは景気の拡大

をその局面では促進するということになるわけで

す。

○山口参考人 ただいまの御質問、大変難しい御

質問でございまして、いつごろからと明確なタイ

ミングをお示し申し上げるのは、やはりこれはき

みるにそれが全く違つてたということになりま

すけれども、当時として、バブルの真っ最中にお

きましたは、土地というものは希少価値である、こ

れはそう簡単に下がるものではないというよう

な雰囲気があつたということをよく覚えておりま

す。

○山口参考人 ただしますと、決して揚げ足を

とるわけではありませんが、大臣にもちょっと

と、これは教訓として重要なことでござります

で考えていただきたいわけですが、先ほど銀行局

長の方で、これは国際公約があるのでとおつしや

いましたけれども、このバーゼル合意に参加をし

た国々においては、日本のように株とか土地とい

うのではなくと右肩上がりで上がり続けるものだ

と、これは教訓として重要なことでござります

で考えていただきたいわけですが、先ほど銀行局

長の方で、これは国際公約があるのでとおつしや

いましたけれども、このバーゼル合意に参加をし

ざいませんが、当時においては、やはり各国の銀行、とりわけ国際的に活動している銀行がどういう条件であれば有資格か、俗に言うとそういうような議論をしたわけでございます。したがつて、我が国は我が国の特色を反映した主張をするのは当然でございまして、当時の担当者が我が国の事情も説明し、参加国の人たちと意見を調整した上で合意を得たということは必然の成り行きであつたと思います。その後の変化について、その議論が、その決定自体を間違いだというような性格のものではないと私は思います。

○藤田(幸)委員 いや、私は、それは非常に難し

いことであったかもしませんけれども、金融というこの重大性から考えますと、やはり株価は下がることもあり得るということを考え、少なくとも可能性の中には、気持ちの上では難しくても頭の中では考えて臨むべきではなかつたかという気がするわけです。

お二人山口さんがいらっしゃるのですが、日本

銀行の方の山口副総裁、この点について、今、銀行局長の方は当時の決定は間違いではなかつたということでございますけれども、副総裁はいかがでしょうか。つまり、BISそのものは基本的に日本銀行が主たる参加者であることには間違いないと思いますので、副総裁の方からお答えいただきたいと思います。

○山口参考人 今御指摘の点は、バーゼル合意の申し上げますと、有価証券含み益の中の何%

でいいわゆるティア2のキャピタルとして算入

されないといいますので、副総裁の方からお答えいたしました。

○山口参考人 今御指摘の点は、バーゼル合意の申し上げますと、有価証券含み益の中の何%

でいいわゆるティア2のキャピタルとして算入

されないといいますので、副総裁の方からお答えいたしました。

○山口参考人 たゞいま委員が引用されました当

時の三井銀行からのコメントでございますけれども、恐らくこれは三井銀行が、この自己資本合意

について、BISの委員会の方から各国の金融界に対しまして、こういう案についてどうい

うふうに考えるかというような原案を示し、それについて金融界の意見を求めたときに提示された

品についての含み益でございますから、そこはやはりかた目に見込む必要があるというのは当然の前提だったと思ひますし、そのような理解の上で四五%という掛け目が決定されたのではないかと存じます。

○藤田(幸)委員 そういう流れであつたかとは思ひますけれども、先ほど、当時の、八七年の全銀

協の会長行の三井銀行の方の論評が出ておりますけれども、もう一度言います。金融機関が保有する有価証券含み益を自己資本に算入すること、そ

れから、金融機関が保有する他の機関の株式等自己資本調達手段を自己資本から控除することに反

対すること、それから、担保つき貸し出し、特に不動産担保つき貸し出しのリスクウエートを低く

すること、この辺が四五%にする上であつたのだ

らうと思ひますけれども、やはり先ほどの副総裁の方のお話の中で、国際業務をする上での観点と

いうのがございましたけれども、仮に、株が下がること、あるいは土地が下がることをそんなに予

想できなかつたとしても、民間銀行の方が極めてアンビシャスに展開をしようとしているというぐ

らいのことも予想ができなかつたのか。

実際に現在の銀行の状況を見ていますと、海外でもうけているところは恐らくないのだろうと思

うのです。むしろ海外の方が今大変な負担になつてゐるわけです。したがつて、これをさかのぼつてみますと、やはりその辺の問題点が非常にこの辺によく出ているような気がするわけでございま

すけれども、その辺の民間金融機関の動向についてどういう認識を持つておられたのかについても、副総裁の方からお伺いしたい。

○山口参考人 たゞいま委員が引用されました当

時の三井銀行からのコメントでございますけれども、恐らくこれは三井銀行が、この自己資本合意

について、BISの委員会の方から各国の金融界に対しまして、こういう案についてどうい

うふうに考えるかというような原案を示し、それについて金融界の意見を求めたときに提示された

品についての含み益でございますから、そこはや

りかた目に見込む必要があるというのは当然の前提だったと思ひますし、そのような理解の上で

四五%という掛け目が決定されたのではないかと存じます。

○藤田(幸)委員 そういう流れであつたかとは思ひますけれども、先ほど、当時の、八七年の全銀

協の会長行の三井銀行の方の論評が出ておりますけれども、もう一度言います。金融機関が保有する有価証券含み益を自己資本に算入すること、そ

れから、金融機関が保有する他の機関の株式等自己資本調達手段を自己資本から控除することに反

対すること、それから、担保つき貸し出し、特に不動産担保つき貸し出しのリスクウエートを低く

すること、この辺が四五%にする上であつたのだ

らうと思ひますけれども、やはり先ほどの副総裁の方のお話の中で、国際業務をする上での観点と

いうのがございましたけれども、仮に、株が下が

ること、あるいは土地が下がることをそんなに予

想できなかつたとしても、民間銀行の方が極めて

アンビシャスに展開をしようとしているというぐ

らいのことも予想ができなかつたのか。

実際に現在の銀行の状況を見ていますと、海外でもうけているところは恐らくないのだろうと思

うのです。むしろ海外の方が今大変な負担になつてゐるわけです。したがつて、これをさかのぼつてみますと、やはりその辺の問題点が非常にこの辺によく出ているような気がするわけでございま

すけれども、その辺の民間金融機関の動向についてどういう認識を持つておられたのかについても、副総裁の方からお伺いしたい。

○山口参考人 たゞいま委員が引用されました当

時の三井銀行からのコメントでございますけれども、恐らくこれは三井銀行が、この自己資本合意

について、BISの委員会の方から各国の金融界に対しまして、こういう案についてどうい

うふうに考えるかというような原案を示し、それについて金融界の意見を求めたときに提示された

品についての含み益でございますから、そこはや

りかた目に見込む必要があるというのは当然の前提だったと思ひますし、そのような理解の上で

四五%という掛け目が決定されたのではないかと存じます。

○藤田(幸)委員 確かに、バブルが出て、その後

の現象を先ほどいろいろ数字を申し上げました

が、その程度の段階であれば、当時とすれば酷

いいう最終的な合意につくり上げていく過程で

金融界のコメントを求めるような場合には、当然

その国の金融界なりのいろいろな事情、要望とい

うものがそこに反映されてまいります。そのこと

が直ちに最終的な合意に組み込まれるということ

ではございませんで、やはり全体としての整合

性、合理性というものがないと最終的な合意には

取り入れられないわけでございまして、私、

ちょっと詳しいことはすぐ答弁申し上げる用意はございませんけれども、取り込まれた部分を取り

込まれなかつた部分といろいろそれぞれの国につ

いてあるのではないかと存じます。

○藤田(幸)委員 焦点は、恐らく株式の含み益を例えれば四五%な

ら四五%というような率で算入した場合に、その後の株価の下落の幅に比べましてちょっとした目

に見込む度合いが小さかつたのではないか、その

ことが金融機関の与信の拡張を途中で招いたしまつたのではないか、そういう点にも一つあ

るのかなという気がして御質問を拝聴しておつた

わけでございます。

確かに、我が国ではその後間もなくバブルとい

う現象が始まつてしまつたので、九〇年代初

めのバブルのピークに比べますと、その後の株価

とか地価の下落率は、これはだれの予想を超えて

てはるかに大きなものになつていつたわけでござ

りますが、これはどの国をとりましても、これだけ大きな振幅が起きるのは、それこそバブルと

いう非常に特異な現象があつたような特別の場合

に限られるのではないかというふうに私は思つて

おります。したがいまして、このときのバーゼル

合意における含み益の数え方というものが、少し

その後の状況を考えると緩きに過ぎたのではないか

かというようなことは、当時の判断としてそこまで

言つるのは少し酷ではないかなというふうに思つております。

○藤田(幸)委員 確かに、バブルが出て、その後

の現象を先ほどいろいろ数字を申し上げました

が、その程度の段階であれば、当時とすれば酷

いいう最終的な合意につくり上げていく過程で

金融界のコメントを求めるような場合には、当然

その国の金融界なりのいろいろな事情、要望とい

うものがそこに反映されてまいります。そのこと

が直ちに最終的な合意に組み込まれるということ

ではございませんで、やはり全体としての整合

性、合理性というものがないと最終的な合意には

取り入れられないわけでございまして、私、

ちょっと詳しいことはすぐ答弁申し上げる用意はございませんけれども、取り込まれた部分を取り

込まれなかつた部分といろいろそれぞれの国につ

いてあるのではないかと存じます。

○藤田(幸)委員 そう、確かに、バブルが出て、その後

の現象を先ほどいろいろ数字を申し上げました

が、その程度の段階であれば、当時とすれば酷

いいう最終的な合意につくり上げていく過程で

金融界のコメントを求めるような場合には、当然

その国の金融界なりのいろいろな事情、要望とい

うものがそこに反映されてまいります。そのこと

が直ちに最終的な合意に組み込まれるということ

ではございませんで、やはり全体としての整合

性、合理性というものがないと最終的な合意には

取り入れられないわけでございまして、私、

ちょっと詳しいことはすぐ答弁申し上げる用意はございませんけれども、取り込まれた部分を取り

込まれなかつた部分といろいろそれぞれの国につ

いてあるのではないかと存じます。

○藤田(幸)委員 そう、確かに、バブルが出て、その後

の現象を先ほどいろいろ数字を申し上げました

が、その程度の段階であれば、当時とすれば酷

いいう最終的な合意につくり上げていく過程で

金融界のコメントを求めるような場合には、当然

その国の金融界なりのいろいろな事情、要望とい

うものがそこに反映されてまいります。そのこと

が直ちに最終的な合意に組み込まれるということ

ではございませんで、やはり全体としての整合

性、合理性というものがないと最終的な合意には

取り入れられないわけでございまして、私、

ちょっと詳しいことはすぐ答弁申し上げる用意はございませんけれども、取り込まれた部分を取り

込まれなかつた部分といろいろそれぞれの国につ

いてあるのではないかと存じます。

○藤田(幸)委員 そう、確かに、バブルが出て、その後

の現象を先ほどいろいろ数字を申し上げました

が、その程度の段階であれば、当時とすれば酷

いいう最終的な合意につくり上げていく過程で

金融界のコメントを求めるような場合には、当然

その国の金融界なりのいろいろな事情、要望とい

うものがそこに反映されてまいります。そのこと

が直ちに最終的な合意に組み込まれるということ

ではございませんで、やはり全体としての整合

性、合理性というものがないと最終的な合意には

取り入れられないわけでございまして、私、

ちょっと詳しいことはすぐ答弁申し上げる用意はございませんけれども、取り込まれた部分を取り

込まれなかつた部分といろいろそれぞれの国につ

いてあるのではないかと存じます。

○藤田(幸)委員 そう、確かに、バブルが出て、その後

の現象を先ほどいろいろ数字を申し上げました

が、その程度の段階であれば、当時とすれば酷

いいう最終的な合意につくり上げていく過程で

金融界のコメントを求めるような場合には、当然

その国の金融界なりのいろいろな事情、要望とい

うものがそこに反映されてまいります。そのこと

が直ちに最終的な合意に組み込まれるということ

ではございませんで、やはり全体としての整合

性、合理性というものがないと最終的な合意には

取り入れられないわけでございまして、私、

ちょっと詳しいことはすぐ答弁申し上げる用意はございませんけれども、取り込まれた部分を取り

込まれなかつた部分といろいろそれぞれの国につ

いてあるのではないかと存じます。

○藤田(幸)委員 そう、確かに、バブルが出て、その後

の現象を先ほどいろいろ数字を申し上げました

が、その程度の段階であれば、当時とすれば酷

いいう最終的な合意につくり上げていく過程で

金融界のコメントを求めるような場合には、当然

その国の金融界なりのいろいろな事情、要望とい

うものがそこに反映されてまいります。そのこと

が直ちに最終的な合意に組み込まれるということ

ではございませんで、やはり全体としての整合

性、合理性というものがないと最終的な合意には

取り入れられないわけでございまして、私、

ちょっと詳しいことはすぐ答弁申し上げる用意はございませんけれども、取り込まれた部分を取り

込まれなかつた部分といろいろそれぞれの国につ

いてあるのではないかと存じます。

○藤田(幸)委員 そう、確かに、バブルが出て、その後

の現象を先ほどいろいろ数字を申し上げました

が、その程度の段階であれば、当時とすれば酷

いいう最終的な合意につくり上げていく過程で

金融界のコメントを求めるような場合には、当然

その国の金融界なりのいろいろな事情、要望とい

うものがそこに反映されてまいります。そのこと

が直ちに最終的な合意に組み込まれるということ

ではございませんで、やはり全体としての整合

性、合理性というものがないと最終的な合意には

取り入れられないわけでございまして、私、

ちょっと詳しいことはすぐ答弁申し上げる用意はございませんけれども、取り込まれた部分を取り

込まれなかつた部分といろいろそれぞれの国につ

いてあるのではないかと存じます。

○藤田(幸)委員 そう、確かに、バブルが出て、その後

の現象を先ほどいろいろ数字を申し上げました

が、その程度の段階であれば、当時とすれば酷

いいう最終的な合意につくり上げていく過程で

金融界のコメントを求めるような場合には、当然

その国の金融界なりのいろいろな事情、要望とい

うものがそこに反映されてまいります。そのこと

が直ちに最終的な合意に組み込まれるということ

ではございませんで、やはり全体としての整合

性、合理性というものがないと最終的な合意には

取り入れられないわけでございまして、私、

ちょっと詳しいことはすぐ答弁申し上げる用意はございませんけれども、取り込まれた部分を取り

込まれなかつた部分といろいろそれぞれの国につ

いてあるのではないかと存じます。

○藤田(幸)委員 そう、確かに、バブルが出て、その後

の現象を先ほどいろいろ数字を申し上げました

が、その程度の段階であれば、当時とすれば酷

いいう最終的な合意につくり上げていく過程で

金融界のコメントを求めるような場合には、当然

その国の金融界なりのいろいろな事情、要望とい

うものがそこに反映されてまいります。そのこと

が直ちに最終的な合意に組み込まれるということ

ではございませんで、やはり全体としての整合

性、合理性というものがないと最終的な合意には

取り入れられないわけでございまして、私、

ちょっと詳しいことはすぐ答弁申し上げる用意はございませんけれども、取り込まれた部分を取り

込まれなかつた部分といろいろそれぞれの国につ

いてあるのではないかと存じます。

○藤田(幸)委員 そう、確かに、バブルが出て、その後

の現象を先ほどいろいろ数字を申し上げました

が、その程度の段階であれば、当時とすれば酷

いいう最終的な合意につくり上げていく過程で

金融界のコメントを求めるような場合には、当然

その国の金融界なりのいろいろな事情、要望とい

うものがそこに反映されてまいります。そのこと

が直ちに最終的な合意に組み込まれるということ

含めて施行していくためには、何を教訓として生かさなければいけないのか。当時についてその反省の弁が全然ないといふことでは、今生懸命やっているこのピッグバンもいろいろなリスクがありますから、非常に難しいのではないかという気がするわけです。

そこで、大臣（きょうう）のハーセル合意について、あるいは（うから）御質問をしてきたわけで、それども、今日のいろいろな貸し済りの問題、土地は含み益の出ている企業が時価で計算して、それから一方、含み損の出ている株は簿価にするというのは、これはやはりおかしいと思うのですが、こういったことも含めて、こういう政策の節目節目における意思決定、そしてその妥当性の正否について将来に生かすことが非常に重要だらうと思うのです。

その点について、きょうはこのことについてのみ随分細かく質問してきたわけですが、大臣（お聞きになつて、非常に重要な点でござりますの）で、本当にこのバーゼル合意（いうものは日本政府にとって妥当であったのか）ということも含めてお答えをいただければ幸いです。

○山口政府委員 先生が一貫して御主張されることはよくわかりますけれども、私自身は、バーゼル合意の適否（あつしょ）というよりも、私どもが今振り返つていろいろ考えなければいけないことがあります。例えば、含み益（うみえき）というものをどういうふうに評価（ひやく）していたか（いた）かなどということです。

○藤田(幸)委員 その場合に、まだ若干時間があります、その含みに関して、土地と株の含みに対する対応が今ちょっと申しましたように違つて、いるわけですね。この辺もやはり一貫性がないと、含みに対する認識が間違つていたというか甘かったたということですが、その教訓が生かされないのじやないでしょうか。

○山口政府委員 それは若干私どもと意見を異にすることになると思います。土地につきましては、商法の規定により簿価でございますが、この簿価と現在の時価というものが非常に乖離している、したがつて、簿価をこの機会に再評価して、一回評価がえをしようということをごぞいます。

株の方は、もともと商法の原則は簿価があるいは低価かという形に原則なつております。ところが、私どもの銀行の経理の健全性、より健全なものが好ましいという観点から低価法、つまり売り買いしないものも全部、値段が下がつたら全部それを損したものと見て利益で埋めて、それで簿価を修正しなさいという低価法を強制的にとつていい買ひしていたわけです。それを、三月三十一日のただいていたわけです。そこで、株価で經營が全く振り回されてしまう、それによつてまた貸し渋り現象まで起きるということであり、経済全体に対しても余りにも健全な経理が逆にあだになつてしまつということがあります。それで、商法の原則に戻してどちらでもいいということにしてたわけであります。

したがつて、今先生がおっしゃつたことも、そういう御主張があることも承知しておりますけれども、私どもとしてはそれはあくまで原則に戻す。そうするとよくわからなくなるじゃないかという御批判があります。これはむしろディスクロージャーをきちっとやるということで透明性は確保しておるわけでござります。

○藤田(幸)委員 時間が参りましたので、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○藤田(幸)委員 その場合に、まだ若干時間があります、その含みに関して、土地と株の含みに対する対応が今ちょっと申しましたように違つてゐるわけですね。この辺もやはり一貫性がないと、含みに対する認識が間違つていたというか甘かったたといふことですが、その教訓が生かされないのじやないでしようか。

○山口政府委員 それは若干私どもと意見を異なることになると思います。土地につきましては、商法の規定により簿価でございますが、この簿価と現在の時価というものが非常に乖離している、したがつて、簿価をこの機会に再評価して、一回評価がえをしようということでございます。

株の方は、もともと商法の原則は簿価があるい

○村上委員長 次に、上田清司君。  
○上田(清)委員 どうもお疲れさまです。  
前回、保険契約者保護機構並びに投資者保護基金の一定の評価を私なりにさせていただきまして、金融ピックパンの中でいわば消費者の保護のネットが必要だ、セーフティーネットが必要だということを論点の一つとして申し上げながら、全体を大きくするようなシステムをつくつたらなおいいのではないかという御提言もさせていただいた経緯がございます。それもまた順次検討させていただきたいという御答弁もいただいておりますが、ここでちょっと気になつてゐるところが、それぞれの機構、基金に日銀から借り入れができるという論点であります。

従来、金融の最後のとりでとして、中央銀行の役割という点において、そうした預金保険機構を始めさまざまな金融決済システムの中に日銀が常に担保しているということを、非常にそれはそれで評価しなければならないというふうに思いますが、いわゆる生保、損保あるいはまた証券といふ分野に至るまで日銀から借り入れができるというところについて、これは決済システムとはちょっとと違う、そういう認識の中で、ここはちょっと踏み込み過ぎではなかろうかという考え方を持ちます。こういう非常時においてやむを得ないのではないかという御意見もありますが、私自身としてはちょっとこれは行き過ぎではなかろうか、こういう見方を持ちます。

この法案が出てきたとき、当然日銀と大蔵とのすり合わせ、議論、そういうものがあつたと思いますし、当然日銀の政策委員会などでしつかり議論もされたのではないかと思いますので、この辺の経過について、それからまた日銀としての考え方、この二点について日銀側からお話を承りたいと思います。

○安斎参考人 お答えします。

まず、日本銀行としての考え方でござりますけれども、先生もおっしゃいましたように、証券会

○上田(清)委員 次に、上田清司君。  
○上田(清)委員 どうもお疲れさまです。  
前回、保険契約者保護機構並びに投資者保護基金の一定の評価を私なりにさせていただきまして、金融ピックパンの中でいわば消費者の保護のネットが必要だ、セーフティーネットが必要だということを論点の一つとして申し上げながら、全体を大きくするようなシステムをつくつたらなおいいのではないかという御提言もさせていただいた経緯がございます。それもまた順次検討させていただきたいという御答弁もいただいておりますが、ここでちょっと気になつてているところが、それぞれの機関、基金に日銀から借り入れができるという論点であります。  
従来、金融の最後のとりでとして、中央銀行の役割といふ点において、そうした預金保険機関を初めさまざまな金融決済システムの中に日銀が常に担保しているということを、非常にそれはそれで評価しなければならないというふうに思いますが、いわゆる生保、損保あるいはまた証券といふ分野に至るまで日銀から借り入れができるといふところについて、これは決済システムとしてはちょっと違う、そういう認識の中で、ここはちょっと踏み込み過ぎではなかろうかという考え方を持ちます。こういう非常時においてやむを得ないのではないかという御意見もありますが、私自身としてはちょっととこれは行き過ぎではなかろうか、こういう見方を持ちます。  
この法案が出てきたとき、当然日銀と大蔵との

社及び保険会社は資金の決済機能を抱つていてません。ですから、仮に破綻が生じても、通常それは直接システムクリスクにつながるということを考えにくいわけです。しかし、御承知のように、現在の状況というのは我が国の金融システムに対する信頼が低下している。こういう状況のもとでは、証券会社とか保険会社の破綻であっても、それが円滑に処理されない場合に、金融システム全体に対する不安をあるいは呼び起こすかもしれません。そうなりますと金融あるいは資本市場全体の機能も損なわれるな、こういうことが我々の物の考え方より完全に排除できないわけでござります。

そういうことで我々も関与するということなんですねけれども、それでも日本銀行としての考え方はちゃんと出させていただきます。それは、何よりも信用の秩序を図る場合に実施するということが一つでございますし、しかも二〇〇一年の三月までの特例措置であるということですし、三つ目は政府保証がつけられる、これを求めるということですございますし、四つ目は民間から資金調達する、そこで不足が生じる場合に限る、こういうことと、この四つを前提としまして、投資者保護基金並びに保険契約者保護機構が日本銀行からの借り入れを可能とする仕組みを設けることに我々としては同意した次第です。(上田一清委員「三つ目がよく聞こえなかつた」と呼ぶ)三つ目は、政府保証をつけてくださいということを求めるということでございます。

それから、先生の御質問にもう一つ、どういう手続でやつたのかという御質問があつたと思います。それについてお答えしますと、この法案といふのは政府により作成されたものでございますけれども、こういう保護基金あるいは保護機構が日本銀行からの借り入れを可能にする規定を盛り込むということについては、あらかじめ大蔵省から相談がございました。この御相談を受けまして、我々日本銀行では、我が国金融システムに対する信頼が低下している、こういう現状を踏まえて政

策委員会にこれを報告しました。その上で、二〇一年三月までの特例措置として基金や機構が日本銀行からの借り入れを可能とする仕組みを設けることにつきまして同意した、こういうことでござります。

ただ、条文上はそういうふうに日本銀行からの

借り入れが可能であるという条文にすぎません。

したがって、日本銀行は、基金や機構が実際に資金調達を行う際に、その都度貸し出し実施の適否を政策委員会で判断していくことなどござります。

以上です。

○上田(清)委員 非常に明快な御答弁をいただきましてありがとうございます。私は、基金や機関が実際に資金調達を行った際に、その都度貸し出し実施の適否を政策委員会で判断していくことなどござります。

以上です。

○上田(清)委員 非常に明快な御答弁をいただきま

してありがとうございます。私は、基金や機関が実際に資金調達を行った際に、その都度貸し出し実施の適否を政策委員会で判断していくことなどござります。

以上です。

○安斎参考人 規模等については議論しております

せん。想定もしておりません。

○上田(清)委員 考え方も、やむを得ない部分も

あるというふうに私も認めます。評価はいたしま

す。ただ、どこまでも、民間からの資金調達の後

にという部分がありますので、やたら拡大すると

いうふうにも思えませんが、まさにモラルハザードにならないように、そういう条件的なものを何

らかの形で政策委員会で御検討されなかつたのか

な、この辺がちょっと気になるところなんですが、この点についていかがですか。

○安斎参考人 申しわけありません。私、担当を

先週からやっていますので。

先ほど、四つの条件がございます。こういう条

件をそれぞれ満たせばそのこと自体が限度にな

る、こういう考え方を我々としてはとっているわ

けでございます。

○上田(清)委員 政策委員会で論議されたかどうかを聞いています。だから、イエスかノーかだけいいのです。論議されたなら、されたとか。大蔵側にちょっとお尋ねしますが、この通り合

わせについて、大蔵側は日銀に対しても、だれに、どの機関に対してすり合わせをお願いしたのでござりますが、入ったところ、それは削減計画でありますというような数字を言われましたけれども、それでは虚偽の答弁に近いよという議論を私はしております。

もう一度この点について、例えば八年度の決算をもって言われたのか、九年度の予算をもつて言われたのか、その点を明らかにしていただきたい

○安斎参考人 先ほど、日本銀行の政策委員会に報告をしたということを申し上げました。報告を受けて、政策委員会としてはこういう四つの条件を付したということだけございまして、金額等のめど等、その議論があつたというふうには聞いておりません。

○上田(清)委員 時間ももつたないので、どうもいま一つ、答弁者側の不安感を感じますので。

○上田(清)委員 時間ももつたので、どうもいま一つ、答弁者側の不安感を感じますので。この論点はあれに記述が入っているのでしょうか。私も時々読んではいるつもりなんですが、見逃しておりますので。

○安斎参考人 政策委員会の報告は三月十日にやつております。これは、私どもの手続上は政策委員会に対する報告という案件にしておりまして、決定条件ではございませんので、政策委員会の月報でその議論の内容が出るということはございません。ですから、政府の方でこういうことを決定するという報告がされ、それで、政策委員会としてはこういう四つの条件があるということが議論されたということを述べております。

○上田(清)委員 まさに、政府、大蔵省の方から原案がつくられてきて、日銀の新法に基づく独立性という意味においても、これは日本銀行の存在そのものが問われる議論になってしまいますから、内部で報告をして、余り議論はしなかつたようなニュアンスのことを言われたら困るんですね、これは本質にかかる問題ですから。政策委員会マターだと私は思つておりますので、もう一回確認して、議論の場にさせていただきたいということを申し上げたいと思います。

安斎さんはどうぞ、お時間、お急ぎだった結構です。

それで、先般の大蔵委員会で問題提起だけさせ

ていただくということ、副総裁の御感想だけお求めした件でござります。

まず、我が委員会の与党の議員であります砂

田議員から、昨年の四月の日銀法改正のところ

で、職員で二千万円以上の方々は八十人でござりますといふ御答弁があつたんですが、実際は違いますねといふことを申し上げたところ、それは削

減計画でありますといふような数字を言われまし

たけれども、それでは虚偽の答弁に近いよといふ

議論を私はしております。

その後判明いたしました九年度の年収の実績と

いうのを見てみると、この三月末時点の在籍者

の中年収二千万円を超えております者は、参事

クラスを中心に九十九名でござります。

当時の八十名と九十九名というものの差でござ

いますが、課長クラスで二千万円を超える者が出

たといふことございますが、これは、賞与につ

きまして、業績評価というものを基準に加給制度

といふものをとつておりまして、こういう加給が

加わってきたとか、あるいは単身赴任手当など、

でしょうか。

○福田政府委員 正確に網羅的に申し上げること

はちょっとできないかも知れませんが、少なくとも

も私保険部長が、当初は信用機構局長とお話し

させていただきましたし、最終的に本間理事とも御

相談しております。それから、銀行局長からも、

日本銀行のしかるべきレベルの方にお願いをした

と存じます。

日本銀行と今申し上げたような協議をいたしたとい

うことござります。

○上田(清)委員 まさに、日本銀行から答弁ございました。もちろん、今、日本銀行から答弁ございました。よう、この借入規定を盛り込むことにつきました

ては大変重要なことです、あらかじめ、日

本銀行と今申し上げたような協議をいたしたとい

うことござります。

○上田(清)委員 まさに、政府、大蔵省の方から原案がつくられてきて、日銀の新法に基づく独立性という意味においても、これは日本銀行の存在そのものが問われる議論になってしまいますから、内

部で報告をして、余り議論はしなかつたような

ニュアンスのことを言われたら困るんですね、こ

れは本質にかかる問題ですから。政策委員会マ

ターだと私は思つておりますので、もう一回確認

して、議論の場にさせていただきたいということを申し上げたいと思います。

安斎さんはどうぞ、お時間、お急ぎだった結構です。

それで、先般の大蔵委員会で問題提起だけさせ

ていただくということ、副総裁の御感想だけお

求めした件でござります。

まず、我が委員会の与党の議員であります砂

田議員から、昨年の四月の日銀法改正のところ

で、職員で二千万円以上の方々は八十人でござりますといふ御答弁があつたんですが、実際は違

いますねといふことを申し上げたところ、それは削

減計画でありますといふような数字を言われまし

たけれども、それでは虚偽の答弁に近いよといふ

議論を私はしております。

その後判明いたしました九年度の年収の実績と

いうのを見てみると、この三月末時点の在籍者

の中年収二千万円を超えております者は、参事

クラスを中心に九十九名でござります。

当時の八十名と九十九名というものの差でござ

いますが、課長クラスで二千万円を超える者が出

たといふことございますが、これは、賞与につ

きまして、業績評価というものを基準に加給制度

といふものをとつておりまして、こういう加給が

加わってきたとか、あるいは単身赴任手当など、

と思います。

○引馬参考人 お答えをいたします。

昨年の四月二十五日の衆議院大蔵委員会におき

ます砂田委員のお尋ねというものは、今、年収が

二千万円以上の職員は何名いるか、こういうもの

であったかと思います。

当時私どもでは、職員の中で、幹部クラスの者

を中心にして給与の減額調整を実施している過程にございました。この基本的認識、その背景でござりますけれども、やはり給与が高いのではない

か、そういう基本的認識のもとで幹部クラスを中心して給与の減額調整を実施していたわけでございました。

そこで、そういう過程の中では、年収二千万円以上の職員の数というのも当時年々減少をいたしてお

りました。したがいまして、当時、八年度の実績

職員の数というのも当時年々減少をいたしてお

りました。したがいまして、当時、八年度の実績

流動的な要因で収入がふえた結果ということです」とあります。

○上田(清)委員 常にそうですが、日銀は給与が高いという伝説がありまして、常に出される資料は低目の数字を持つてこちら、こういう傾向があるのですよ、はつきり申し上げまして。そういう答弁の、あるいは資料の出し方がずっと一貫してありますし、最初に年収を出したときには、このところでは職務手当と定例給与と賞与にすると。本当にそうですかと、今度は細かく追及していくと、それ以外の手当が出てくるという形で、実際はそれよりも高い。こういう資料の出し方をされますし、八年度の決算の部分で、多分、私は平均年収を出されたのではなかろうかなというふうに思っているのです。

その当時であれば、課長級だけでも、多分に推測されども、五十人や六十人おられたというふうに思いますが、八十人という数字と全く合わない。多分、合計で百三十人から百五十人ぐらいいらつしゃったのではないか、局長、支店長クラス。そういう認識と、八十人に減らしたいといふ、局長、支店長クラスまでにしたいという認識との差というのは余りにも違ひ過ぎる。これはもう後知恵的な詭弁にしかすぎないとしか思いうふうに思われても仕方がないというようなことを、まずこの席で申し上げておきたいと思います。

それと、年収の代表的な層と平均年収というふうな形でこの資料を出してこられました。この平均年収というものと階層というもので代表的な階層といふときに、この代表的な階層といふのは何をもつて代表的な階層にされているのか、これを伺いたいと思います。

○引馬参考人 代表的な階層といふ尋ねでござりますが、これは、例えば局長級であれば平均的な局長の職務を担っている者、課長であれば同じ平均的な職務を担っている者ということでございまして、ちなみに局長級ということになります。

と、中央銀行の職務の中では最も重要な職務であります。

○上田(清)委員 そうすると、日銀の月報も出ていますし、短観も出ておりますが、この資料統計になじまないやり方をなさっているというふうに私は思います。

なぜそういうふうにして持つてこられるのか、

私はわかりませんが、例えば、一人当たりの平均給与は幾らですかと、三十四歳で十三年、三十四万でございます、こういう数字が出てきます。それで掛け算していくと、この間私がパネルを見せましたように、合いませんねという話になつてきましたら、事務方の打ち合わせの中で、いや、それには職務手当が入っておりませんというお話を出していく。いいですか。しかし、この職務手当とのところでの説明は、一般企業で言うところの管理職手当と同じものですというふうな言い方を説明の中で書いてありますよ。それはまさしく平均年収の中に入れていくのです。都合のいいときだけは違うところに置いて、もう本当にいいところ取扱いなのです。常に資料の中で出されてくる部分が少な目、少な目に見えるように出されてくるから、余計に疑いで見られててしまうのです。それと同じように、つい私も疑つて見ざるを得なくなってしまって、もともと私は性格いいのに、性格悪くなってしまうのです。

○引馬参考人 たまたま諸報酬については御説明申し上げましたけれども、日本銀行の職員以外の関係の食堂の運営あるいは清掃等々の委託を行っております外部業者に対する支払いというものはこの諸報酬の科目に計上されておりまして、諸報酬の相当程度が

機械化を進めているわけでございますが、こうした我が国の決済システムの改善に係りますシステム開発などのために作業を委託しております外部業者に対する支払いというものはこの諸報酬の科目に計上されておりまして、諸報酬の相当程度が

具体的には、例えば最近私どもの業務、かなり

をいただいたわけでございますが、先生の問題意識としては、平均の一人当たり年収というものを

算定するに当たってどの数字を使うのが正しいのか、こういう御質問の御趣旨かと思います。

私どもの場合、まず全体の人員の推移でござい

ますけれども、近年、人員を削減するという方針をとつてまいりまして、傾向的には人員は減少傾向にあるわけでございます。年度末に人材を発射台にいたしまして、年度初に新卒の採用を行いますけれども、その後、年度末にかけまして徐々に職員が退職していくわけでございまして、この出入りは、傾向として見ますと、今申し上げましては、年度末対比では、前年度よりも当年度末の方方が人員が減るというのは一般的な傾向でござります。こういう事情を考えますと、年度中の平均人員というのは一般的には年度末の人員を上回ります。

○上田(清)委員 今までに、予算管理上の人数、実人員という以外に、平均人數という概念を私の方に説明の過程の中で持つてこられました。平均的にその年度にいた人数だという新しい概念で、なかなか私も戸惑っているところで、まだ十分精査し切つていませんが、一つだけちょっとお尋ねしておきたいと思います。

平成八年度に、予算作成時に六千百五十八人、それから実績で六千二十五人、百三十三人、実績の方が少ないわけですね。これはいただいていることについてちょっと、事前に中身は何ですかといふことを調べておいてくださいということを笑つていらつしゃるのかわかりませんが、一般事務費の中に諸報酬というのがあるのですね。このことについてちょっと、事前に中身は何ですかといふことを調べておいてくださいということを笑つておきますので、予算書の中での諸報酬、これは一体何なのかとお尋ねしたいと思います。

○引馬参考人 諸報酬でございますが、これは、

私どもが業務を進めていきます上でのものもあるの作業等の委託の契約を行いました外部の者に対し支払われる経費を計上する、こういう科目でございます。

○引馬参考人 たまたま人員の点で幾つか御指摘いたしました資料では、平成一年につきましては、年度末の見込みの人員と実績というものが七十名の差がございまして、実績の方が上回っております。予算、決算の関係でまいりますと、先ほど言いましたように、給与支払い総額というものは月々

の人員掛けの給与水準額になりますので、いわば積数になつてくるわけでござります。そういう意味からしまして、この年度末の人員をもつて給与の支払い総額を算定するということではなくして、平均の人員というものが書きを握るといふことでございまして、予算策定時の人員と実績の、平成二年度であれば七十名の差が先生が御指摘のような差の背景になつてゐるというものではないというぐあいに御理解をいただきたいと思ひます。

○上田(清)委員 私が聞いているのは、最小限度、予算よりも決算の方が大きくなるのではないかですかということを聞いているのですよ。

○引馬参考人 御指摘のとおり、この人員でいきますと七十名差ということでござりますので、実績人員が予算策定時の想定人員を上回つていると、いう意味では決算額が多くなるといふことでござります。

○上田(清)委員 時間が来ましたが、実はこの年、決算額の方が少なくなつているのですよ。こういうことが多いということなのです、あなたたちが出している資料といふのは。

終わります。また後で細かく詰めましょう。

○村上委員長 次に、並木正芳君。

○並木委員 平和・改革の並木でございます。本日もまたお疲れのことかと思いますけれども、よろしくお願ひいたします。

ただいまいろいろ厳しい質問があつたわけですけれども、金融システム改革の中、金融行政そのものも当然改革されていかなければならぬ、不祥事がいろいろ続いておりますけれども、早くそういったものから立ち直つてほしい、不良債権等を一日も早くクリアしてほしい、こういうふうに思うわけです。先ほどの大臣の話の中では、松野・三木発言の食い違ひも調べていくというような前向きなお答えもいただきました。ぜひ、そういうような中で国民に信頼される大蔵行政であつてほしいと思ひます。

昨日に統いてまた質問させていたくわけです

の人員掛けの給与水準額になりますので、いわば積数になってくるわけでございます。そういう意味からしまして、この年度末の人員をもつて給与の支払い総額を算定するということではなくして、平均の人員員といふものが書きを握るということでございまして、予算策定時の人員と実績の、平成二年度であれば七十名の差が先生が御指摘のような差の背景になつているというものではないというふうに御理解をいただきたいと思います。

○上田(清)委員 私が聞いているのは、最小限度、予算よりも決算の方が大きくなるのではないですかということを聞いているのですよ。

○引馬参考人 御指摘のとおり、この人員でいきますと七十名差ということでございますので、実績人員が予算策定期の想定人員を上回っているという意味では決算額が多くなるということです。

けれども、昨日もお話を出ましたが、拓銀があつた  
けなくつぶれたわけでござります。政府はこれま  
で二十行はつぶさないという中で来たわけですけ  
れども、その二十番目の銀行でございますが、つ  
ぶれてしましました。これからビッグバンの中で  
優勝劣敗というのは統いていくのではないかなど  
いうふうに思ひます。

○山口政府委員 各金融機関が将来をみずから判断されていくと思いますけれども、大蔵としては今後、そうした合併、提携等にどういうかかわりを持つっていくのか。市場原理に任せていくという、あくまでそういう形でいくのか。だとするならば、もともとは二十行体制ですけれども、十九行体制というのは大蔵の考え方の中では終えんしました、あとは市場原理の中でのそれぞれの自律的な努力でござりますとか、そういうふうになつていくのでしょうか。

最近では、コンビニ等で振り込みの業務をやつたり、キャッシュディスペンサーというのがあらゆる駅とかデパートとかそういうところにもいろいろあるわけなんですけれども、いつそのこと銀行がコンビニ化するといいますか、コンビニが銀行業務をかなり扱っていく、今後ドルの交換等も行われるのではないかとか、そういうことも可能だということになるわけなんですけれども、この辺については、現状で問題点があるのかどうか、どういうふうな形ならば恐らくそうなつていく大らうというふうにお考えなのか、お聞きいたします。

○山口政府委員 銀行のコンビニ化というような言葉をよく新聞紙上等で私どもも目にいたします。これはちよつと概念的には二つ分けて考える必要があると思います。

後者については、私どもとしては万全を期していかなければいけないということで、その辺はレッセフェールだけでいいという面だけでもいける部分が残っている。しかし、御批判を受けているような過剰な介入をするとか、あるいはこちらが絵をすべて描いていくというようなことはなくなるというふうに思います。

○並木委員 なかなかその辺は、いずれにしても不良などというか、どちら辺が不良かということはありますけれども、そういう金融機関が市場から撤退していく、どこに閑としても全く金融システムに影響がないということは考えられないと思います。ですから、そのあたりの判断というのがなおります。明確とは言えないわけなんですけれども、基本的には、結局市場原理というのが大きくなりからは左右してくる、そういうふうに考えてよろしいのかと思いますけれども、そういう中で推移をぜひ見守っていきたいとも思います。

こうしたグローバルプレーヤーというか、そういうものが成長する一方で、今度は、ローカルなサービスを充実した国内業務専念というような、そういう金融機関が育っていくと思います。また、その必要もあると思います。

いただきます。

ゼロ%台の低金利が続いている。そして、不良債権だとкаスキンダルとか、再三言われますとおり、日本の金融機関の信頼が大変揺らいでおります。そうした中で、外國系の金融機関に個人資産が相当流入することが考えられると思います。

九五年の日銀の数字だと、その国の居住者の外貨建て預金というのが、アメリカが7%、ドイツが17%、イギリスが8%などということです。日本はこの時点で0・4%ということです。日本はまだその辺期間が短いわけですから、そうした兆候は今のところあらわれているのでしょうか。

○山口政府委員 例えば外国銀行の在日支店の預金残高がどのように推移しているのかというようなことを、私ども大変興味がありますけれども、統計がまだそろっておりませんので、ちょっと把握をしておりませんことを申しわけなく思つておりますが、先生の御質問があるということです。外國銀行の大手でございますが、在日支店にちょっと聞いてみた感じでは、四月に入つてから急に預金がふえたという特段の動きはあらわれております。せんということを言つておりました。ただ、サンブルが少のうございりますので、確定的なことを申し上げる段階にはございません。

○並木委員 また、例えば日本の銀行のアメリカの支店、子会社といいますか、そこに外貨建てでなくとも円預金をする、それでも日本より高い金利であり、またアメリカでは利子の源泉分離課税がないということですから、また二百万以下はチエックもされないということで、円預金でも海外にした方が有利だ、こういうふうなメリットが出てきてしまうと思います。ですから、日本のそういう税制のデメリットといいますか、こういうものもあるいは変わらなければならぬかと

思ひますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○尾原政府委員 今のお尋ねは、同じよう百萬円以上という限度がございますが、送金情報を税務当局に提出していくなどという新しい制度を設けたところでございます。今年の四月一日より外国為替の自由化とあわせて施行になっているところでございます。

執行当局といたしましては、私の方から言うのは適当かどうかわかりませんが、そのような不正な状況になりませんように、適正な課税が行われるよう、今の資料情報制度等を利用しながら適正な課税に努めてまいりたいというふうに考えております。

○並木委員 適正な課税もわかるのですけれども、例えば、アメリカでは利子の源泉分離課税がない、こういうメリットで、金が、小さい金といへば小さいお金かもしれませんけれども、あちらへ行きやすい。そういう意味では、日本でもこういった、グローバルといつてもアメリカ化というような一方の見方もあります、つまり、アメリカにはない税制を日本でもなくしてしまう、そういうふうな考え方はあるのかないのかといふところなんです。

○尾原政府委員 米国は御承知のように納税者番号制度をつかまえまして、それまさに名寄せをして、総合課税を行つてあるといふ国でございます。したがいまして、基本的に、我が國の納税者が非居住者としての取り扱いを受けようことがありますならば、そのままに納税者番号制度のもとに入つてくるわけです。

当時は、主として法人の企業が出ていったわけですけれども、今度はさまざまな形で個人の貯蓄が出ていってしまう。金持ちで世間知らず、非常に過保護な金融行政の中で来た。金融機関もそう育つてきている。いろいろな商品を選ぶという目

とが、実はOECDの場でも議論されているわけがございます。今申し上げました、先生の御指摘がありましたように、一つは納税者番号制度のようないくつかの国もございましたし、日本のようにまさに源泉徴収をとっている国もございます。これを今直ちに一本にあわせるというのは国際的に難しいだろうということがOECDの判断でございまして、したがいまして、一つは、納税者番号制度等をとっている国は資料情報を国際的に、こういう人がこないう預金をしていますよというようなことを通知する。あるいは源泉徴収なら源泉徴収で完結した形で課税関係をおしまいにする、どちらかどりなさいというのが今の状況になつていて、このとを報告させていただきたいと思つております。

○並木委員 税制デメリットとか低金利とか金融不信とか、そういう中でビッグバンが進行していくれば当然、汗水流してどうか、日本の場合は過労死なんというのが労災になるとか最近いろいろ論議されるぐらい、大変命まで削つてためたそうした資産が海外に持ち出されていく。これがビッグバンといえばそうなんでしょうけれども、しかし、それは場合によつては高い買い物をさせられるというか、海外で失っていくことにもなりかねないのかなという危惧もあるわけです。過去にも、八〇年に外為管理法が一回改定されました。その後、八五年のプラサ合意の後財テク企業とともに盛んに、まさにバブルということでしょうかけれども、機関投資家がアメリカのビルやホテルあるいは世界のリゾートを買いまくった、そのあげく、結局高い買い物をさせられて、今日の状況からすれば、悪い言葉をもしませんけれども、カモになつてしまつたような状態であるわけです。

今回のG7でも、アメリカの景気等について行き懸念の声というのもあつたようですけれども、その辺のお話も含めて、アメリカの景気について、今後の推移も含めてどのように観測されてゐるのか、もしG7等でのお話をあれば大臣の方からお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松永国務大臣 アメリカの経済状態、景気の動向については、持続可能な軌道にとどまるよう

も育つていらないわけです。そういうふうな意味では、国民のガードというのもかなり弱いのじやないかなというふうに心配しているわけです。

ですから、こういう金融知識に関して国民に情報提供をしていく、こういう点についてはどういふうに考えるのか。やはりこれも市場に任せていくのがビッグバンだ、そういうお考えでしようか。

○山本(晃)政府委員 金融知識に関する情報提供の問題でございます。

今回の金融システム改革法案では、基本的にはその中に、やはり自己責任原則というものを充実していかなければいけないかというような文脈があるとを報告させていただきたいと思つております。

○並木委員 税制デメリットとか低金利とか金融不信とか、そういう中でビッグバンが進行していくければ当然、汗水流してどうか、日本の場合は過労死なんというのが労災になるとか最近いろいろ論議されるぐらい、大変命まで削つてためたそうした資産が海外に持ち出されていく。これがビッグバンといえばそうなんでしょうけれども、しかし、それは場合によつては高い買い物をさせられるというか、海外で失っていくことにもなりかねないのかなという危惧もあるわけです。過去にも、八〇年に外為管理法が一回改定されました。その後、八五年のプラサ合意の後財テク企業とともに盛んに、まさにバブルということで、こうしたお金の多くが恐らく、景気が絶好調で、こうしたお金の多くが恐らく、景気が絶好調と言われる、そして市場が大変大きいアメリカへと注ぎ込まれていくと思います。

今回、G7でも、アメリカの景気等について行き懸念の声というのもあつたようですけれども、その辺のお話も含めて、アメリカの景気について、今後の推移も含めてどのように観測されてゐるのか、もしG7等でのお話をあれば大臣の方からお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松永国務大臣 アメリカの経済状態、景気の動向については、持続可能な軌道にとどまるよう



一八

いすれにせよ、そこでいろいろ出てくる考え方を少し整理まして、それで、今御指摘のような考え方方にどうやってまとめていくのかということを議論したいと思っております。

ただ、今し方御指摘がありましたいわゆる司法を含めたエンフォースメント、そういういた法律をつくるのはいいのだけれども、實際にどうやってそれを実行に移すかといふまた難しい問題もござりますので、精力的に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

銀行等での投販売のことなどございますけれども、千二百兆円の個人金融資産の運用といふのが、これはもう再三言わわれていることですが、これども、非常に預金に偏っている。五・六%が預金だともう、非常に預金に偏っている。五・六%が預金だと、いうことでござります。アメリカ等では八・九%、それに比べて日本は二・七%、圧倒的に違うように、この日本の投販売というのは非常に停滞しているというようなことです。

それは、証券会社にもあるいは責任があるのかどうか、株式というのをどうやが、これらについて必要以上に頻繁な元販を繰り返して、手数料稼ぎといふようなことで顧客の不信感を買って、なかなか中長期的な投資の場として投信が育つてこなかつたというようなことであると思います。

常に利便性が高まるという中では、ほかの金融機関に行くよりはついでに銀行で買いましょう、しかも、低金利等を考えるとこの方がずっといいのじやないかというようなことになるかと思います。けれども、その場合、銀行が扱うというものが、今までの形がありますから、銀行預金のように元本保証もされているのじやないかというような誤解が起きはしないか。皆さんからすれば非常に低いレベルでの話かもしれませんけれども、まさに消費者の中での問題として、アメリカでさえそういう誤解が起きているというようなことであります。

そういう意味で、アメリカではリスク開示とすることで、投資信託というのは連邦預金保険つきじゃない、あるいは銀行が取り扱っているけれども預金とは違います、銀行の負債でもない、ある

いは銀行によって保証されている商品でないとか、元本割れを含む投資リスクがある、こういうこととを最低限投資家に提示しなさい、そういうふうに義務づけを、SECとか銀行監督局、こういうものが今のが今、の四つの点を義務づけているということなんですねけれども、日本についてはこの辺、リストK開示についてどういうふうに義務づけ化していく

○山本(晃) 政府委員 証券投資信託を銀行等の金融機関の窓口で販売するに当たりましては、顧客に、証券投資信託というものが、銀行の扱う預金商品とは異なりまして、元本保証のないリスクキャピタル商品であるという商品性の違いについて十分認識をしていただきた上で販売されるということが重要であるというふうに考えております。

このような観点に立ちまして、証券取引法上有価証券の販売に係る誠実公正義務というのが新しい法律の三十三条にございますが、こういった販売ルール、あるいは銀行法等におきます顧客に対する預金との誤認防止ルール等が適用できるよう手立てを、これは実際には省令で行うということになりますが、そういう手立てを講じた上

で銀行等の金融機関による証券投資信託の窓口販売を導入したいというふうに考えておるところであります。

なお、今委員から御指摘がございましたように、アメリカについてもこの投資信託について、アメリカではいわゆるミュー・チュー・アル・ファンドといふように、いろいろと誤認の問題が出まして、一九九四年に、アメリカの財務省の通貨監督局、OCC、あるいは連邦預金保険公社、FDIC、それから連邦準備制度理事会、F.R.B.、さらに財務省の貯蓄金融機関監督局、OTSという四者が合同で、委員御指摘にな

られましたようなガイドラインを発出したところ  
でござります。私どもも、こういったアメリカでの  
ガイドラインを参考としながら所要の整備を  
図つてまいりたいというふうに考えております。

〇並木委員　いずれにしても、リスク開示といふのはかなり重要になりますけれども、しかし反面、そういうふうにリスク開示がされた場合に、日本人というのは非常に安全志向であるということころで、そうした商品を手控えてしまうのじやないかな。そもそも、今よく言われる金融派生商品、デリバティブ、こういうものも、投機性が強

い”ということがもともと何かばくちだというような感覚が強い、そういうことで厳しく制限されきて、こういう先入観が日本の中にありますので、解消されないのではないか。

そういうふうに考えますと、果たしてこの個人金融資産が預金から投信へと必ず比重をどんどん増していくのかなというのは疑問もあるわけなんです。銀行が、店舗貸しとかで投資信託委託会社の直営戻元、つまり間貸（行式）ですが、こう

の直営販売で、それによる販賣方法ですが、この二つは、うるものもやつていくことですけれども、こういうのはまずどの程度行われると見ているので、どうか。そして、銀行が獲得していくシェアといいますか、そういうものもどの程度というふうに考えていいのでしょうか。アメリカでは、販売で一二・九%、残高で一四・六%，ちょっと古いですけれども、そんな例がありますけれども、日

本においてはどの程度と考えていいのでしょうか。

確かに、証券投資信託には、これはハイリスク・ハイリターン型の商品からローリスク・ローリターン型の商品など、さまざまな特徴を持つた商品がございます。投資家がこういった各種の証券投資信託の商品性につきまして十分理解をされ御指摘をあたたかくござります、リスクの開示が行われると、かえってまた投信にもそんなに移らないのではないか、こういうような御指摘がございました。

た上で自分のニーズに合いました商品を選択をしていただく、こういったことにならうかと思いま  
す。  
したがいまして、リスクをきちんと開示すると

いうことによりまして投資信託の購入が手控えられるのがどうかという点について、確定することは申し上げられませんけれども、アメリカにおいては、先ほども先生から御指摘がありました、投資家の誤認を防止するためのガイドラインというものが整備をされてリスト開示が充実する中において、ミュー・チャーチアルファンドの個人金融資産に占

九六年が一〇%程度へと増加をしているわけでござります。

いずれにいたしましても、販売チャネルの多様化によりまして、私どもとしましても投資信託の比重が増すということを期待をしているところでございます。

それから、昨年の十一月から行われております銀行の店頭で、こにつけます支店の重慶支店、つ

銀行の店舗販売によるもと株券の直接販売、いわゆる間貸し方式による販売はどの程度行われているかということをございますが、まだ五ヵ月ちょっとでございます。本年の四月末時点では、間貸し方式による投資信託会社の直接販売実施会社は十六社、店舗は六十七店舗となっておりまして、三月末時点での販売高は五十億円になつていて、三月までの販売高は二十九億円になります。

また、銀行の窓口販売、投信の窓口販売が実施された場合、日本では銀行の獲得シエアはどうなるのかという点でござります。

これはなかなか正確なことは申し上げられないわけですが、さいますけれども、現在は、委員も先生ほど御指摘になりましたように、証券会社しか基本的に販売されていなかつた。それに加えまして、銀行による販売チャネルの拡大によりまして、投資家の多様な資産運用ニーズにこたえまして、投資家の利便性の向上を図ることが可能になるのではないかと、このことでござります。

た。果たして日本でどのくらいになるかといふことはわからないわけでござりますけれども、全体としてパイが大きくなる中でということかと思ひますけれども、日本においてもアメリカ並みになれば、やはりそれだけ投資信託というものが、逆に言ひますと、国民から迎えられる商品になるのかなどいうことを期待をしているところでござります。

対する信頼が確保されることによって、国内社、外国社を問わず、我が国で保険業を営む保険会社が業務を円滑に遂行できると考えられるわけでございまして、外国系の保険会社にも十分理解が得られるものと認識しております。

ちなみに、現在、現行法では契約者保護基金がございます。これは任意加入でございますが、保険専門会社等を除きまして、外国保険会社も含めてすべての社が加入していらっしゃるところでございま

危機をすべてでチャンスに変えてきた、そして飛躍的發展をかち取ってきたのが日本であります。

躍るが開貿のつ、うさらつとおっしゃいましたけれども、後ろの方の、金融公庫などの政府系金融機関に対する追加出資云々は、金融システム改革の着実な推進というふうにきのうさらつとおっしゃいましたがどういうふうにあったと認識されているかという問題、それから、金融システム改革の着実な推進というふうにきのうさらつとおっしゃいましたがどういうふうにあったと認識され

セーフティーネットとの預金保険機構とか投  
資家保護基金とか保険契約者保護機関への横並び  
の出資について、外国系金融機関から納得が得ら  
れない、こういうような声が出てるという報道  
がありますけれども、そうした中で、これはその  
とおりなのかと思いませんけれども、時間がないの  
で、その辺、実態はどうなのか、まずお聞きして  
おきます。

それと、つまんでこもう一つ聞かてしまいます

して、今般の支払い保証機構についても十分に御理解いただけたと思っておりますし、現在のところ、この点について格別の異論は出ていないものと承知しております。

○山本(晃)政府委員 投資者保護基金につきましてお答えさせていただきます。

外国証券会社数社の方から、投資者保護基金の負担金の算出方法等につきまして、日本証券業協会に意見書が提出されたことによると、印をとして

○赤松(正)委員 新党平和の赤松正雄でござります。  
金融ピッグバンにかかる金融システム関連法案の質疑に具体的に入ります前に、二点ほど大蔵大臣に、このところ大蔵省をめぐる重要な問題が幾つかありますので、その辺について、ちよと時間をとつていただきお話を伺いたい、こう思います。  
まず、第一点目でござますが、「これは貴しま

〇松永国務大臣 まず、二十七日に民間銀行の代表者に大蔵省に来てもらって貸し済り解消についての強い要請をしたのであります。二十七日の日になぜなつたのかというと、あの日が国会の審議がない日だということが数日前にわかりましたから、その日に設定をしたわけであります。

そして、私が強く申したことばは、そもそも銀行とばかりの、健全な企業に対するその求める資金供給

が、そういうことになると、この問題だけでも本当に大変時間がかかるのですが、郵貯というのが、こういった破綻の際の保険など、これは全く払い込みの必要がないということです、もちろん公的金融機関ですから。ですから、民間金融機関と非常に公平性を欠いているわけです。

そもそも、二百四十兆円もの個人資産を吸収し

おります。この投資者保護基金の負担金の算定方法というのは、今回御審議いただいている法案におきましては、特定の証券会社に對して差別的な取り扱いをしないものであることということが認められておりまして、その具体的な内容について、現在業界において検討が開始されているところでござります。

りの問題でござります。  
さきに大蔵大臣、たしか四月二十七日だったと思ひますが、大蔵不祥事をめぐる処分発表と同時に、私は新聞を見ておりましたら、銀行の首領を集められて、集められたか、たまたま集まらる機会があつたのか、ちょっとその辺は定かでありませんが、貸し渋りの状況について、大臣

需要に応じて融資をするというのが本来的な任務ではないのか、その任務を遂行する機関であるがゆえに公共性があるというふうになつてゐるのでないか、さすれば、健全な企業からの融資の申し込みに対しては、いわゆる貸し済りなどといふ批判を受けないよう適切な融資をしてもらいたいものだと相当強く要請をしたところであります。

ビッグバンという中での市場原理、そして民業を育てなければならぬというような中では、非常にビッグバンのフリー、フェア、グローバルという概念に反するのではないかと考えるわけなんですが

私どもとしましては、今後、投資者保護基金の設立準備過程におきまして、各証券会社の意見を内外を問わず十分に酌み取りまして、早期に具体案が取りまとめられることを期待をしているところでございます。

方から各銀行官員に対して、厳しくが優しくが知りませんが、注意を喚起する、しつかり貸し借りをなくす方向でやつてもらいたいというお話をされたというニュースに接しました。

実は、三月末で資本注入をしたわけあります  
が、もう既に五月になりました。その後の状況は  
どうであるか、細かい点は銀行局長に必要に応じ  
て答弁してもらつていいと思うのであります  
が、

いと思ひます。されども、この辺、他の管轄といふ中では、縱割りでござりますけれども、ピックパンを遂行していく大蔵省としてどのように考へるか。その辺、大臣、お答えできればお答えしていただきた

○並木委員 それでは、時間でござりますけれども、近代において我が日本が屈服されたのが、畢竟かもしれませんけれども、すべてアメリカだつたなどというふうに思います。すなわち、幕末においては黒船により開国を迫られた、そして次には

も、総合経済対策における金融の措置という項目の中、貸し渋り問題に対応するために、「金融システム改革を着実に推進していくほか、中小企業金融公庫等の政府系金融機関に対して、追加融資、融資の拡充等の措置を講じます。」こうい

我々の要請というものは相当重く受けとめてくれたと思うのでござります。

問題は、金融機関の代表に来てもらつたわけでありますから、それがそれぞれの団体の銀行にきちんと通知をしてもらわなければいけません。そ

○福田政府委員、お尋ねのうち、保険契約者保護機構についてちょっと触れていただきます。  
これにつきましては全社強制加入を前提としておりますが、当然のことながら、これは保険業に

第一次大戦、いわゆる太平洋戦争での敗北、そして今はいわば金融戦争で敗北しかねないといふようなところでござりますけれども、黒船は明治維新での近代化、そして敗戦もその後の民主化、

さうに述べられております。  
ここで私がお聞きしたいのは、後で申し上げ  
す学識者を集めての懇談会、これは前回大臣と  
お話を交わしましたけれども、その同じ日に

してまた、その銀行は支店に対しても通知をしてもらわなければなりません。そういうたることはまちつとやりましたという返事が来ております。どうなわけで、強く要請したことはそういう手續

面ではきちっといっているな、その後の貸し出し状況がどうであるかということはまだ把握しておませんけれども、それだけのことをしたわけではありませんから、それなりの効果は出てくるのではないかろうか、こういうふうに思います。

同時にまた、私はほかでも言うことありますが、健全な企業に対しても融資を済るというと、せつかくのお客さんが政府系金融機関にとられてしまはず、こういうふうに申しておる場合も実はあるわけであります。

これは、貸し済り対応ということもあって、中小企業、中堅企業等に対する融資制度を実は設けことになりましたし、それからまた、中小企業の定義を改正をする法律案が実は提案をされたわけでありまして、卸売業については資本金七千万まで、小売、サービスについては五千万まで引き上げるというふうになりましたので、これが中小企業金融公庫の融資の対象企業になります。

こういった措置をして貸し済りの対策を進めておるところでありますて、今後とも、この点については十分注視をして、適切な要請活動その他をやっていかたい、こう思います。なぜそうするかといたしまして、官澤元総理の昨年末の衆議院予算委員会での議論を引き合いに出して、いわゆるインバウンド市場におけるところの日銀と各銀行との関係、つまり、わかりやすく言いますと、貸し済りには一段階があって、銀行といわば中小企業者一般との関係の貸し済りと、それから日銀と銀行間との貸し済りと二つある。言つてみれば、昨年末の金融機関の倒産、拓銀を始めとして幾つかの大きな金融機関が倒産した一

つの大変な原因は、やはり日銀サイドにおけるところのいわゆるサンドンデスというものですか、そういう貸し済りというものがあるのだという話がありますから、それなりの効果は出てくるのではないかろうか、こういうふうに思ひます。

このことに關して、最近、週刊誌ですから余り大展開されたと思うのです。

ここに取り上げたくないのですが、私が今申し上げたようなこと、あるいは、以前に恐らく河合委員が取り上げただらうと思うのですが、いわば銀行が日銀から貸してもらえない、だから中小企業にも貸さないのだというふうな話が、今、具体的な名前は避けますが、よく一般に流れている週刊誌等に書かれていますね。

つまり、そういう点で、ここで何を言いたいかと申しますと、余りこれに時間割くつもりはないのですが、大蔵省が金融機関をいじめている構図がそこにうかがえるなんという話が書いてあるのですが、では、その辺のくだりについて、局長。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

銀行は、貸し出しをするためには資金の調達が必要なわけです。普通は預金を集めて貸します。しかし、日々の資金繰りということになりますと、お金の余っている銀行から借りてきてその資金手当てをする。それがコール市場、インバウンド市場なのでござります。そこに潤沢に資金があると貸せない、こういう状況が確かに去年はあつたように思います。日本銀行も適切に対応をしてくれました。

したがつて、現時点においては、インバウンド市場が非常に縮まって、そういう不安感から貸し済りが起きているということはないと思います。私ども大変貴重な経験をさせていただいたことがあります。大蔵省に対するさまざまな注文、要求、意見などをこのへ出でてきている国会議員の言う、特に現時点では聞き入れられたというか、実現をしたことなんだなと思って、一つの新鮮な関心を持って聞いたわけですが、つまり、私たち、国民の代表として大蔵省の通達といふものを見なくすという話が新聞等でも報道されて、おお、これは聞かれていたというか、実現をしたことなんだなと思って、一つの新鮮な関心を持って聞いたわけですが、つまづき、ああすべきだということの中身の重さと、それから、わざわざ学識者を集められていろいろ聞かれるこの重さと、両方とも重いと多分おっしゃるのでしようが、その辺の位置づけといふものを改めて聞きたいと思います。

といいますのは、それこそ、多くは言いませんが、昨年からことしにかけてさまざまの議論が大蔵委員会でもあつたわけですねけれども、申しわけないあれですが、朝令暮改的な雰囲気が非常に強い。急に変わってしまうということがあるのでありますね。そういう点で、国会監視であつてはならないという、そういう意味合いを含めてこの質問をさせていただきます。

二点目は、大蔵不祥事をめぐる学識者の懇談会であります。二点目について、先般も取り上げたのですね。その二回目の会合が開かれたということですね。その二回目の会合、一回目の会合、あわせていろいろなことが指摘をされたのだろうと思

うのです。例えば、私が接した新聞報道によりますと、先般私が大臣に、大蔵官僚、若手のキャリアの官僚を若くして税務署長という形で送り出すというシステムはもうやめられたらどうかというふうな話を申し上げましたが、同じようなことを指摘されたという部分があつたようございます。

これからスケジュールの中で、学識経験者の皆さんからさまざまな指摘を受けられるのだろうと思いますが、ここでお聞きしたいのは、今後のスケジュール、それからそういうところで指摘された報告書をどういう形でまとめてされるのか。

それからもう一点は、私たち、特に野党の議員は、こういう場でさまざまなことを提言させていただたり、いろいろ苦情を申し上げたり、あの点をこうした方がいいのではないか、こうすべきだというようなことを言うわけですが、どうもなかなかそれが実現するということが少ない。たまたま先ほど、大蔵省の通達といふものを見なくすという話が新聞等でも報道されて、おお、これ

は聞かれていたというか、実現をしたことなんだなと思って、一つの新鮮な関心を持って聞いたわけですが、つまづき、ああすべきだということの中身の重さと、それから、わざわざ学識者を集められていろいろ聞かれるこの重さと、両方とも重いと多分おっしゃるのでしようが、その辺の位置づけといふものを改めて聞きたいと思います。

といいますのは、それこそ、多くは言いませんが、昨年からことしにかけてさまざまの議論が大蔵委員会でもあつたわけですねけれども、申しわけないあれですが、朝令暮改的な雰囲気が非常に強い。急に変わってしまうということがあるのでありますね。そういう点で、国会監視であつてはならないという、そういう意味合いを含めてこの質問をさせていただきます。

○松永国務大臣 私は、この委員会を中心に、予算委員会でもそろそろあります、与党、野党を問わず、貴重ないい意見は、余りいい頭ではありませんけれども、メモしたりして承知いたしております。

そして、これも、二十七日になつたのは、あの日が国会がない日でありますので、第一回だけは私は自分で出たいと思ったのですから、朝早くその会を開かせていただきました。そして、この委員会や予算委員会における意見も踏まえて、私の考え方も一、二申し上げて、そして検討をお願いしたわけあります。

まず一つは、不祥事の根絶をするためにはどういうことが必要か、どうやるべきかという点が一つ。それから、その中に、やはりよく言われるのは、官僚の中の官僚とかあるいは官庁の中の官庁とか、一段大蔵省を上に置くようなそういう風潮が今まであったのではないか。それからまた、上級職を合格して大蔵省に入ると特段偉いのだというふうにはなら思ふ傾向はないのか。そして一番甚だしいのが、二十代の後半で税務署長になる。税務署長になりますというと、その地域の名士中の名士で、そして非常にちやほやされる、それがその人の悪い性格をつくりはせぬか。これはよく委員会で指摘されたところでありますから、そういう意見が強い。そういう点もそのまま続けていいのか、それはよくないということで別な方法にすべしとなるのか、そういう点についてもぜひひとつ議論をしていただきたいということを申し上げましたし、それから、行政運営の方についても忌憚のない意見を聞きたいと思います。

それからもう一つは、さはさりながら、大蔵省の役人が使命感に燃えて積極的に仕事をする、勉強もある、あるいは政策提言もある、こういうことでなければならぬわけありますて、大蔵省内の活性化を図るためにはどういったことをやるべきか。

要約すれば以上三点を中心にして、実は、それ  
に絞るわけではありませんけれども、学識経験者  
というか、各界の代表的な人を網羅して委員にお  
願いしたわけであります。議論をしていただい  
て、それをまとめて三ヶ月以内ぐらいに答申を  
ちょうだいできればありがたい、こういったこと  
でその会議をやりました。

ども、私自身この税制調査団に参加をして、大変多くのことを感じました。

要約すれば以上三点を中心にして、実は、それには絞るわけではありませんけれども、学識経験者というか、各界の代表的な人を網羅して委員会において、それをまとめて三ヶ月以内ぐらいに答申を願いしたわけであります。議論をしていただきて、その結果をまとめて三ヶ月以内ぐらいに答申をちょうだいできればありがたい、こういったことでその会議をやりました。

委員会とか国会とかを軽視するつもりは毛頭ありません。やはり各界の代表的な人の意見を聞くということは非常な参考になる、こう思つてお願ひをしたわけであります。そして、その答申をちょうだいいたしましたならば、それを参考にしながら文字どおり生まれ変わった大蔵省をつくり上げたい。こう私は思つておるわけであります。そういう趣旨でやつたわけでありますから、ぜひひとつ御理解賜りたいというふうに思います。

○赤松(正)委員 ゼひそういうふうな角度で、てもらいたいと思いますが、今まで多くの大蔵大臣が出られたわけで、松永大蔵大臣も永遠にされるわけではないわけですから、これからの大蔵省のまさに礎を築く、そういう思いでこれから先にもずっと承認していく形でやついていただきたい。学識経験者の場をつくる話をしたときには、私はそのときはいなかつたからわからないという話をされていましたけれども、次の大蔵大臣にそういうことを言わせないようにしていただきたいなどということを思ひます。

それで、この金融ビッグバン関連法案のお話に入りますが、昨年七月、実は衆議院欧米各国金融・税制調査団の報告というものが提出されております。これは、実はもう既にこの委員会でも話題になつて、古い話かもしませんが、村上委員長になって、古い話かもしませんが、村上委員長を始めとして、当委員会では日野元郵政大臣と佐々木憲昭議員とか、私も参加させていただいたのですが、現メンバーの中に、現在の経済企画庁長官とか、あるいは労働大臣もその後に誕生しているということで、相当この報告書を参考にされたのではないか、こう思ひます。余りそのことについて詳しく聞くとまはありませんけれども、やはり各界の代表的な人を網羅して委員会において、それをまとめて三ヶ月以内ぐらいに答申を願いしたわけであります。議論をしていただきて、その結果をまとめて三ヶ月以内ぐらいに答申をちょうだいできればありがたい、こういったことでその会議をやりました。

しょうけれども、やはりこの十数年における日本の、言つてみれば大藏省の、どうか、大藏省の

しようけれども、やはりこの十数年における日本の、言つてみれば大蔵当局というか、大蔵省の皆さん、の、今言われているところの金融ビッグバンに関するテーマについて、やはり後手後手に回ったというか、取り組みの姿勢というものがやはり非常に問題の多いところがあつたのではないかという、具体的な指摘は後でさせていただこう

ども、私自身この税制調査団に参加をして、大変に多くのことを感じました。

私事にわたくて恐縮ですが、私は銀行員の息子でございまして、銀行にかかるる話は若き日よりたくさん聞いていたのですが、御多分に漏れず、そういう銀行員の息子であるがゆえに銀行に反発をして育ちましたので、結果、銀行をめぐる問題で苦しむ盲目になつてゐるのかなという気もしますけれども、いずれにしても、私のおやじなんが生きていたら目を丸くして驚くんじゃないかというぐらいの、銀行を初めとして金融機関を取り巻く状況というのはもう本当に大きく変わっていふるということを、そういう場面に参加をさせていただいて感じました。

大専門家の方々を前にして、我、本当に金融の問題について、泥棒を捕まえて縄をなう感じで勉強している状況でございますので、偉そうなことを言う資格はないのですけれども、立場上、若干指摘をさせていただきたいのです。

私は、もともとこの金融ビッグバンに関する問題については、いつぞや一番最初のこの委員会で山口銀行局長にもお話を申し上げましたが、要するに、いわゆる民族の違い、文明の違いによるところの、この金融という問題に対する受けとめ方、感じ方、だから、今言われているところの荒々しい資本主義と言われるような形で、特にアメリカ、イギリスというものが日本を初めとするいわば金融後進国に対して挑みかかってくるという問題は、一にかかつてそういう文明論的な部分によるところが大きいというふうに私は理解をしていて、これはだれがやつても大変だ、こんなふうに思つていたのですが、どうもいろいろ勉強してみると、そうでもないなという感じに実はなつてまいります。

そのことをこうやつてべらべらしゃべつているとあれなので、まずは私は、後で申し上げますけれども、その文明の違いとか民族の違い、アングロ・サクソン対いわゆる大和民族の違いというようなことも、まあそれは全くないわけではないので

などいろいろやります。

ショウけれども、やはりこの十数年における日本の、言つてみれば大蔵当局というか、大蔵省の皆さん、今言われているところの金融ビッグバンに関するテーマについて、やはり後手後手に回ったというか、取り組みの姿勢というものがやはり非常に問題の多いところがあつたのではないかという、具体的な指摘は後でさせていただこうかと思うのですが、まず大きい話で恐縮でございまが、そういう金融ビッグバンをめぐる、今日この関連法案を出されている、今大急ぎで、それこそ一日も早く通してほしいというお気持ちでしょうけれども、そういう状況に至つた今日までの大蔵省の責任というものをどういうふうに感じておられるのか、この辺についてお伺いしたいと思います。

○山口政府委員 確かに、この報告書を改めて読ませていただきますと、かなりの点でもっと頑張らなければいけないという気持ちを私どもも強く持ちます。恐らく、これを民間の方が読まれても同じことをお感じになるのだと思います。

そこで、おまえの責任はどうだというようなお尋ねかと思いますけれども、責任論となりますといろいろと萎縮した言い方しかできませんので、もう少し自由に言わせていただきますと、やはりこれまでの我が国たどつた道が、いろいろな山谷あり、バブルあり、バブルの崩壊ありといふことでやつてまいつたわけでござりますけれども、ついつい発想が内向きになりがちな部分もあつた。海外はどんどんその間に進んでいくつておつたというような点については、確かに国内でもいろいろな問題がありました。今まで破綻といふものを見たこともなかつたのが、小さい信用組合の話でも大騒ぎだったのです。住専の処理でもまた大変な議論になりました。意識していかなかつたわけではありませんが、その間に各國は、もつたわゆる大蔵省の責任という動きをしておりました。ただ、私どもとしては、そういうことについて、率直にやはり取り返さなければいけないというような気持ちが今しておるというのが正直

などこれらやうなふらうます。

○赤松(正)委員 率直なお話を聞きました。  
それで、この報告書の中で、私も当時は、まさに  
に蒼蠅驥尾に付すという感じで、大先輩の後に  
くつついて、いろいろなお話を聞かせていました。  
だいたいという側面が強いのですが、今振り返って  
みますと、今の銀行局長のお話とも関連するのですが、実は、アメリカ通貨監督局、O.C.C.でア  
ボット副長官に現在の尾身經濟企画庁長官が質問されたこと、あるいは同じ尾身さんがアメリカの  
バンカーズ・トラスト・カンパニー、ニューマン  
会長に質問されたこと、あるいはイギリスの証券  
投資委員会、S.I.B.のブレア理事に原田昇左右  
長が質問されたこと、あるいはイギリスの大蔵省  
のホワイティング次長に村上委員長が質問され  
ること、この四つがいずれも共通をしている。詳  
く見るといろいろな御質問があるので、この  
重要な場面で三人の方が四人の相手に質問されて  
いるのが実は共通している。  
その中身は何かというと、要するに、クローバ  
ル化によって各国監督当局間の協力が必要であつ  
て、具体的にどのような措置でもって、いわゆる  
国境を越えるお金の移動というものに対してそれを  
をどう把握することができるのかということにつ  
いて、アメリカやイギリスの当局者に聞いている  
わけですね。ということは、つまり、これは一年  
前の話なのですが、委員長を中心としてあのとき  
参加したみんなの一番強い関心は実はここにあつ  
たということが一つ、それだけではないのです  
が、言えると思うのですね。  
それが結局、そのことと、別に三人の先輩のこ  
とをどういう言うつもりはないのですが、恐らくま  
私の勉強した範囲内で言いますと、金融ビッグバン  
を推進していく、金融ビッグバンという言い方で  
はともかくとしまして、今日のそういういわゆる  
銀行、証券、保険の垣根をなくしていく、さつき  
銀行局長が、一言で言えば選択肢をふやすこと、  
こうおっしゃいましたけれども、そういうものを  
進めしていく上に当たって、大蔵省の中に根強く

あつたおそれというのが今三人の先輩たちの発言と共通している部分があるのではないかなどいう気がするわけです。

つまり、日本のお金は日本に納めさせる、いわゆる徴税の論理ですね。あるいはまた、日本の金の流れが外と一体化してしまうと、いずれは税制まで国際基準、グローバルスタンダードという形にされてしまうのではないかというふうないわばおそれというものが、この種の問題の一一番最初の

ころに、一番根っここの部分に大蔵省にあつたので  
はないのか。これは、私がこういうふうに言つて  
いるのではなくて、私もそう思いますし、それな  
りの専門家の人がそういう指摘をしている。

つまり、日本独自の税制を基盤としている大蔵省主税局は、マネーの国境の廢止など認めがたいという考え方がある。結局、金融ビッグバンをおくれさせた一番大きな原因ではないのかという指摘がある。

あるのです。私も、その指摘を見て、うん、なるほどな、それは言えるな、こういうふうにも思つてているのですが、主税局はどういうふうに思われますでしょうか。

○溝口政府委員　主税局の担当者がおりませんで、税のところはちょっと私の方から申しかねるわけでございますが、クロスボーダーの取引は外為法の自由化の過程でずっとやつてまいりました

て、今回の外為法の改正もその延長線上にあるわけですが、ございまして、クロスボーダーの取引が突然ふえるわけではございませんで、それだけがピッタリパンがやや日本がおくれていったという原因だ

とは思っていなかっただけでござりますけれども、そういう面もあるいはあつたのかと思ひます。

点、たれども申しませんか、いわば専門家に言わせますと、一つの指摘は、一九八〇年に行われた外国為替管理法改正時における今申し上げたような点。二つ目は、一九八四年の日米円・ドル委員会時において、アメリカから、日本が金融改革の勢いの上で金融自由化を迫られた。日本も同意し

たけれども、言ってみれば余り本気ではなかつた。まともな対応を怠つた。これが二つ目。それから三つ目に、一九九一年に決まつた金融制度改革時である。このときも、やはり中途半端な相互乗り入れで、改革とは言いづらいものでお茶を濁した。さつき銀行局長が直正におっしゃつていま

した、内向きに田に向き過ぎたなどいうことをせつしゃっておりました。

トがあつて、その三つの時点で、大きく日本の金融政策の部分で、今から思えば、そのときにつきと対応していれば今日ほどおくれた状況の中で苦しまなくなてもよかつたのではないかという指

摘要があって、もちろんそれには多くの言い分がおありでしょうけれども、私は、そういう指摘もあるのだなどという思いを実は感じたわけでございます。

そこで、ひとつぜひ聞きたいと思いますのは、今も、いみじくもというか、主税局が来ておられなかつた、直接私は主税局ではないですかといふことで審議官がおつしやいましたけれども、要す

るに、今まで銀行のことは銀行局、証券のことば  
証券局、税金を集めることについては主税局とい  
うふうな形で、それぞれの部局が担当されていた  
わけです。その総合調整能力が欠如しているとい

うことかいろいろな場面で言われるのですが、これからこういう金融ビッグバンといった場合に、今までではこういう問題はだれが担当していたのか。それはそれぞれが担当されて、事務次官が調

整されていたのでしょうけれども、これからこういう問題を、個別具体的なことよりも、もっとと総合的に、戦略として日本の行き方というものをがちつと責任を持つて考える人というのはだれにならぬ。

○溝口政府委員 御指摘の問題につきましては、自由化ということでいえば、日米の円・ドル委員会というのが一九八〇年代に始まつたわけですが、れども、そのときの状況からずっと今日に至るまで見ていくと、関係しますのは銀行局、証券

—

ビッグバンの問題に関して言うと、やはり一般庶民の感覚、若い人の感じからいくと、実は損害保険、自動車保険に関することは非常に关心が高い

自 動 車 保 険 は、算 定 会 料 率 遵 守 義 務 廃 止 に 伴 つ  
て、横並びであつた保険料率が崩れていく可能性  
があつて、確かに保険料が安くなることも考えら  
れるのですけれども、一方で、きのうも指摘があ  
りましたように、アメリカのよう、年齢あるハ

は車種、地域等によって高い保険料を払わなければならぬ人が出てくる、この議論。要するにここでお聞きしたいことは、究極を言うと、保険に入らない、入らない方がいいという人が出てくる

る。保険に入らない人の運転による被害者の補償についてどう考えておられるかという問題です。きのう保険部長が、要するにそれは自賠責、強制的に入っている自賠責でお願いするしかないと

「ことをおつしやつておりましたけれども、対人賠償限度額は死亡の場合は三千万ということです。これでは低過ぎるのではないかという指摘があります。任意保険無保険車による被害者の救済

という意味でこの限度額をぐっと引き上げるといふことは考えられていないのかどうか。このテーマは運輸省マターになるんでしようか。では、運輸省の方にお願いします。

○大野説明員 お答えいたします。

回、金融ビッグバンの中でもそういった形での運用を図つていくことは当然だろうと思つております。

離れてくるのかどうかというのは、これから見ていかなければいけないわけでござりますけれども、私どもの考え方としましては、もし御指摘のような問題が保険料率自由化に伴つて発生するとすれば、これはやはり問題視せざるを得ない。現にアメリカなどでも、やはり保険に入っていない

局、主税局、理財局、國際金融局、いろいろござりますが、その中で、やはり今私がおります官房も、その一員となりまして担当しているわけでございます。

今回のピックバンの当初の段階でも、官房の審議官が全体をまとめまして、全体の構図をつくって進めてまいつたということがございまして、今後とも、最終的には次官、大臣の指揮のもとでござりますけれども、官房もそういう機能を果たし、さらに強化していくべきだというふうに考えております。

○赤松(正)委員 ということは、従来型のシステム、特に新たにこの場面に対応してスクラップ・アンド・ビルト的なもので、壊して何か特別なものを作り替えるということはないということですね。

○溝口政府委員 金融監督庁の発足に伴いまして、個別の金融機関に対する行政は監督庁に移りまして、制度にかがわります企画立案の部分が金融企画局に残るわけでございまして、金融企画局ができる段には、金融企画局におきまして証券あるいは銀行も、両方を見るということにもなります。それから、審議会につきましても、ピックバンを始めるときに、証券取引審議会、金融制度調査会あるいは保険審議会と、いろいろありました。が、そこら辺も一緒に議論をするということを始めたわけでござりますけれども、金融企画局ができる段には、その審議会が一つになる予定でございまして、そういう面でも総合調整が強化されていくことを願っています。

○赤松(正)委員 その総合調整のことが、文字どおり、言葉どおり、字義どおりの役割を果たすようになつかりと考えていいいただきたいと思います。

具体的な問題に入ります。

実は、昨日も同僚委員がこの問題を取り上げられたので重なることになるんですが、ちょっと今まで少し違った角度でお話をしたいと思います。

それは、損保の算定会料遵守義務廃止に伴う問題点でございます。これは特に、今回の金融

ピッグバンの問題に関して言うと、やはり一般庶民の感覚、若い人の感じからいくと、実は損害保険、自動車保険に関するることは非常に関心が高いということと言えると思います。損害保険、特に自動車保険は、算定会料率遵守義務廃止に伴つて、横並びであつた保険料率が崩れていく可能性があつて、確かに保険料が安くなることも考えられるのですけれども、一方で、きのうも指摘がありましたように、アメリカのように、年齢あるいは車種、地域等によつて高い保険料を払わなければならぬ人が出てくる、この議論。要するにここでお聞きしたいことは、究極を言うと、保険に入らない、入らない方がいいという人が出てくる。保険に入らない人の運転による被害者の補償についてどう考えておられるかという問題です。

きのう保険部長が、要するにそれは自賠責、強制的に入つておる自賠責でお願いするしかないといふことをおつしやつておりますけれども、対人賠償限度額は死亡の場合は三千万ということで、これでは低過ぎるのではないかという指摘があります。任意保険無保険車による被害者の救済という意味でこの限度額をぐっと引き上げるということは考えられていないのかどうか。このテーマは運輸省マターになるんでしようか。では、運輸省の方にお願いします。



二四

利自負もそういう教育を受けたという自覚は余りなく、大学でも金融の講義はほとんどわからなかつたといふあれでござりますから推して知るべ  
も投資家の立場からの証券に関する説述としてはそれほど多くないというのが実態であるわけ  
でございます。

学校教育の中で教えていくことが大事なことであ  
ろう、私はこういうふうに思つております。  
と申しますのは、先ほど委員の方はアンクロサ

らないのだろうかということなんですね。もちろん、いろいろな言い方はできます。緊急経済対策なのです、だから緊急経済対策に関する

しないのですか。例えばアメリカでは、個人にかかる税額が、どういう基準か知りませんが、例えば百十ページある教科書全体で二〇%ぐらい占めている。そんなに多いのかなと、うらやましいですが、日本では同じ記述が

これからのおきましては、証券・金融に関する正しい理解を生徒が持つことが一層重要になってくるというふうに存じておりますので、このための教育が十分行われるということが重要であると考えておる次第でござります。

行数の合計でいえば一ページぐらいしかない。非常に少ない。どの部分を指してこのデータが出てきたのかちょっと定かではありませんけれども、そういう指摘があります。

○赤松(正)委員 最後に大蔵大臣に、今の問題について、教育という分野でありますけれども、太蔵大臣としての概括的なお考えを一つ。それからあと、さつきも出た問題ですが、金融検査官について、大臣は、現状について十分ではない、増昌

ビッグバン、もちろん二十一世紀までは少しままだ時間がありますが、これから日本の教育の現場の中でも、こういった部分を含めて、自己責任を問う前に、こういう金融・証券の教育というものにもう少し力を注いでいくというふうな考えをお持ちかどが。これは文部省の方に来ていただいておりますね。

をお願いしている、こういうふうなお話、ただアメリカとの比較の中で単なる数字の比較は無理だというお話をありました。村岡官房長官が先日日本人ほどに大幅に増員するというお話をされているようですが、例えばその千人という数字についてどう考えられるか。この二点について最後にお聞きをきをして、終わりたいと思います。

〔委員長退席、井奥委員長代理着席〕  
○森川 説明員 金融・証券に関する教育について  
のお尋ねでござります。

○松永国務大臣 お答えいたします。  
先ほども申し上げましたが、金融機関に対する  
検査官の数等々でございますが、十分ではないと

学校教育におけるましまでは、現代の社会について理解を深める、それから国家や社会の有為な形成者として必要な資質を養うということが重要である。

いうふうには思っておりません。したがいまして、これは毎年予算時期になりますと、いうと増員要求をするわけでありますけれども、村岡官房長官が

ると考えておりまして、生徒の発達段階に応じまして、例えは高等学校の公民科のような教科において、きまして、現代の経済と国民生活に関する学習の

言つたほどの数にはなかなかいくとは思いますがけれども、もう少し充実するように努力をしていきたい、こう考えております。

中で金融や証券について取り扱っているところですが、例えば高等学校の公民科、政治、経済という教科がございますけれども、そういうふたつの中では、市場経済の仕組みや資金の循環、金融機関の働きなどについて理解させるということにいたしておるわけでござります。

実際のところは、今大蔵省の官房金融検査部の検査官、それから証券取引等監視委員会の職員、それに財務局の職員と合わせれば大体六百名ぐらいの体制のようであります、これから金融監督部門ができますというと向こうの方の増員要求にならうかと思ひますけれども、私どもとしてももう

先生御指摘の教科書の量でござりますけれども、例えば高等学校の政治・経済などの教科書におきましては、金融・証券の仕組みなどについて四ページ程度の記述がなされておりますけれども

少し充実するように努力をしていきたい、こう考  
えておるわけであります。

それから、さつきの文部省の話の関連ですが、  
実は一番大事なのは、自己責任原則ということを、

学校教育の中でおえていくことが大事なことがあります。私はこういうふうに思つております。と申しますのは、先ほど委員の方はアングロサクソンと日本民族というふうに対比してお話しになりましたが、私は農耕民族と狩獵民族の差があるような気がするのです。昔からの農耕民族は何でも一緒にみんなでやろうという感じがあるわけであります。ところが自由化という時代になつてしまひりますといふと、個人個人が自己責任を持つて行動をするということになつてくるのだろうと思うのであります。その点もありますし、のピッグバンのおくれがあつたのではないかな、こう思うのですが、これからは教育の場では、大事なのは自己責任よ、そのかわりよく情報を得て、自分で判断して、そして結論を出しなさい、結論を出したならばもうかつても損しても自己責任よ、こういったことが教えられていくことが大事ではないかなというふうに私は感じております。

○井奥委員長代理 次に、西田猛君。

○西田(猛)委員 自由党の西田猛でございます。  
それでは、質問をさせていただきます。  
まず冒頭、この大蔵委員会で実はいろいろと、委員長にも与党の理事の方にも野党の理事の方にもお話をさせていただきたいと思うのです。昨日の本会議で緊急経済対策に関する特別委員会とうのが設置され、そこでいわゆる減税法案それから財政構造改革法の改正法案、あるいは補正予算などについて審議がされることとなつてゐるのでありますけれども、これはやはりどう考えてもうおかしいのではないかなと我々思うのですね。  
今、村上委員長いらっしゃいませんけれども、きっと村上委員長もそう思つておられるでしょうし、今座つておられる委員長代理もそう思つておられると思うのですね。

何となれば、去年の年末にやつた二兆円の特別減税あれはどこの委員会で審議したのでしたつけね。たしかこの大蔵委員会だつたと思うのです。それがなぜ今回の減税法案は大蔵委員会でや

らなしのたとうかということなんですね。もちろん、いろいろな言い方はできます。緊急経済対策なのです、だから緊急経済対策に関する特別委員会でやるんですというふうなお話をできることでしよう。しかし、そのようなことは、これはためにする議論であって、事の本質をわきまえていない議論と言わざるを得ません。国会法の四十五条に違反するあるいは違背する可能性もあるでしょうし、ここはやはり爾々と、減税法案は我が大蔵委員会で、そして財構法は財構に関する特別委員会、それで、補正予算是予算委員会もあるわけですから、それぞれのところで審議をする、それが国会の本来の姿である、そういうことを冒頭申し上げておきたいと思います。これは、きょう来ておられる大臣を含めた政府の方にお話をすることよりも、国会みずからの方として我々が肝に銘じておかなければならないことだと私は思いますので、強くこのことを冒頭申し上げておきたいと思います。

〔井奥委員長代理退席、委員長着席〕

そこで、では、なぜ減税法案などなどをこの大蔵委員会でちゃんと審議したいなどというふうに思うかといえば、昨年の減税法案のときにもいろいろと、それから、今金融システム改革のための法律案をやっているわけですけれども、その以前にありました金融システム安定化のための緊急対策に関する法律などについてもこの大蔵委員会で審議を行つたわけです。そこでいろいろと議論した結果がありますし、そこでむしろ積み残した問題点もあつたはずです。そして、私どもが要求した資料、私どもが要求した問い合わせをして真っ正面からお答えいただけなかつた、あるいは出していただけなかつた資料などなどもあるわけでございますから、そういうものも全部ひくるめてこの減税法案の審議などを通じてまた明らかにできるわけでありまして、ぜひともこの大蔵委員会で爾々と審議をしていただきべきだったなということを再三申し上げておきたいと思います。

ところで、なぜそういう今までの審議経過が重要

かということをひとつ明らかにするために、橋本内閣総理大臣がこれまでずっと発言してこられた経緯を少し追ってみました。そして、これは新聞の、言つてみれば川柳というか、「素粒子」というふうな新聞のコラムもあるようですけれども、そういうところにも載つてしかるべきのようなかなかおもしろいジョークなのですね。本当に、読んでいて、大変失礼ながら笑えてしまいます。申し上げますね。

臣はこうおっしゃいました。平成九年度を財政改革元年と位置づける。果たしてそうだったでしょうか。皆さんよく思い起こしていただければわかると思います。

そして、昨年十月一日の衆議院本会議では、橋本總理大臣はこうおっしゃいました。景気の動向は確かに厳しい状況にあるが、今年度後半に景気の回復傾向が見られると考える。果たして当たつてい

そして、十月二日の衆議院本会議では、財政構造改革は短期的には痛みを伴うが、中長期的には経済の活性化に資する。経済の活性化に資するのでしたら、そのままやつていればいいのじやないでしようかね。なぜここで弾力条項などを設けて財構法の見直しだとかいうことを言い出すのでしようか。経済の活性化に資するとおっしゃついたはずでござります。

それから、昨年十月十三日の衆議院の予算委員会では、所得減税をする大きな財源を持つてゐるわけではない、赤字国債の発行はあつてはならぬわけではない。ここに至つては、もう本当に読んでいる人の心を和ませてくれる文章となつておるわけでござります。

さらに、昨年十二月十七日、二兆円の特別減税実施の表明時のお言葉でございます。財政構造改革は今後も見据えていかなければならぬが、経済の現状を踏まえ、思い切った施策を考えた、財政構造改革が極めて重要な位置づけであることは変わらない、批判が出ることを覚悟で決断した。

なぜ今になつてこの財構法の改正を言い出さなければならぬのであります。まことに奇妙な話だと言わざるを得ません。

これはことしになつてからでござりますよ、本年一月十二日、衆議院本会議での御発言でございました。補正予算と金融システム安定化対策などと相乘的な効果を發揮し、我が国経済の力強い回復のもたらすものと確信していると高らかにうたわれたわけでございまして、株価の現状、そして世界界が見る我が国の経済の実態はもう皆様御承知おきのとおりでございまして、今私がほんの少しですけれども紹介をさせていただいた、この政府の最高責任者の方のお話でございました。心が寒くなつたとき、そしてどうも怒りに心が打ち震えるときは、この文言などを読み返してみれば、何となく心がほのぼのとしてきて温かい気持ちになります。そこで、今回の去法案、いろいろな内容は盛り込みます。

構造的な金融改革をしていかなければならぬといふことは私どもがもう以前から申し上げてきたところですが、さういひますので、その個々の内容をひとつ見れば、私どもも一つ一つ反対をする理由は弊には見当たりません。

ただ、これは本質的な議論として、やはり根本が違うわけでござりますね。今回も、この金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案で書いているのは、やはり業法のいろいろなところをいじっていく、業法のいろいろな部分を改正していくこととの積み重ねでござります。私どもが主張しているのは、もう業法はやめ

ましよう、そして、マークット、市場に関する法律があつて、そこにオープンでフェアでそしてフリーライブ原則があつて、その市場原理そしてルールを厳正にマーケットプレイヤーに守らせる政府の監視機関があればそれでよいという考え方でございます。一刻も早くそういう方向にこの法律案が

近づいていき、システムそのものがそういう方向に向かっていくことを強く願っている次第でござります。

それから、大蔵大臣が今いらっしゃいますので、実は、大蔵省をめぐるいろいろな諸問題がこのところかまびすく社会で言われております。そこで、私は一つ大蔵大臣にお聞きしたいとお思つてます。

実は、せんだっての行政改革特別委員会で大蔵大臣に御質問をさせていただきたかったのですけれども、大蔵大臣がブレサミットに出席しておられていらっしゃらなかつたのですから、かわりと申し上げてはなんですが、やはり同じく許認可権がたくさんおありで、そしていわゆる天下りをたくさん毎年輩出しておられる運輸省の藤井運輸大臣にお聞きをいたしました。藤井大臣は藤井大臣としてのお考えを教えてお答えになつていただきましたけれども、私の質問というのはこういうことなんですね。

公務員制度というものがそもそも大きな見直しを迫られているのではないだろかというふうに思うのでございます。いわゆる試験に受かつた上級職あるいはI種職などを通つた、あるいはそれ以外の試験に受かつて公務員になつた、それはそれでいいのだと思いますけれども、しかし、公務員というものは、本来、この大蔵委員会でもいろいろと議論がありましたように、強い身分保障が法律で定められていて、基本的には原則としての終身雇用も、本当の意味で終身雇用が可能である、あるいはそれが予定されている、そういう構造ですから、そういうものが公務員でありますから、もう公務員の方は定年までどうか国民のために、国のために、社会のためにお仕事をしていたら食えるのです。むしろ私なんかは公務員やつていたら食いつぶすと思ったから違う道に進んだわけでござりますけれども、また違つた形で国家・国民・社会のために役に立とうとする、それは結構です。

実は、せんだつての行政改革特別委員会で大蔵大臣に御質問をさせていただきたかったのですけれども、大蔵大臣がブレサミットに出席しておられていらっしゃなかつたものですから、かわりと申し上げてはなんですが、やはり同じく許認可権がたくさんおありで、そしていわゆる天下りをたくさん毎年輩出しておられる運輸省の藤井運輸大臣にお聞きをいたしました。藤井大臣は藤井大臣としてのお考え方を交えてお答えになつていただきましたけれども、私の質問というのをこういうことなんですね。

を迫られているのではないかと思うに、お見合いでござります。いわゆる試験に受かつた、上級職あるいはI種職などを通つた、あるいはそれ以外の試験に受かつて公務員になつた、それはそれでいいのだと思いますけれども、しかし、公務員というものは、本来、この大蔵委員会でもい

いろいろと議論がありましたように、強い身分保障が法律で定められていて、基本的には原則としての終身雇用も、本当の意味で終身雇用が可能である、あるいはそれが予定されている、そういう職種ですから、そういうものが公務員でありますから、もう公務員の方は定年までどうか国民のために、国のために、社会のためにお仕事をしていく

だいて、そして、もちろん私のように全く道を変えるのは結構ですよ、水平移動は。これは結構のやつです。むしろ私なんかは公務員やつていたら食いつぶすと思ったから違う道に進んだわけですが、ますけれども、また違った形で国家、国民、社会のために役に立とうとする、それは結構です。

しかし、同期で次官が出たから、もうそれまでには同期入省の方はみんなやめますとか、あるいは、本当に私も役所の中で見ていて大変だなと思ったのは四十代前半で一人欠け一人欠け、こ

うなつていくわけですね。私と同期の入省の方でも、もう既にいわゆる外郭団体、関係法人に移ってしまった方もいます。四十代前半にしてどうでござります。特に、私がいた自治省のように、そんなに課長職、局長職の多くないところは大変厳しい状況があります。そんな中で、ポスト数も多く、むしろ恵まれている大蔵省においては、これはもう皆さんはんずっと最後までお仕事をしていただく、たとえ後輩が次官になつても、自分が課長職をじやちよつとあんまりかもせんけれども、自分は局長や審議官でも別にいいのだと思つてゐるだけ、その仕事さえちゃんと自分で誇りを持つておられれば、こなしておられれば。

そこで、いわゆる定年退職後の再就職について、は、その役所、大蔵省なら大蔵省はもう一切あつせんをしない、今でも業としてはやつていてない、もちろん大蔵省が業として職業のあつせんはしていらないとは思うのですけれども、今事実上、そこは幾らお言葉で濁されても、実態としてそういう実態があるのだということはみんな知つていますから、それはもう隠されても仕方のないことだと思つてゐる。ですから、そういうことはだんだん改めていくつて、そして、定年退職までお勤めになつた方が御自分で、全く関係のない仕事、あるいは関係があるかもしれないけれども自分で見つけてきて再就職する、それはもう自由です。自由ですけれども、勤めている役所が事実上のあつせんをするということは、これはもうやめていいのではないかなどいうふうに考えます。そういうふうな公務員のライフスタイルも出てくるのだと思ひます。

また、国家公務員においては、高齢者対策委員会ですかができる、また、地方公務員についても、自治省と都道府県、市町村などを中心とした公務員に関する研究会ができると思う

います。そのような方向に行くものと私は考えて

います。

さて、そこで、一番天下りと言われている再就職などの多い大蔵省の松永大臣に、やはりこれまでの公務員制度、公務員というものの方は、今私が申し上げたように、爾々と国民のためには落ちついて仕事をしていただけ、出世競争だけが人生ではないと腰を落ちつけて公務に従事していくだけで定年までお勤めになつていただくのがよろしいのではないかといふうに考へておるの

ですけれども、大臣、お考へいかがでございましょうか。

○松永國務大臣 公務員を経験された委員の話でございますから、やや実感がこもつておるようだ感じを私は受けましたが、私自身の考え方は、大蔵省がこの間多數の不祥事を犯した人が出たわけありますから、今ここで言うのはいかがかと思ひますけれども、明治以降、日本という国が比較的短期間にいわゆる近代國家の形をつくり上げて、そして、やるべきからざる戦争をやつて大災害を受けたけれども、これまた比較的短い期間内に経済の回復を遂げて、先進国中経済の強さでは二番とか三番とか言われるまでになつた、その背景には、日本の公務員の優秀さと、そして職務に精励してきたということが私はあつたことは事実だらうと思います。戦後いろいろな国で新しい国ができましたけれども、日本の明治以降の発展のスピードに比べれば相当スピードは落ちておるというふうに私は思ひます。そういう意味で、優秀な人が公務員になつてくれた、そして職務に専念してきたというのは、これは私は事実だらうと思う。

その背景に何があるかといふと、今委員御指摘のとおり、身分の保障があつた、同時にまた、職務専念義務というのを課せられておつて、それを忠実に守つて職務に専念してきたということは事実だらうと思うのです。そして、かつては恩給という仕組みがあつて老後の生活は保障されておつた。こういつたことで、日本の公務員、官吏がよ

く仕事をしてきたたといふのは事実だらうと思う。

〔委員長退席、坂井委員長代理着席〕

ところが、昨今指摘されておりますのは、今委員御指摘のとおり、組織といふのはある意味では

ピラミッド形であることが組織としての体をなす

わけでありまして、円筒形ではなかなか組織とし

ては能率的なやり方ができないというのが今までの組織の考え方ではなかろうか。スポーツの社会でも、監督がおつて助監督がおつてコーチが何名かおつて、あとは全部平選手という形で指揮命令

が行き届くという感じが私はあるようだ感じがいたします。民間会社でも公務員の社会でも、やはり組織がよく機能するのは指揮命令系統というの

が

かしつかりしている場合だと想ひます。しかし、そういう意味では、途中にある程度の人が別の方に転職していくくといふのも、これは認めなければならぬのだろうといふに思いますし、ま

た、そうしなければ下の方がいつまでたつても長時間のボストにつけないといふことがあって、下の人方が希望が持てないといふことがあるかもし

れません。

とにかく、公務員の社会は、委員自身も御経験

と想ひますが、役所に入つて十五年、二十年の間は、それこそその日のうちに帰れない、翌日に

なつてから家に帰るぐらいの大変なたくさんの仕事に耐えながら頑張つておるのが実情だらう

と思います。そういうことを考えて、公務員のあり方といふものは、これはやはり根本的に考えていかなければならぬ問題があるのでな

かろうか。

そういうことで、総理が主唱して公務員制度

のあり方についての検討会といふのをおつくりになつておるわけがありまして、その検討の結果を私どもとしては十分に受けとめて、そして世間から後ろ指を指されるようなことがないよう指置

していかなければならぬといふうに私は考えておるわけでござります。

○西田(猛)委員 基本的に大臣も認識を同じじう

していただいておりますので、大変ありがとうござります。そのとおりだと思います。

若干私どもと認識を異にしていると思ひますのは、私がここで答弁してもしようがないのですけれども、大臣のおつしやるとおり、組織といふのはピラミッド型でなければいけない、これはもう

そのとおりだと思いますし、活力を持つていなければいけない、そのとおりだと思います。入つた人間に上への希望を持つてもらわなければいけない、全くそのとおりです。

だ、役所の方で、自分が監督する業界等に圧力をあつせんするといふことは、これは好ましいことではないといふうに思います。

同時にまた、公務員制度のあり方そのものとしても、先ほど申したとおり、組織をいつまでも

若々しく活気のあるものにしていくためには、あ

る人たちが局長になれば同期の人はできることがあらば転職をする。そうでないと、同期の局長でないのがいつばいごろごしておると、局長として

いのがいつばいごろごしておると、局長としても仕事がやりにくいでしょうか。しかもそれに

加えて、日本人の寿命が延びまして、今まで六

十になりますといふと大体引退の時代が、七十になつても、それを超しても元気がくしゃくとしているというのがたくさんおるわけでありますから、そういうのがやりにくいです。

一方で、そういう意味では、途中にある程度の人が別の方に転職していくくといふのも、これは認めなければならぬのだろうといふに思いますし、また、そうしなければ下の方がいつまでたつても長時間のボストにつけないといふことがあって、下の人方が希望が持てないといふことがあるかもしません。

とにかく、公務員の社会は、委員自身も御経験

と想ひますが、役所に入つて十五年、二十年の間は、それこそその日のうちに帰れない、翌日に

なつてから家に帰るぐらいの大変なたくさんの仕事に耐えながら頑張つておるのが実情だらう

と思います。そういうことを考えて、公務員のあり方といふものは、これはやはり根本的に

働く年齢が上まで来たといふことを考えて、公務員のあり方といふものは、これはやはり根本的に考えていかなければならぬ問題があるのでな

かろうか。

そういうことで、総理が主唱して公務員制度

のあり方についての検討会といふのをおつくりになつておるわけがありまして、その検討の結果を私どもとしては十分に受けとめて、そして世間から後ろ指を指されるようなことがないよう指置

していかなければならぬといふうに私は考えておるわけでござります。

○西田(猛)委員 基本的に大臣も認識を同じじう

していただいておりますので、大変ありがとうござります。そのとおりだと思います。

若干私どもと認識を異にしていると思ひますのは、私がここで答弁してもしようがないのですけれども、大臣のおつしやるとおり、組織といふのはピラミッド型でなければいけない、これはもう

そのとおりだと思いますし、活力を持つていなければいけない、そのとおりだと思います。入つた人間に上への希望を持つてもらわなければいけない、全くそのとおりです。

そこで、今回も、大蔵省で一生懸命とめられ

た法律でござりますけれども、その中で一つ、ノンバンクといふものの存在が日本の金融秩序の中

で非常にクローズアップされてきているのだな

といふうに私は思うのですね。

というのは、ノンバンクというのは、御存じのようないわゆるサラリーマン金融、消費者金融などなどと言われているものの総体であります

問題は、私が申し上げておるのは、同期入省、

俗に貸金業と呼ばれているのだと思ひます。これは、貸金業法という法律がございまして、そして、出資法という法律においてもある種の規制がなされているものでございます。ところが、貸金業というのは実は業法ではなくして行為を規制する行為規制法であります。言つならば、その限りにおいては、これはマーケットの自主性に任せられていました社会だというふうにも考えられるわけでございます。

ところが、ノンバンクの現況でありますけれども、平成八年三月末の消費者向け貸金業の融資残高は、何と八兆五千六百八十億円にも上つております。まして、前年度比で一二・七%の伸びを示しております。このように、金融秩序の中における大変大きな地位を占めるに至つております。

もう一つ申し上げますと、全国の銀行の貸出金の合計を一〇〇とした場合、平成八年三月末のいわゆる貸金業の融資残高は一四・三にも上る、それだけの大きな地位を占めております。そして、特にその中でも、消費者だけではなくて、事業者に対する融資も、平成八年三月末で五十四兆九百六十億円の融資残高にも上つているというふうな状況でございます。

そこでお聞きしたいのですけれども、こういう貸金業の資金調達状況というのはどのようになつてしているのでしょうか。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

今先生が御紹介いたしました貸金業というのは、通常、消費者金融を頭に置く方が多いのですが、ござりますけれども、今先生いみじくも御紹介しているのでございました。

ただきましたように、消費者向け貸金業、事業者向け貸金業、信販、リース、その他とたくさんございます。

ノンバンクというのは非常に広い概念でございますが、それを総体として申し上げさせていただきますと、貸付残高が五百億円超のノンバンク、これは二百二十八社ございます。これからアングルをとつてみましたら、そのうち、金融機関から借り入れが八四・六%でございました。聞

連理会社からが六・四%、事業会社からが五・八%、その他からが三・一%というのが資金調達の現状でございます。

○西田(猛)委員 今銀行局長言われたように、貸金業に対する資金供給としては、銀行からの融資がその大宗を占めているわけでござります。今御紹介のあった数字でござりますが、八四・六%、これが金融機関からノンバンクに資金として供給されているわけです。その際のノンバンクへの貸出金利というのはどういう体系になつてているのでしょうか。

○山口(猛)委員 このは当事者間の問題でございまして、金利は個々に貸出先の信用度に応しまして定められているとございます。

○西田(猛)委員 当然そうなのですけれども、一般的に申し上げて、例えば、東京コール市場で銀行間レートとかよりも高いとか低いとか、そういう水準の話をちょっとしていただきたいのが。

○山口(猛)政府委員 これは、先ほど申し上げましたように、ノンバンクというのは非常に幅が広うございますから、主要ノンバンクという概念でとらせていただきますと、大体今の平均調達金利、これはノンバンク側から見た数字ですが、現在はおむね一%強から三%程度という感じになつております。

○西田(猛)委員 一%強から三%強とおっしゃつたということは、その金利で銀行はノンバンクに貸し付けているということなんですね。

○山口(猛)政府委員 そういうふうに御理解いただいて結構でござります。

○西田(猛)委員 この問題を私が取り上げるのは、要するに、問題意識の根底としてはこういうことなんですね。今、銀行、それから銀行に次ぐ金融機関などといわゆる貸し渋りが大変な問題になつてゐる。そして、中小企業の方を中心として事業者の方がなかなか金融機関からお金を借りられない。そんな中で、いわゆるノンバンクに頼つてゐる事業者の方の数が物すごくふえてきて

いるわけですね。今これは、私は数字で若干申し上げました。

いわゆるノンバンク、貸金業者の内訳を詳しく見ていくと、消費者向けの貸金業の融資残高が八千五百億円ですけれども、いわゆる事業者向けの貸金業の融資残高も、これは何とも三十六兆六千三十億円にまで上っているわけです。この三十六兆六千億円という数字そのものは平成八年三月末の数字で、平成七年三月末の数字は四十兆円でいうことなんですね。若干減つてはいますけれども、四十兆円前後で推移しているという、非常に大きな数字になつていてます。すなわち、ここで何が見られるかというと、中小企業の方を中心として事業者の方が銀行からお金を借りられない。その分、こういうノンバンクに頼つていらっしゃる。ノンバンクから融資を受けている。

ところで、もうおわかりのように、怨嗟の声が出てるわけですよ。銀行からだつたら要するに、三%、四%ぐらいの金利で借りられるはずなのに、ノンバンクから借りると金利は、これはもう皆さんよく御存じのように、非常に高いわけですね。

ここでちょっと紹介すれば、貸金業規制法の中でも言つておることですけれども、そういう貸金業者に対して、債務者、借りた人が利息を任意に支払つた場合には、利息制限法の制限の利息を超える部分についても有効な利息の債務の弁済とみなすというふうに貸金業規制法そのものにも書いてあるわけですね。そこで、これは金銭消費貸借法のみにして払つてしまえば、利息制限法を超えてる金利でももうそれでいいのだということでありまして、これが非常に高い。

例えば、利息制限法の制限利息は、元本が十五円未満であれば年利二〇%、十万円以上で百万円未満であれば年利一八%、百万円以上であれば年利一五%。これそのものも非常に高いですから、これすらも超えてしまっている。出資法の上

限金利は何と年利四〇・〇〇四%ですよ。そこまで実は上限を日いつぱい取ったとしたら取れてしまうわけです。そういうふうな状況なんですね。ここが非常に今中小企業の皆さんから怨嗟の声が上がっているところですし、しかも、単純に考へても、本来であれば銀行が貸し付けていればもっと低い金利で済むものが、これだけの金利を中小企業者を中心として日本の産業が払わされているといふことは、国民経済的なロスだとも言えるのだと思うのですね。このような状況について、当局としてはどのように考えておられるでしょうか。

○山口政府委員 この点については、私どももそういう点の懸念がないかどうかということを注意深く見ておりまして、いろいろ調べてはみました。

そうすると、いろいろノンバンクがあります。銀行系のノンバンク、つまり銀行がパックについていて銀行系のノンバンクというのがござりますね。例えば、住友でいいますと住銀ファイナンスとかいうような名前のもの、こういったものは実は業務は概して縮小傾向にあります。それから、独立系の事業者向けのノンバンク、これも実はバルの後遺症で苦しんでいるところが多いわけでございますが、この中に一部、銀行の貸し渋りといいましょうか、銀行から融資していただけないということでその需要が来ているという話を聞いておるところはございます。それから、消費者向けノンバンクについて言いますと、これはちょっと、金融機関が貸す貸さないの問題とは別に、今かなり伸びているという点があります。

貸し出しの金利については、確かに個社によっては高いところもありますが、やや低下傾向にあります。

いう凶式があるのじゃないかと考えますけれども、現実にそれがないとは言いませんが、そういった動きは個々に見ていきますとそれほどでもないということなんですね。

それで、先生がおっしゃいました、確かに事業者向けのノンバンクでも、ちょっと名前は秘させていますが、あるところは5%ぐらいで貸しているのです。それから、あるところは実は二割ぐらいの金利で貸しているのですね。つまり、何でそんな金利が差がつくかというと、結局リスクの度合いなんですね。リスクの度合いで、銀行で貸しているところは、大体3%とか、今だと4%ぐらいで貸しても、倒産リスク等からいうと十分にペイするというところが相手だと思うのでござりますね。だから、ノンバンクの中でも、例えば5%程度で貸しているところというのは貸し倒れ率の低いところ、ところが、二割とかになりますとかなり貸し倒れ率が高いということだと思いますですね。

この議論は、ある意味では大変社会問題につながりやすいという先生の御指摘も私もよくわかりますし、その感覚は共有する面もあるのですけれども、ただ、けしからぬという話になつてきま

すと、そういう資金需要がある、リスクは結構高い、しかし銀行はリスク管理上相手にしてくれない、ノンバンクでも高い金利なら貸すよというところしかないといふときに、それは高い金利を取つてはいけないと言つたら、もう貸すなどということになると逆になるわけですね。行き過ぎたら、確かに出資法で40・004%のような、これ以上取つたらそれはもう反社会的なことだ。一方で、利息制限法で、ある程度の期間に応じて、例えば二割とか一五%とかいうのを超えたたら、払つてしまつたらそれは有効だけれども、請求はできないという、そういうグレーゾーンがあるという関係なんですね。どこまでそれを強行規定でもつて下げさせるのかということは非常に難しい問題だと

この辺につきましては、やはり時代時代によつて少しずつそれを下げていく方向だろうとも思つてございますけれども、余り一遍にそれを強行的に下げてしまつますと、今度はやみ金融になつてしまつます。つまり、だれも相手にしてくれない人たちが、本当に年間100%とか二〇〇%とかいうような金利で、違法なそういうや

み金融に走つてしまつういうことも恐れるわけでございます。

だから、私どもとすれば、今先生の御指摘のようにいろいろいろいろな社会現象がこういうところにいろいろな形で悪い面であらわれないか、よくチェックしていくたいとは思つておりますけれども、一概に余りそこに価値判断を入れて強行的にやっておいてくださいますと、ちょっとその辺の社会的判断をしていきますと、ちよとその辺の社会的なひずみが思ひがけない部分で出てくるということも頭に置いておく必要があるなというのを痛感している次第でございます。

〔坂井委員長代理退席、委員長着席〕

○西田(猛)委員 今銀行局長が言われたように、ここらあたりの社会現象については、それこそが行政の役割だと思ひますので、厳しく監視をしていく必要があると思ひますから、ぜひそこは監視を怠つてはだかないとお願いをしたいと思います。

今銀行局長も言わされました、私は40・004%まで取るのがいけないと言つてゐるのじやなくて、現に取り得る状況にあるということでありまして、そういう高利を、これを無理やりにでも取つてはいけないと言つたら、もう貸すなどといふことはないと言つてはだかないとお願いをいたしました。

特に、プロフェッショナルの方でしたらそういう議論でいいのでしょうか、片や銀行は貸してくれないではないか、けれども、言つても貸してくれない銀行に、何と金融危機管理勘定で三兆円、そして特例業務勘定で十七兆円まで予定して、いわば三十兆円の自分たちの税金を大銀行にはどんとつぎ込もうという準備までしている、片やその銀行たちはそういうノンバンクにある程度高利で融資している、そしてその銀行からの融資を受けたノンバンクが自分たち事業法人から高い金利を取つてゐるという構図がつながれば、これはやはり一般の方から見れば、税金を銀行につき込み、銀行がそれらのお金をノンバンクにつき込んで、ノンバンクは自分たち三〇%、四〇%だと高い金利を取つてゐる。これは世の中一本どうなつてゐるのだ、こういう構図が頭の中で描かれても、それは私は非難することはできない

融秩序の大きな不安の中で一番しわ寄せを食らつていらっしゃるのは中小の事業法人の方だということです。こゝは問題意識を共通していただけます。

そこで、一つだけ、この問題に区切りをつける意味でもおもしろい問題だなと思つたのは、今ノンバンクはいわゆるマーシャルペーパーというものは発行できないような規定になっています。

これは、出資法第二条第三項で規定されています。これは、ノンバンクが社債の発行により不特定かつ多数の者から貸付資金を受け入れるとおり、銀行などのように法令の厳重な規制を受けないノンバンクにこれを認めることとなつて著しい弊害を生ずるためといふことが、昭和二十九年の立法当時の解説としてなされてゐる。かなり大時代がかかる解説ではありますけれども、そういう考え方方が今までずっと踏襲されてきたわけでございます。

これに対しても、金融制度調査会などなどで「我が国金融システムの改革について」といういろいろな御提言があつて、このように言われているのです。「しかしながら、今日、商法、証券取引法等による市場ルールや投資者保護のための諸制度が格段に整備され、また、企業部門の資金不足が解消されたことに鑑みると、同項により、第二条第三項により「ノンバンクの融資業務向け社債等の発行を禁止する意義は失われつてあると考えられる。」ということで、早いわゆるノンバンクに対してもCPそれから社債などの発行を認めていこうという方向になりつつあるというふうに聞いています。今回の金融システム改革の中には含まれておりますけれども、一つの金融改革の

方向かなと思うのです。

私は、それそのものはむしろいいことだ、システム改革ですから、フリーなためにはいいとは思うのですがけれども、この金融制度調査会の平成九年六月十三日の答申の中でやはり一つ引つかかるのはこういうところなんです。今も私読みましたけれども、「また、企業部門の資金不足が解消されたことに鑑みると」ということです。

だつたと思うのです。そ  
でごらんいただきますと  
の借り入れ需要というの  
ているわけでござります

。 れが、現在の資金循環表  
わかりますように、企業  
は総体としては減つてき

他方、その証券会社は、いえ、お客さんの指示があつたから信用取引で株式売買を行つたのですと主張している中で、そうしたら顧客が、信用取引口座開設の約定書というのでしょうか、何かし

ふえている。当局からは、縮小ぎみの傾向も見えてくるというふうなお話もありましたけれども、他の方、ノンバンクの金利というのは非常に高いわけですね。これは、利息制限法を超えて、四〇・

は「こういうところなんです。今も私読みましたけれども、「また、企業部門の資金不足が解消されたことに鑑みると」ということです。

先生が今おっしゃったのは、確かにミクロの、個々の、例えば中小企業のということではない。ですが、それは正しいのですけれども、この金利制限で言つてることは、そういうふうに社債等あるいはCPO等での資金調達は企業の方に優先させて

そういう書類を見させてくれよと言ったのに対し、  
会社が、いや、それはないのです、もしもこういう  
うふうに答えたとしたならば、それは見せられな  
い、ありませんというふうに言つたときに、この  
本件信用取引についてはどういう考へ方が本

○〇三%まででしたか、相手、債務者が任意におけば取つてもいいというふうなことでもございませんす。

ここに向かっているのかという、マクロ的に見れば、企業部門の資金不足が解消されたというのは、戦後から比べればそうだと思います。しかし、クロの目でもって個々の現場の経済事象を見てみれば、とても企業部門の資金不足が解消されたということではないわけです。先ほど来いろいろとお話をしているように、全然、企業部門の資金不足が解消されてはいない。であれば、この金融制度調査会の答申はちょっと現実と遊離したものではないのかなという疑念も出でござるを得ません。

そういう時代ではなくなったというふうにとれば、そこはロングレンジでは矛盾のない話だとは思うわけでございます。

短期的に見ますと、確かに資金余剰時代の資金不足時代というふうな表現ができるかもしれません。そういうことをよく心しておきたいと思つております。

○西田(猛)委員 そのようにお願ひしたいと思ひます。

よくおっしゃつていただいたようく、金融余剰時代の事業法人の資金逼迫というか、そういう状

○山本(見)政府委員 今委員御指摘のよう、審買の指示があつたのかなかつたのかといふ、そういうトラブルの事例におきましては、現実にはその当事者間でさまざまなりとりが恐らくあつたのだらうというふうに思われます。最終的には訴訟あるいは証券業協会のあつせん、こういった機関を含めまして、当事者間で解決が図られることが多いのではないかというふうに思われます。

金を税金で用意して、大銀行に用意している。申請があつて、劣後債だと資金が入つてないわけですね。うして銀行に税金が入つて、ながら銀行は中小法人に貸してくれない、貸し渋りがある。そして、今、銀行はその資金をノンバンクに融資しているわけです。ノンバンクの資金調達の八四%近くが銀行からの融資であります。そのノンバンクは、今度は高利で中小企業者等に貸しているという、この構図を見れば、一般の国民の皆さんは、自分たちの税金が銀行に投入され、その銀行の資金がノンバンクに投入され、そ

もちろん、だからといってノンバンクに融資業務向けの社債等の発行を禁止を続ける、こういうことではありません。ありませんけれども、企業部門の資金不足ということは今現実に起こっているのだということを踏まえてこの金利制調の答申などは現実化をしていくいただきたい。逆に言えます

す。況が現に現出しているわけですから、そういううとをやはり一つ一つ解消していく、そして制度の深化を試みるということがシステムとしてあるべき姿だと思いますので、そのようにこの制度を進めさせていただきたいというふうに考えます。

うと思います。これは、取引開始に当たつて出されるものでございます。そして、顧客と証券会社との間の取引がどうであったかということになると、わけでありますけれども、その後取引があれば、恐らく取引報告書があるのでないのがなどいふうに思われます。こういった一連の取引をとど

り  
ノ  
る  
仕  
事  
で  
ノンバンクは高利で自分たちから金利を取  
っている、これはもうとんでもない話だということ  
になるわけですね。そういう構図ができ上がって  
きます。

必ずしも全部がそういうことだということでは  
ありませんけれども、中には、やはり現実の問題  
あります。

ば、これを現実化していくためには、その前提条件として企業部門に潤沢に資金が行き渡るのだと、いう担保がなされていないといけないと私は思っていますので、そこは局長いかがでしようか。

ところで、今審議しております法律案では不公正取引規制が非常に強化されてきております。証券取引法百六十一條の二あたりとか非常に不公平取引規制の強化がなされております。そこで、一

えた上で、先ほども申し上げましたが、最後は是非事的に判断すべきことになるのかなと。

として、銀行でお金を借りられないから仕方なく  
ノンバンクに行って高い金利を渋々払っていると  
いう中小企業者の方からの怨嗟の声が非常に出て  
います。

(委員長退席、浜田(靖)委員長代理着席)  
○山口政府委員 先生のおつしやることはよくわかりますが、この金制調の答申の言つてあることは、恐らくもう少し長いタイムレンジでの議論をしていたと思うのです。

この例としてお聞きしたいのですけれども、顧客とのトラブルが発生したときに証券会社はどういううびへーピアをとるかというふうなことなんですが、けれども、特に信用取引による株式売買などにおいてそのトラブルの生じる余地が多いというふうに私も聞いております。

そこで、全くのイントロとして、導入部としての一つの例ですけれども、顧客が信用取引による株式売買などを指示したことはないと言っている

○西田(猛)委員 今、大蔵大臣が戻られましたので、早速で恐縮ですけれども、実は先ほど来、いわゆるノンバンクの事業法人向けの融資がかなり多くなっています。そういうふうに思われますけれども、いずれにいたしましても、売買の指示があつたかどうかといふことにつきましては、その約諾書があるかないかといつた一つの面のみをとらえて判断をするということはやや難しいのかなという感じはしております。

これについて、先ほど当局からも、厳しいチェックをしながら監視を進めていきたいといふお話をございました。ぜひノンバンクの実態を調査し、そして、ゆめゆめ銀行から貸し済りを受けた人たちがその高金利のノンバンクで苦しめられたりすることのないように、まずは銀行の貸し済りが解消されることが第一ですけれども、行政の監視を強めていくいただきたいというふうに思いますので、大臣、一言それについて決意をお詫び

べいただきたい。

○松永国務大臣 委員の御指摘、まことにごつとも、こう思います。

私、かれこれ四十数年、弁護士をしておりまして、いろいろな中小企業者の倒産の事件等の処理をしたこともあります。その多くが、高利貸しといえれば高利貸ですが、高利貸しから金を借りて、そしてそれが常に複利計算等になつて、それが原因で倒産したという例をしばしば私は事件として担当したことあります。そしてまた、中小企業者等から相談を受ける場合には、どんなことがあっても高利の金を借りてはだめ、こういうふうに注意しているぐらいなんあります。そして、今委員御指摘のように、三割、四割、あるいはそれ以上という金利を払つて融資を受けてうまくいくはずがないのですね。私は、そういう業者の存在自身が、私個人の考え方としては、ある意味では許されではならぬと思っているぐらいなんです。

したがつて、委員のおっしゃるように、そのノンバンクの中にも、いわゆる高利貸しでないものもあるかもしれませんけれども、高利貸しと言われるような金貸し業者であれば、そこに銀行の方から資金が行つていてるなどということはまだしませんことだというふうに私は思います。したがつて、そういう事例があるとすれば厳しく注意する必要があるというふうに私は思います。

○西田猛(議)

委員 大臣、御答弁の趣旨を体して行

政に当たつていただきたいと強く思います。

実は今回、日本のいわゆるピックパン法と呼ばれておりますけれども、この法律で、日本の東京、特に資本市場を、世界に立てる、オーブンな、フリーでファーバルなキャピタルマーケットにしていくことなんですねけれども、八〇年代の後半に東京市場がそのような世界市場になり得るチャンスは十分にあつたのですね。これはもう何度も議論が出てきていることだと思います。

八〇年代には、東京資本市場がニューヨーク、ロンドンと並ぶような三極の一つとまで現に言わ

れたわけです。当時、外國の銀行ですとか証券会社がたくさん日本に進出してきて、そして支店の店舗を求め、出張所の場所を求める。それがある意味で日本の土地家屋等の高騰を招いてバブルの一因になったという意見もあります。外國証券が

が原因で倒産したという例をしばしば私は事件として担当したことあります。そしてまた、中小企業者等から相談を受ける場合には、どんなことがあっても高利の金を借りてはだめ、こういうふうに注意しているぐらいなんあります。そしてまた、今委員御指摘のように、三割、四割、あるいはそれ以上という金利を払つて融資を受けてうまくいくはずがないのですね。私は、そういう業者の存在自身が、私個人の考え方としては、ある意味では許されではならぬと思っているぐらいなんです。

したがつて、委員のおっしゃるように、そのノンバンクの中にも、いわゆる高利貸しでないものもあるかもしれませんけれども、高利貸しと言われるような金貸し業者であれば、そこに銀行の方から資金が行つていてるなどということはまだしませんことだというふうに私は思います。したがつて、そういう事例があるとすれば厳しく注意する必要があるというふうに私は思います。

○西田猛(議)

委員 大臣、御答弁の趣旨を体して行

政に当たつていただきたいと強く思います。

私は、本当に垂涎の的であつたわけですか? それで、それは本当に垂涎の的であつたわけですか?

今や外國証券は皆撤退して、会員権要りませんか

それぐらいにどんどん入ってきたわけですね。そ

うことで売りに出ているぐらいの時代となつてしましました。

今、このピックパン法で東京市場を世界のグローバルマーケットにしようとしているのですけ

れども、なぜあの八〇年代の後半に、私は物すご

いピックパン法だったと思うのですよ。これ

は、むしろ東京市場が世界の三極の一つになり得

るのだと我々は本当に喜びましたよ。実は当時、

私はある政府系の金融機関でインベントリバ

ンカーのような仕事をしていたのですから、実

際には、マーケットのパートナースパートとして、もう

本当に毎日毎日まぐるしい動きを目の当たりに

していました。東京はすごいなと思っていたのですけ

れども、今はもう全然だめですね。

一体なぜ、あのとき東京市場が世界のグローバ

ルマーケットたり得る勢いにあつたのにそうなれ

なかつたのかという、その原因をどのようにお考

えになられますでしょうか?

○山本(晃)政府委員 お答えいたします。

いわゆる八〇年代後半のバブル経済、こういつたものを背景といたしまして、特に一九八九年

が、まさに株価が一番最高値を更新した時期でござりますけれども、東京証券取引所の株式売買規

模というものがニューヨークの証券取引所を凌駕

するといったような状況があつたわけでございま

ったのであるのかなという感じがしているわ

けでございます。

〔西田(端)委員長代理退席、委員長着席〕

○西田(端)委員 おっしゃるとおりだと思います。

要するに、官のものが、官の規制をして金

融秩序の仕組みそのものが、その当時、本当に日

本の国際化、資本市場の国際化を阻害したのだと

言わざるを得ないでございます。

当時、日本市場はよくなるぞと思つてどつと來

た外國勢が氣づいたわけですよ。何をするにして

も規制でがんじがらめ、事前に認可が必要、許可

が要る。それでもう嫌気が差してどんどん帰つて

いたしまつたというところで、今東京市場は開

その後の推移を見てみると、実は、バブル経済の崩壊とともに東京市場はまさに急坂を駆け落

ちるよう取引も少なくて、そして、ニュ

ヨーク、ロンドンには大きくおくれをとつていつ

たわけでございます。確かに、一つはバブルの崩

壊というのがあるかもしれません、むしろそれ

いうものが、規制や慣行、あるいはいわゆる事前

予防的な行政手法と言われておりますが、そ

ういう創意工夫の芽を摘み取っていたのではない

からですけれども、あれはもう本当に見せかけでし

かでですね。自分たちの国、自分たちの資本市場に

対して、こんな言い方は自分たちはしたくないわ

けでですけれども、あれはもう本当に見せかけでし

かでですね。日本市場というのは実はそうじやな

かったんだというしささやきが世界各国から聞こえ

るわけでございます。

そこで、私たちも常々提唱しておりますけれども、早く金融機関の不良債権を処理して、経営の

合理化によって各金融機関の競争力を高め、国際

的に開かれた、自由で公正な金融・資本市場のブ

レーヤーに育てるための金融の抜本的な改革をし

なければなりません。そのための本法律案は、ま

た、おくれればであり、そして余りにもテンポの

遅い法律ではございませんけれども、ぜひこれを進

めていかなければならぬと私どもは思つてゐる

わけです。真の市場経済原理の構築ができるいな

かつたわけであります。特に金融市場、資本市場

において日本は全くと言つていいほど市場原理が

働かない、機能しない、そういう時代であります。

ですから、これを真の市場原理が構築される

ようにしていくためには、まことに時間とそして

コストがかかると思います。思い切つて、ちゅう

ちよすることなく、我々は前に進まなければいけ

ないと思います。

そこで、当局からでも結構ですけれども、今

後、この東京資本市場がロンドンやニューヨーク

と並ぶような、そういう世界的な資本市場になる

ために具体的にどういうふうにしていったらいい

のか、その方策をお伺いです。

○山本(晃)政府委員 お答えいたします。

いわゆる八〇年代後半のバブル経済、こういつた

ものを背景といたしまして、特に一九八九年

が、まさに株価が一番最高値を更新した時期でござ

りますけれども、東京証券取引所の株式売買規

模というものがニューヨークの証券取引所を凌駕

するといったような状況があつたわけでございま

ったのであるのかなという感じがしているわ

けでございます。

〔西田(端)委員長代理退席、委員長着席〕

○西田(端)委員 おっしゃるとおりだと思います。

要するに、官のものが、官の規制をして金

融秩序の仕組みそのものが、その当時、本当に日

本の国際化、資本市場の国際化を阻害したのだと

言わざるを得ないでございます。

当時、日本市場はよくなるぞと思つてどつと來

た外國勢が氣づいたわけですよ。何をするにして

も規制でがんじがらめ、事前に認可が必要、許可

が要る。それでもう嫌気が差してどんどん帰つて

いたしまつたというところで、今東京市場は開

くわけですね。

そこで、当局からでも結構ですけれども、今

後、この東京資本市場がロンドンやニューヨーク

と並ぶような、そういう世界的な資本市場になる

ために具体的にどういうふうにしていったらいい

のか、その方策をお伺いです。

○山本(晃)政府委員 お答えいたします。

東京資本市場が世界の三極の一つの国際市場と

して再生するためには、まず第一に、市場関係者

が多様な選択ができるということ、そして第二に、市場が利用者を引きつける魅力があること、第三に、市場が公正で信頼されること、こういった条件を日本の市場が満たしていることが必要であるというふうに考えておるわけでございます。このため、フリー、フェア、グローバル、といった三大原則のもとに、現在御審議をいただいている金融システム改革法案につきましては、こうした条件を我が国市場が満たし得るよう

に、総合的かつ抜本的な改革というものを盛り込んでいるところでござりますので、何とぞ、早期の成立をぜひともお願いをしたいというふうに考えて参ります。

○西田(猛)委員 それでは最後に、ヨーロッパではユーロというふうな、あるうことか単一通貨ができる上がってはつてしまひます。大臣は、この間

も国際会議に出席されて、それを目の当たりにしてこられたんだと思います。そのように、アメリカ・ドル、そしてユーロというふうな一大基軸通

貨ができるつつある中で、円の今後が非常に危惧されるわけであります。アジアのローカルカレンシーで終わってしまうのか、世界の基軸通貨の一

つたり得ていくのが、というところは非常に難しい問題でございます。

心得の方からのお話もございましたけれども、この東京資本市場をどのようにしたらグローバル化していくのかということについて、今法律案は

ござりますけれども、政治のリーダーシップとしての大蔵のお心構えを聞かせていただき、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○松永國務大臣 我が国の通貨である円、これをドルやユーロと並ぶ、利用しやすい、そういうふたるものにするることは非常に大事なことだ、こういうう

かうに思つております。したがつて、円の運用調達の場としての東京市場を活性化させることが大切である。この御審議を願つておる法律案もそのことから、どうか心配して、いつ去難をなさるか、うふう

のことのために必要不可欠の法律案などいふて、  
に思うわけでありますて、この法律が成立したな

信頼性のある東京市場になるよう、そして  
いくことが大事だらうと思う。そういうことを  
通じて、円は言うなればドルやユーロと並び称さ  
れるような通貨になっていくであろう、そういう  
方向に向かって努力することが必要であるといふ  
ふうに思います。

○西田猛 委員 この法律案が成立したから  
いって、大臣、もう全くそれでどうこう変わる  
いうものではないと思います。そこから先でござ  
いますね。そこから先どうするかということで  
す。

もう時間がありません。時間がないというの  
は、私の質問時間ががないのではなくて、日本には  
もう時間はありません。ですから、本当にこれを  
強力に、そしてテンポをアップして、日本の国際  
化に向けて、世界化に向けて進めていかなければ  
ならないと思いますので、ぜひ御奮迅をお願い  
いたしまして、私の質問を終わりたいと思いま  
す。

○村上委員長 次に、佐々木陸海君。

○佐々木(陸)委員 日本共産党的佐々木陸海で  
す。

本日最後の質問です。どうぞよろしくお願ひい  
たします。

今、ピッグバンを前にいたしまして、金融機関  
では一斉にリストラが始まっています。中身を  
見ると、店舗の統合や役員給与の引き下げなどと  
あわせて、労働者に照準を当てたりリストラ、合理  
化が進んでおります。一般行員に対するリストラ  
は、賃金カットや仕事の過密化など、労働条件の  
切り下げに直結するものであります。これは激し  
い形で進められていて、中には、これまでの労使  
協定を經營側が一方的に破棄してまでリストラを  
進めよう、こういう銀行が出てきております。  
あさひ銀行ではこども三月にリストラ計画を発  
表いたしましたが、その中で、こども夏の賞与を  
昨年十一月賞与の九〇%の資金量で支給するとい  
う方針を打ち出しました。削減幅は最大二五%。

一般行員では一〇%カットになるということあります。あさひ銀行は暮れ夏型という年間協定を結んでいるということでありまして、したがつて、今年夏の賞与は昨年十一月に労使で合意をしていたということになります。その合意をほごにする提案を経営側が行ってきたわけであります。労働者側は、当然のことながら受け入れられないとしてその撤回を求めており、現在、労使間で交渉が行われているというふうに聞いております。

そこで、大蔵大臣に見解を求めるのですが、  
労使で既に合意して協定していることを一方的に  
改めてこれまで進むるにハラリストラ、そういうう

進め方、そういうやり方が好まないと大臣はお思いになりますか。

○松永国務大臣 民間金融機関の労使問題は民間金融機関の労使の間で円満に解決、処理してもらいたい、大蔵省の方でああしるこうしろという指

示が出せる問題ではないというふうに思います。  
○佐々木(陸)委員　しかし、このリストラ案とい  
うのは、例の公的資金による資本注入策が直接の

きつかけになつてゐるものであります。経営側の  
発表した見解の中でも、金融システム安定化に向  
けた公的資金導入の議論の中で、銀行の経営効率

化に対する自助努力が強く求められているというふうに説明をされております。

条件としてリストラ計画の提出を義務づけました。あさひ銀行が提出した銀行の経営改善計画を見ますと、「ここにござりますけれども、「行員処

遇の見直し」として、「一円買戻遇について」は、最大二五%程度の賞与カットを行うほか、給与体系の変更などを実施いたします。これらの施策によ

り年収ペースで全行員（含む組合員）では、〇%程度の待遇水準の引き下げとなる見通し」というふうに書いております。このとおりのことが今基本比として、当支店員と比較する形で労働者

今具体化されて労使協定を破棄する形で労働者側に提案をされているわけであります。

この賞与カットの提案は、そういう意味では、政府による銀行への資本注入策が契機になつてゐるわけであります。合意されていた労使協定に行政が割つて入つたという形になつてゐるわけでありまして、これは、労使間の問題に、今大臣として介入してはいけないというふうにおっしゃいましたけれども、行政が不适当に介入をしたということになるのじやありませんか。

○松永国務大臣 今国会でもいろいろな委員会で、民間金融機関の給与水準が高過ぎる、こういった指摘がしばしばなされたところであります。我が国の経済を順調に発展させていくためにには、銀行にはそれなりの力をつけて、そして中企業を初め企業の要請に基づいて必要な資金を円滑に融資する、そういう働きを民間金融機関にはしてもらわなければなりません。そのためには、民間金融機関に経費の節減合理化も図つてもらつて力をつけてもらう必要があるというの、私は、それが本当の銀行のあり方だらうというふうに思います。

資本注入の場合に、経営の合理化あるいは経費の節減等々については要請したことなのでありますけれども、個別的な給与の引き下げ、こうしたことまで強制したものではありませんで、一般論として、銀行がほかの業界の給与水準よりもはあるかに高いということについては、国民の批判もあることであるから、経費の節減合理化という形を通じて国民の側から見て理解できるような状態にしてもらいたいという一般的なことを申し上げたにすぎないわけであります。

○佐々木(陸)委員 その銀行の給与がはるかに高いという問題については後で触れますがあつると、銀行に対する資本注入を審査した、あの審査委員会が承認したリストラ計画とというのは、私たちの見るところでは、あくまで経営者側の方針をまとめて銀行が提出したものであつて、それを実行しようとすれば、当然労使交渉が必要になるわけですね。あのリストラ計画を提出したものを実行しようとすれば労使交渉が必要になる。労使

交渉次第では、審査委員会に提出した計画どおりにならないこともあります。その場合は、銀行に対してペナルティーが科せられるのかという問題があります。もしそれが科せられるということならば、まさに大蔵省は、労使交渉の当事者として、経営者と一緒にになって労働者に労働条件の切り下げを強要していることになりますけれども、その辺の法律的な関係は、銀行局長、いかがでしょうか。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

審査委員会に対する申請、経営の健全性確保のための計画などの構成及び履行につきましては、特に罰則で担保するというような仕組みにはなっておりません。履行状況報告の公表などを通じまして金融機関の自主的な対応を求めるという仕組みになつておるわけでございます。

○佐々木(陸)委員 つまり、経営健全性確保計画は労使交渉を直接的に拘束するようなものにはなつてないということだと思います。

我が党は資本注入にそもそも反対であります。公的資金受け入れの責任は経営陣がとるべきものだ、そのしわ寄せを一般行員に押しつけたことは大変問題だということを強く申し上げておきたいと思います。

しかし、大蔵省はこれまでも、そういう意味ではリストラの後押しをしてきた。昨年十月に大蔵省は、「金融機関経営のあり方等について」という銀行にリストラの徹底を求める事務連絡を出しています。その中でも、役員報酬などと並んで従業員給与を問題にしております。

○山口政府委員 事務連絡を御披露いただきましたが、よく読んでいただきまと、「従業員給与、福利厚生施設等が他の業種に比べ依然高い水準にあり、リストラの徹底が未だ不十分ではないか、等の指摘がある」というふうに申しております。

従業員給料を切り下げるということを命令しているわけではありません。そういう声が強い、特に国会等で強く出たといふことを私は意識しております。それで、こういう事務連絡、文書を出したということだと思います。

○佐々木(陸)委員 わかりました。この通達は、従業員給与を他の業種に比べて依然高い水準といふに決めつけるのではなくて、という指摘があるというふうに書いております。大蔵大臣も予算委員会の答弁で、一般行員の賃金は相当に高いとさういふと答弁をしております。今は、はるかに高いと先ほどはおっしゃいました。

しかし、一般的の銀行労働者の賃金は本当に高いのか。実態をよく見てみると、大臣のように、はるかに高いとか相當に高いとかは私は言えないと思います。さうは、その点では大臣に認識を新しくしていただきたいと思います。

一つは、大臣が予算委員会で、高いことの根拠として、製造業その他の従業員よりも二割あるいは三割ぐらいかな、そのぐらい高いのじゃないかなというふうな知識は私にはあるというふうに、これは二月の二十七日の衆議院予算委員会で答弁をされております。

確かに、製造業に比べれば高いでしょう。しかし、日本の製造業と非製造業との間には、もともと構造的な格差があります。二割近く非製造業の方が高いのです。製造業の賃金が低いのは、一次下請から二次、三次といった下請構造のもので賃金が低く固定されているからであります。その低さの是正が問題になっている層と比較して賃金が高いといつても、それは表面的なものと言わざるを得ません。非製造業の中だけで比較すると、銀行の年間賃金は非製造業の平均値に近いところにあります。さらに、銀行の九割以上が従業員規模千人以上でありますから、規模が千人以上の他業種と比べると平均値にすぎないというところに落ちきます。よく新聞などに、全産業との比較で銀行員の給与が高いとの記事が出ていています。

従業員給料を切り下げるということを命令しているものではありません。もう一つは、銀行員が平均として給与が高いということを私は意識しております。それで、こういう事務連絡、文書を出したということだと思います。

○佐々木(陸)委員 わかりました。この通達は、従業員給与を他の業種に比べて依然高い水準といふに決めつけるのではなくて、という指摘があるというふうに書いております。大蔵大臣も予算委員会の答弁で、一般行員の賃金は相当に高いとさういふと答弁をしております。今は、はるかに高いと先ほどはおっしゃいました。

しかし、一般的の銀行労働者の賃金は本当に高いのか。実態をよく見てみると、大臣のように、はるかに高いとか相當に高いとかは私は言えないと思います。さうは、その点では大臣に認識を新しくしていただきたいと思います。

一つは、大臣が予算委員会で、高いことの根拠として、製造業その他の従業員よりも二割あるいは三割ぐらいかな、そのぐらい高いのじゃないかなというふうな知識は私にはあるというふうに、これは二月の二十七日の衆議院予算委員会で答弁をされております。

確かに、製造業に比べれば高いでしょう。しかし、日本の製造業と非製造業との間には、もともと構造的な格差があります。二割近く非製造業の方が高いのです。製造業の賃金が低いのは、一次下請から二次、三次といった下請構造のもので賃金が低く固定されているからであります。その低さの是正が問題になっている層と比較して賃金が高いといつても、それは表面的なものと言わざるを得ません。非製造業の中だけで比較すると、銀行の年間賃金は非製造業の平均値に近いところにあります。さらに、銀行の九割以上が従業員規模千人以上でありますから、規模が千人以上の他業種と比べると平均値にすぎないというところに落ちきます。よく新聞などに、全産業との比較で銀行員の給与が高いとの記事が出ていています。

従業員給料を切り下げるということを命令していないものではありません。もう一つは、銀行員が平均として給与が高いということを私は意識しております。それで、こういう事務連絡、文書を出したということだと思います。

○松永国務大臣 私は、議員のおっしゃっていることは世間の常識とは少しかけ離れているようないいことも言われますが、これも、銀行内、特に都市銀行では、行内に激しい賃金格差があることを見ない議論であります。確かに、役員クラスは本当に低い給与水準に置かれている、そういうふうに私は思っています。世間の銀行に対するイメージとは実態は全く違う。

例えば、あさひ銀行の一般行員の賃金の例を聞いていただきたいと思います。ある四十六歳の男性は、月額の基本給が三十五万九千四百円、昨年末の賞与が税引き後で八十七万二千七百二十三円、ある五十四歳の男性は、月額の基本給が二十七万三千六百円、年末賞与が七十五万四千三百四十円、五十歳代になると賃金が上がらなくなり、五十五歳になると四割カットということが実際に行われています。

女性はもうと低くて、四十九歳で月額基本給が二十三万六千四百円、年末の賞与額、税引き後は四十四万三千二百四十三円、五十二歳で月額二十三万七千円、年末賞与額、税引き後は四十四万五千円という実態だ、こういうふうに聞きました。特に、女性への賃金差別はひどい状況であります。

また、ある都市銀行の労働者が年収の聞き取り調査をしています。それによると、上級管理職や管理職クラスを除く一般行員は年収が三百数十万円から八百万円程度、女性では三百円から五百円程度だという結果が出ております。この都市銀行で働く従業員のうち、六割を占める人たちが実際にはこういう状況に置かれているというのが実態であります。

大臣、これでも高い、はるかに高いというふうにおっしゃいますか。

そこで、大臣に要請したいのですが、各銀行に対し賃金実態の開示を求めるべきではありませんか。

○山口政府委員 各銀行のディスクロージャー誌をごらんいただきますと、男子と女子に分かれ、平均年齢、それから月額給与がおむねディスクローズされております。

○佐々木(陸)委員 実態は先ほど申し上げたところなのです。高くない賃金を一層切り下げる。しかも、この公的資金を投入される銀行は、つぶれそうな銀行、だめになりそうな銀行といふわけではないのですよ、そういう銀行には公的資金は投入されないですから。そういう銀行で高くもない賃金が一層切り下げられる。一般の職員のことを言っているのですよ。これは道理がない、私はそう申し上げざるを得ない。

昨年のリストラ連達は、銀行の社会的責任を適正に果たすためにリストラをしろというふうに言つております。しかし、銀行の社会的責任といふことを言うのであれば、大蔵省は、こういう差別的な賃金体系のは正や長時間労働のは正こそ求めべきであります。今の大蔵省の行政は、言つてみれば労働者犠牲促進行政というものであつて、全く逆立ちしていると言わざるを得ません。

銀行では、長時間労働も大変深刻であります。昨年十一月には、東京中央労働基準監督署が、銀行の本社労務担当と支店長を集めて、サービス残業と長時間労働の残業防止を要請したということが言われております。大蔵省は、そういう労働実態を把握した上でリストラを求めているのかと言いたいのです。

そこで、大蔵大臣に申し上げたいのですが、大蔵省が労働条件の一層の悪化を銀行に求める、そういう行政は改めるべきではありませんか。

○山口政府委員 私どもの行政は、金融機関をよりしっかりとしめたものにして、国民の皆様に役立つような金融システムにつくり上げるということだらうと思います。労使問題ということは労働省でビッグバンへの対応策であります。あさひ銀行の御所管いたしております、いろいろ個別の問題があればそこで解決される問題だと思います。

○佐々木(陸)委員 今の中のリストラは、本質的には

経営陣は、リストラ提案の中でも、日本版ピックバンの中で、自己資本比率の一〇〇%台への引き上げによる国際競争力の強化や利益の一層の拡大を図っております。そういう収益第一主義の経営の中で、労働者の賃金カットや人減らしによる長時間労働が進んでいたわけであります。公的資金を受け入れた二十一の銀行だけでも、二〇〇〇年度までに約一万七千人の従業員を削減して、八行で平均給与の減額を表明しているわけであります。

大銀行が国際競争に勝ち抜くために労働者に犠牲を強いる、ここに金融機関を優勝劣敗の大競争に巻き込んでいくピックバンの問題が浮き彫りになつてゐるというふうに私たちは考えます。私たちは、これは到底認められないということを強調しておきたいと思います。

次に、今度のピックバン法案の中での規制緩和、大分行われている投資信託の問題について伺いたいと思います。

これは、言つてみれば今度のピックバンの大きな柱になるものだと思ひますし、証券市場に流通する商品中、初心者にもなじみやすい、利便性、安全性も高いというふうに宣伝されているものであります。

その投資信託ですが、日本で現在一番最新の純資産残高がいかほどで、それが例えばこの十年間ぐらいでどういう推移をたどってきたか。簡単で結構ですけれども、お示しをください。

○山本(異)政府委員 証券投資信託の純資産残高につきましては、ピーケーが平成元年でございました。五十八兆六千五百億円でございました。最近におきましては減少の傾向にございまして、平成六年、四十三兆四千億円、平成七年が四十七兆九千五百億円、平成八年が四十八兆六千六百億円、平成九年が四十兆六千五百億円程度ということになつてございます。

てくると言われているのですけれども、投資信託というのは低迷をしている、今のところそうしていると言わざるを得ないと思うのです。

長野前証券局長は、四月十日のこの委員会の答弁の中で、ミュー・チュアルファンドなどが「広くアメリカの国民に受け入れられているという現実を、私どもはいささかうらやましい思いで眺めております。」というふうに言つていましたけれども、実際日本の現状に照らしてうらやましいと思うだろうと思うのですが、日本の現実がさえないのは、今こんなふうに低迷しているのはなぜか。規制が厳しいから規制を緩和しさえすればアメリカのようになるというのか、それともひとつ別の理由もあるというのか、その辺の理由をどうとらえているか、説明をしていただきたいと思います。

○山本(晃)政府委員 先ほど、簡単にということだつたものですから、縫額しか申し上げませんでしたけれども、平成元年約五十八兆六千五百億円でございますが、このうち株式投信が四十五兆五千億円でございました。平成九年末、約四十兆六千五百億円ぐらいでございますが、実はこの株式投信が九兆九千八百六十五億円ということで、約十兆円、十兆円を切っているということをございます。要すれば、株式投信が非常に落ち込んでいます。他方で公社債投信、これはM・M・Fといふのが平成四年に創設されたということもありまして、こちらの方はおむね好調に推移をしてきているわけでございます。

結局、この株式投信の不調に尽きるわけでござりますけれども、これは近年の株式市場の低迷といつたことがその要因ではなかろうかというふうに考えておるところでございます。

○佐々木(陸)委員 株式投信の不振がこういう投資信託全体の低迷を招いている、その理由は株式市場の低迷だ、非常に単純明快でありますけれども、ただ、この株式投信の不振などという問題についてもいろいろなことが指摘されていると思うのですよ。

例えばシステム上の問題として、委託会社の多さが証券会社の子会社であるという点。委託会社が信託財産に対する委託会社の運用方針を支配してファンドマネジャーの自主的運用をゆがめるという事態が起っていた。だから、不人気な銘柄を投資家から買取ってはめ込んだり、あるいは逆に特定銘柄の大手買付けを行つて価格操作をするなど、親の証券会社の都合で投資信託が運用されたという問題も指摘されておりますし、それから手数料の取り方が先取りであるために、売買手数料が増加のために、短期の売買、回転売買、つけかえが頻繁に行われてきた。その結果、中長期の投資が保証されないという問題があつた等々の問題も指摘されておりますけれども、こういう問題は今度きちんと解決されることになるのでしょうか。

○山本(晃)政府委員 委員も御案内のように、証券投資信託といふものは、専門的能力を活用した簡便かつ効率的な資産運用手段を提供いたしまして個人投資家等の証券市場への参加というものを容易にするものであるということで、今後の国民の資産運用手段としては中核的な役割を果たしていくことが期待をされているわけでござります。このため、今回の金融システム改革におきましては、証券投資信託といふものを国民にとってより魅力あるものとするために、証券投資信託の商品の多様化などを図るということにしていくわけでございます。

具体的には、新しい商品といたしまして、私募投資信託や証券投資法人制度、いわゆる会社型投資信でございますが、これの導入であるとか、あるいはその投資家のニーズの多様化、グローバル化にこたえて効率的な運用を可能とするために、投信委託業者の運用の指図に係る権限の外部委託といふものを導入する、あるいは証券投資信託の利便性の向上を図るために販売チャネルの拡充を図ることといったしまして、銀行等の金融機関による投資信託の窓口販売の導入というものを図つて、こう、さらには、投資家の多様なニーズにこたえ

まして、商品設計の自由化を図るための信託約款、今までは大蔵大臣の承認制でございましたが、これを届け出制に移行する、こういうことを御提案をさせていただいているわけでござります。

先ほど委員の方から、株式投信が不振のは單に株式市場の低迷だけではないのではないかという何点かにわたっての御指摘がございました。確かにそういう指摘というものは從来からも非常に根強かつたわけでございます。実は、こういった点に関しましては、平成六年だったと思いますが、投信研究会といいわゆる証券局長の私的な研究会がござりますが、そこでもういろいろな点についてはいろいろと手がけたわけでございました。そして少なくとも、法律改訂論をいたしました。そして少なくとも、法律改正以外で、制度改正といいますか改革ができるものについてはいろいろと手がけたわけでございました。そういうことに相なるわけでございました。

最近では投信会社、先ほど証券系が多いというお話をございましたが、確かに出発点はそうでございました。ところが、その後、いわゆる外國系あるいはその他銀行あるいは保険とか金融機関、こういったものも入ってまいりておりますので、そういう面からも大分事態は改善されるのではないか、そんな感じがしております。

○佐々木(陸)委員 その研究会の答申というのか、あれが出てからいろいろ手を打っていたというのですけれども、それによってどれだけ改善されたか、なかなか疑問であります、詳しいことはおきますけれども。株式市場の低迷ということがありました。これがやはり根本要因だろうと思うのです。

○証券取引審議会の答申でも、商品の組成面での工夫を行つても、投資対象の魅力は、究極的には証券の発行体たる企業等にどれだけの魅力があるかによつて決まる、といふ点である。資本を調達する側が資本を有効に

活用でき、その果実を投資家に十分に還元する意志があつて初めて、金融技術を駆使することができる

では根本問題であつて、利益をもつと株主に有利な形で還元していくよな、そういう株主を重視した経営への転換なしに市場の活性化はあり得ないという問題にも結びついてくる問題だらうと思

います。  
ささらに言えば、証券会社と総会屋のやみのつながりだと、山一証券の破綻に至る簿外債務問題と大蔵省当局の闇金問題など、金融システム全体への国民の信頼を揺るがせている現状、こういつた根本的な問題は今後解決をされていかなければなりませんし、今度の法案によつて解決されると

いう問題でもないわけです。国民の不信はむしろ今拡大するような事態でありまして、ここに抜本的なメスを入れないと本当のシステム改革にはなつていかない、市場活性化にはなつていかないというふうに私は言わざるを得ない。

そういう意味でいいますと、この法案はむしろ、こういう根本問題から目をそらして、文字どおり金融技術ばかりに走らせて、根本問題への対処を先送りさせるような危険も持つのではないかという感じを持つております。

○佐々木(陸)委員 その参加者の根本的な精神が

ちっとも変わつてはいないわけでありまして、そういうところにこのフリーということが盛んに強調されてくる、その危険性を考えざるを得ないわけであります。  
これまでの投資信託の販売でのトラブルの中心点は何だったでしょうか。

○山本(見)政府委員 証券投資信託をめぐるトラブルにつきましては、私どもそのすべてを詳細に把握をしているわけではございませんけれども、訴訟になつたものといたしましては、受益証券説明書、運用報告書の不交付、あるいは元本割れの危険性の不告知などの説明義務違反による損害賠償請求であるとか、あるいは収益の分配について利回りを保証するといった断定的判断の提供によつて、そして横並びを助長させ、また利用者の選択の幅を狭めてきたんではないか。こういった点につきまして、まさに多様な創意工夫の發揮を促すために、いわゆる事前的な商品あるい

は業務規制ではなくて、競争的な環境を整備をしよう。

ただ、競争といましても、当然のことながらこれは公正な競争でございます。市場原理、市場原理と申しましても、市場の基本というものは、公正さを担保するルールが守られている、こうい

う信頼感、これが大事でございます。そういう意味で、ディスクロージャーの整備あるいは公正取引ルールの整備、こういったものはまさに不可欠であるというふうに考えておるところでございま

す。  
上物といいますか、改革の法案の枠組みは枠組みといまして、しかし、やはり何といいましても、市場というものを支えるのは市場のまさに参加者でございます。そのままに参加者、これは自由という中で、やはり自己規律の精神というものが、これも大事なのではないのかな。最終的にはまさに市場参加者が制度を動かしているわけでござりますので、そういう点が肝要ではないかな

というふうに考えておるところでござります。  
○佐々木(陸)委員 その参加者の根本的な精神があつた。これが、基本的に元本保証商品しか扱つてこなかつた銀行で販売されるようになるわけでですから、元本保証があると誤認される危険は一層増大する。これはもう非常に明らかであります、そのためいろいろな手段を講じるということも考へられてはいるわけです。

私は今、一つここに九四年九月八日の東京地裁の判決を持つてゐるんですが、ここでは、いわば素人ともいふべき相手に、あえてハイリスクな取引を勧誘するに当たつては、単に当該取引の危険性に言及し、その点についての理解を得るだけでは足りず、明確かつ詳細に、最悪の場合にどのよ

うな事態になるかを説明し、その事態についての十分な理解をさせた上、それを承知の上でなお取引するのかを確認すべき義務があるということまで判示した判例もあるわけです。こういうのに照らしてみると、今回の法律の規定はまだ非常に不十分だと言わざるを得ないと思うのですが、いかがでしようか。

○山本(晃)政府委員 お答えいたします。

証券投資信託は、先ほどもお話をいたしましたが、国民の資産運用手段として中核的な役割を果たしていくことが期待をされているわけですがございまして、こういった意味におきまして、投資家保護のための措置あるいはトラブル解決のための措置も、これまでの状況も踏まえて充実をさせていきたいというふうに考えております。

投資家保護のための措置といたしましては、証券取引法の公衆説明会型ディスクロージャー、これを適用いたします。そうなりますと、日論見書というものの、これが契約者に交付される。これは義務化されると、投資信託法におきましても、信託契約の重大な内容の変更または解約に関する書面の投資家の交付の義務づけであるとか、あるいは運用報告書の交付の義務づけを行います。

また、第二に、銀行等による投資信託の窓口開設の導入と併せて、証取法上の誠実公正主義の確立等の販売ルール、あるいは銀行法等における顧客に対する預金との誤認防止ルール等の適用、こういった措置を講じます。

また、第三に、投信委託業者のファンドの運用につきまして、投信委託会社の親会社などの利害関係人等との間の利益相反行為、いわゆる回転買付といった行為、そういう行為の禁止の法定化についての措置を講ずることとしているわけになります。

また、トラブルの解決のための措置をいたしました。証券投資信託協会につきまして、証券投資信託の販売等に関する苦情の解決に係る業務の創設、そして日本証券業協会によるあつせんの導入、こういった措置を講ずることにしていります。

当然なつていないとあうに言わざるを得ない

先ほど、事前規制型からいわば事後チエック型というようなことを言われましたが、この監視体制についてもどうかといいますと、大きな話ですけれども、事後チエック型にふさわしい新しい検査監督方法が提出されているわけでもないと思うのです。金融監督庁の人員は証券取引等監視委員会を含めて約四百人ですが、アメリカでは包括的な証券規定のもとでSECを中心とした約一万人の強力な監視体制、イギリスでも九七年から監督機関が金融サービス庁、FSAに一本化されて総勢約二千人になっている。

たから、フリーといひたてなくて、プロアなどは、場ということになれば、公正なルールのもとで、自由な競争のもとで違法ないし不正を徹底的に排除できるという監視体制が不可欠でありまして、それがなければ本当に弱肉強食になつてしまふ。しかし、日本の想定されている監視の体制はおよそグローバルの基準にも合わないのでないかと私は思はざるを得ない。だから、フリーばかりが大手を振つてまかり通つて、フェアは余り保証がないのではないかというのが実態ではないかと申わざるを得ません。

さて、時間がなくなりましたが、大臣に最後にわ聞きました。

前の委員会で、大臣はピッグバンについて、一千二百兆円の個人資産の争奪戦になるのではないということをえらくこだわって反論をされまして、國民が蓄えた資産を有利に運用するチャンスを國民に与えるものだということを強調されました。それならお聞きしますが、國民はそもそもピッグバンでいろいろな商品が出てくることを期待している、運用の機会がふえることを待ち望んでいるという御認識でしようか。

○松永国務大臣 千二百兆円のお金の争奪戦にならざることについて私は余りいい感じを持たないといふ意味で申し上げたわけです。國民一人一人が待ち望んでいるかどうかは別として、少なく

とも自分が勤労によって蓄えたお金、そのお金

を、六割近くは銀行に預けておるという状況なのですが、ありますけれども、それ以外により有利に運用ができるというチャンスが提供されることになる、こう申し上げておるわけであります。

○佐々木(陸)委員 世論調査のいろいろな結果を見ましても、四月一日付の読売の世論調査では、七一・七%の人が「もうけが少なくて安全なもの

の」というふうに答えています。「多少危険でもうけが多いもの」と答えた人は六・三%にすぎません。そして朝日の世論調査では、ピックパンについて不安を表明する人が期待する人を上回っています。ですから、率直に言って、今のピックパンの方向は、うつむき眼で見えてくるといふ

クノンの方向としては、國民が求めてしるとしてうものとは言えないのじゃないかといふに私は思うのですが、大臣、いかがですか。

う私にそれにもかかわらずいふ人はそれで結構がんばりますよ。しかし、いろいろ情報を集めた上で、多少のリスクはあるかもしけれぬけれども利益が多い、そっちの方にお金を向けてみようという希望者は、その希望に基づいて行動すればいいのです。別に政府が、大蔵省がああしろこうしろと言うわけではない。文字どおり自分のお金を有利に運用するという機会が、選択肢が非常に広がる、こういう

意味なのです。自分の意思に基づいて行動なさればそれでいいのです。

ただし、その場合に、リスクについての説明も

○佐々木(陸)委員　いろいろな雑誌で、預金をおろしてこれを貰え、ピッグバン投資商品ガイドというのが出ていたり、ピッグバンが投信を変えた、無視していくはもうけ損なうというようなことをやつたり、そういう中で、大蔵省が宣伝しているわけではありませんが、大蔵省もピッグバンだ、ピッグバンだというふうに大騒ぎをしている金融商品の販売でなければならぬ、こういうことにならうかと思います。

わけです。

そして、推進しようとしているピックハンでは、本当にこういうものにとらわれていった人たちを救うような体制が極めて弱いのではないか。その危惧を表明しておかなければならぬし、国民党

○村上委員長 次回は、来る十五日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

平成十年六月十五日印刷

平成十年六月十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D